

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 北区さつき会							
	開所曜日	祝日を除く平日(月曜日から金曜日まで)							
	開所時間	9:00~17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 障がい児相談支援事業 児童発達支援 放課後等デイサービス							
事業所の特長	当法人は、保育園を運営しており、その経験を生かしながら業務を行なっています。そのため、障がい児に対する支援に対し、作業療法や言語療法、臨床心理士などの専門療育に力を入れ、相談支援についても積極的に障がい児の受け入れを行なっています。また、相談支援専門員は職務経歴を活かし、知的障がい者や精神障がい者の支援に強く、重度障がい者が地域で生活するための配慮や工夫を常に心がけています。								
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
		専任	1	0					1
		兼務	2	0					2
		計	3	0					3
1-3 専門資格の保有状況									
		社会福祉士 3名 精神保健福祉士 1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
1-5 センター業務についての理念・基本方針									
		障がいを抱える人々を地域の一構成員として捉えた上で、社会構造の改善、関係者意識の改革など、環境の再構築に重点を置いた具体的取り組みを実践していく。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	1	0	0	0	0	0	6	7
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	10	17	7	0	0	0	23	57
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	17	7	0	0	0	29	64
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障がい	15	8	20	0	1	1	30	75
	精神障がい	54	28	84	0	7	5	204	382
	障がい児	15	7	1	0	0	0	17	40
	重複障がい	15	8	3	0	5	3	41	75
その他	4	5	2	0	0	1	4	16	
合計	114	73	117	0	13	10	325	652	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		451件	30件	109件	62件	652件			

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		精神障がいを抱える方からの「その他」の相談が多い。これは精神的に不穏があり、連日センターに連絡されるために対応が増えているためである。1回の対応時間は1時間を超えることが少なくなく、傾聴が精神安定の処方と判断し、出来る限り、話を聴くように心がけている。実際に会話の中で口調が落ち着き、スッキリして切られることがほとんどで聴くことの効果が表れていると感じている。 上記以外の相談では、現在事業所を利用しているが、事業所内での対応や人間関係に不満があり、自分に合った事業所に移りたいという相談が多い。スタッフの対応において、障がい特性に対する配慮を欠いてしまっていると感じられるケースもよく耳にするため、事業所スタッフの質の向上と本来福祉サービス事業所が担うべき役割について理解を深めていただく必要があると考えている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	3	相談支援は福祉サービス利用のきっかけに携わることから、当事者の障がい受容の状況を確認し、信頼関係を構築することを重要視しなければならず、当事者のこころのケアと安心して生活できる初期の支援を行なう基礎的な知識を最低限有することが必要と考えており、配置している。	専門的資格を必須としながら、接遇マナーや障がい者の全体性に趣をおいた相談支援の方法論など、大学や養成機関では学べない部分もより強化していきたい。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	平成30年度に職員の交代があり、基幹センター職員としての資質を向上させるため、積極的に研修参加した。	毎月行なっているミーティング等で勉強会を開くなど、受講した職員を主体とした研修内容の共有を図りたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	出来る限り常駐するように心がけたが、一度に2件以上の電話がかかったり、急な来所もあるため、対応が出来ない日も多い。電話は不在の場合、訪問中の職員の携帯電話に転送され、移動中などにも対応できるようにしている。	職員数の充実を検討しているものの、なかなか応募がないのが実状である。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルの運営は、事業所内ミーティング等で手続きの流れに関して確認している。さらに、各規定の内容を深く掘り下げて、意味の理解も徹底させている。	マニュアルに記載されている文章では分かりにくい箇所もあるため、図式化して理解しやすい資料を作成したい。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	包括支援センターや生活困窮者支援窓口、社会福祉協議会など、地域で生活している方へ支援を行なっている関係機関とは、日頃から連絡を取り合い、障がい者理解への関心を持ってもらうよう努めている。	NPO団体等の支援団体や、当事者グループや家族会とも連携を図れるように取り組むことが必要と考えている。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	手話や点字など、必要に応じて資料を作成するなど配慮できている。また、言葉での理解が困難な利用者に対しては、説明を構造化し、内容を当事者自身が理解できるよう工夫をした説明を心がけている。	個々のケースに即応できるよう、センター全体でコミュニケーション手段の工夫が誰でも図れるようにしていく必要がある。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	区役所等で行なっているケース会議等には招集がかかれれば積極的に参加し、基幹センターとしての役割に沿って、意見を述べるよう心がけている。その上で、適切な支援が受けられるよう、関係機関に対し、障がい者理解の促進のための助言なども意図的に行なっている。	短期解決にこだわらず、息の長い支援を心がけ、年々変化する生活環境や親の他界等に備えて準備していくためにはどう関わればよいかについて十分検討していく必要がある。

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	平成30年度当初から、北区は選定会議を開始した。個人情報を含め、概要説明を、相談支援部会開始前に集合した相談支援専門員に伝え、全体の中で公正に選定を実施することが出来た。	選定会議の運営に関して、意図的に選定会議に出席しない事業所も増えてきたため、より公平・公正に選定できるよう、平成31年度に向けて検討し、改善を図ることとしている。	
b 地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	地域移行支援の積極的活動を行なうことは出来なかったが、地域生活を望む場合は、入所施設やGHなどの事業所を訪問して、方法を一緒に検討するなど実践している。また、地域の指定特定相談支援事業所に対して、経験値の浅い相談支援専門員が多いため、部会等を通じて相談員の前提となる資質を向上するための勉強会などを行なっている。	成年後見制度の申立などを常に検討し、数十年関わってきたという自負心による関係機関等の無権代理による処遇の方向づけを出来る限りなくしていきたい。	
c 地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	事業所の増減や分布など、視覚的に理解している。また、地域関係者との懇談等で情報収集しながら、地域特性の把握に努めた。	具体的なケース対応に地域住民にも参加してもらい、地域を構成する一人としての受け入れの促進や専門職以外の関わりについて、より積極的に促していく必要があると考えている。	
d 地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	5	障がい者事業所マップの配付など、障がい者に関わる主な関係機関には毎月足を運び、連携強化を図ることが出来た。	常日頃から声をかけ合うなどの連携は出来ており、今後は個々に関わる担当者同士が集い、世帯単位で支援できる体制を構築する必要がある。	
3-5 地域自立支援協議会の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	運営委員会を中心とした地域自立支援協議会の運営方法を確立することが出来た。部会や委員会活動も代表幹事を中心に実施しており、活発な意見交換をすることが出来た。部会活動では成果物にこだわり、抽象的な議論ではない地域に還元できる取り組みをすることが出来た。	本会が形骸化する傾向にあるため、本会委員が「わが事」として、北区内の障がいを抱えた住民の立場に立った議論が出来る場にしていきたい。	
b 協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	地域住民に対して、障がい児支援事業所の内容が分かりやすい「障がい児事業所BOOK」の編纂を実施し、関係機関に配付することが出来た。また、虐待防止啓発をこれまで実施しなかった区民イベント等で、区保健福祉センターと共同で配布することが出来た。	地域自立支援協議会が障がい福祉の中核として機能し、地域住民にもその活動成果が共有できるよう取り組みを行い、当事者が地域で安心して生活できる地域作りを行なうことが急務と感じている。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	一般相談支援ではないが、特定のケース検討として、事業所におもむいて一緒に考えながら、取り組むことが出来た。	事業所や本人からの依頼を受けて現在は活動を行っているが、地域生活への移行を積極的に推進し、当事者本人が理解し、チャレンジしたくなるように啓発しながら、同時に地域住民の受け入れが寛容になるよう障がい者への理解を促していきたい。	
3-7 権利擁護の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待通報事例や要保護児童対策協議会などで繋がった当事者とは長く関わられるようにフォローアップを意図的に実施している。	家族分離が必要な場合であっても社会資源が不足しており、対応に苦慮しているため、広域で社会資源を把握しておく必要がある。	

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター	
6	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	相談件数が少ないことから積極的に関与する場面はほとんどなかったものの、何気ない言葉に当事者はショックを受け、時には傷つき、精神科病院へ入院するケースも多いことから、障がい特性の理解を含めた、合理的な配慮の工夫などを事業所に対して説明に伺うことが多かった。
3-8 その他の取組み		関係機関や地域住民に対して、差別や固定観念による制限などについて無くしていくように勉強会を開催していきたい。	
		ハローワーク梅田で毎月実施している就労系福祉サービス事業体験説明会は3年目になる。市内だけでなく、遠方からも来場され、平成30年度は191名(うち求職障がい者98名)の実績であった。事業所主導による体験説明会にならないように十分配慮しているため、アンケートには「サービスの違いがよく理解できた」との感想が多い。今後も毎月継続していく予定である。	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>○ 北区内の社会資源の種別ごとの数が、対象者のニーズに合っておらず、特に中等度、重度障がい者に対する事業所が極端に少ない。今後は事業所スタッフの質の向上を推進し、軽度障がい者を対象とする事業所においても受け入れが出来るように後方支援を行っていきたい。その上で体制加算など事業継続のための施策を充実していただきたい。</p> <p>○ 全事業種別において、職員の入れ替わりが多く、支援の継続性が保障できない状態が続く、当事者の不安が増大している。地域自立支援協議会の活動などを通じて、他事業所の職員との交流を深めながら、燃え尽きや挫折感に陥らないような工夫をしていきたい。そのため、障がい福祉事業所職員に対し、日々の業務に活かせる研修内容の充実を図っていただきたい。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和元年6月17日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	忙しくなっていることが伺えるが、職員は足りているのか。 → 基幹センターの担う業務が多くなるにつれて、計画相談が困難になっている。相談支援事業所が少ないため今後も契約は取っていかねばならない。法人として求人を出しているが、適当な人材がおらず増員には至っていない。
	2	相談支援実績について	精神障がい者の件数について増えていると伺ったが、昨年と比較してどうか。 → 記録の精度にもよるが、昨年は141件であり大幅な増加。実人数では微増にとどまっており、一人の方が連日連絡してくることが非常に増えてきている。
	3	業務に対する自己評価について	○ 選定会議について、どこへ相談支援を頼んでもいっばいで受けてくれない実情がある。選定会議を始めて利用者は相談支援はつながっているのか。 → 平成30年度実績は50名の申請者に対して選定を行った。しかし、マッチングの課題や選定会議の手法に改善を加える必要があったため、平成31年度からは選定調整会議という形で実施している。 ○ 地域移行について評価が低いのが、評価内容を見る限り努力はされていると思う。なぜ低いのか。 → 現在大阪市では、地域移行支援を推進しており、その実績がなかったため、低い評価とした。
	4	区における地域課題について	特になし
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		自立支援協議会の活性化に重点を置いた1年でした。課長から「大風呂敷をひろげて出来るのかなと思っていましたが、ここまで自立支援協議会に動きが出てくるとは思いませんでした」とお褒めの言葉も頂戴し、事業所のネットワークに貢献できたと感じています。しかしながら、総合的に見た場合、地域移行支援への積極的な取り組みや、地域住民への啓発活動など、まだまだ課題が山積していることは多く、今後の運営に取り込んでいきたいと考えています。	

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人ある							
	開所曜日	月～金							
	開所時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	生活介護事業、居宅介護事業							
	事業所の特長	自立生活センターとしての活動背景があり、障害当事者自身が主体となって事業所運営、活動、取り組みなど行っている。区保健福祉センターと近い距離にあり連携もしやすく、相談者にとっても訪問や相談しやすいセンターである。							
1-2 職員の状況									
		常勤職員		非常勤職員		計			
専任		0		0		0		0	
兼務		1		3		4		4	
計		1		3		4		4	
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名		実施曜日		実施時間			
頭髄損傷		月～金曜日		10:00～17:30					
脳性麻痺		月～金曜日		10:00～17:30					
脳血管障害		月・水～金曜日		10:00～17:30					
軟骨無形成症		随時		随時					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>◎これまでの活動を通じて構築してきた支援ネットワークの中核的役割を担うため、支援方針の見立て、支援のチーム作りを大切に、専門的知識を必要とする困難ケースや、地域の障がい者の緊急の事態にも対応していくよう努めていきます。</p> <p>◎地域の相談支援事業所にも情報提供や、後方支援できるよう努めていきます。そして、行政機関、福祉サービス事業所、地域包括支援センターや子ども支援機関、医療機関、地域の支援の方々とも、さらに連携を強化していきます。</p> <p>◎区自立支援協議会では専門部会を中心に活動していますが、引き続き様々な取り組みを通じて、地域の関係機関・団体と共働し、地域の障がい者が安心安全にいきいきと暮らせるよう取り組んでいきます。</p> <p>◎これまで当センターで取り組んできた入所施設や精神科病院からの地域移行取り組みの経験を活かし、今後さらに地域移行が進むよう、地域移行支援のコーディネート取り組みを進めていきます。</p> <p>◎権利擁護の取り組みとして、引き続き養護者による障がい者虐待の通報・届出の受理、そして被虐待者および虐待者の支援に努め、また障がい者差別の解消に向けた取り組みとしての相談対応にも引き続き取り組んでいきます。</p> <p>◎以上の取り組みを、障がい当事者が主体となって運営するセンターとして、障がい者の権利が守られ、社会参加ができるよう、障がい者の立場に立ちきって進めていきます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	13	0	0	0	0	0	0	13
	聴覚	4	1	1	0	0	1	0	7
	肢体	34	11	9	5	0	0	11	70
	内部	2	0	0	0	0	0	4	6
	計	53	12	10	5	0	1	15	96
	難病	1	2	0	0	0	0	0	3
	知的障がい	48	20	17	0	3	0	11	99
	精神障がい	176	82	15	3	8	3	80	367
	障がい児	15	3	0	0	0	0	3	21
	重複障がい	60	35	12	0	0	2	14	123
その他	2	0	2	0	0	0	0	4	
合計	355	154	56	8	11	6	123	713	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		498件	110件	94件	3件	705件			

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		基本相談(委託相談支援)から一定期間を経て計画相談に移行となるケースが多いですが、サービスに繋がらず委託相談で長期で関わっているケースもあります。計画相談は区からの依頼や特別なケース以外は増やさないようし、計画に繋ぐまでや計画の対象にならないケースを取り組むようにしています。地域の方(障害を持つ子の親)からのケース、病院からのケース、見守り相談室からのケース、就業・生活支援センターなど、相談の入り口は様々です。障害種別の割合としては精神障害の方が大半を占めています。また「8050問題」と呼ばれるケースも多く増えてきています。これは80代の親と50代の障害を持つ子どもの世帯のケースであり、これまでは親自身でサポートできていたことも加齢に伴い難しくなってきたことで自分たちの代わりにしてもらえらる支援やサービスを求められたり、自分たち親なき後に子どもがどうやって生活していけばいいかについての相談といったケースです。こういったケースでは包括や医療機関との連携が求められる場が一層増えてきたように感じます。また精神科病院からの地域移行ケースもあり、地域で生活できるよう取り組んできました。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか		3	より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するため研修のうち、医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修、精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修は受講しました。	左記の対象となる研修のうち、強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修は未受講であり、機会をとらえて受講する必要があります。
各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。		3	障害特性の理解や支援について、また制度に関することや、虐待防止研修も含めて、テーマに応じて各種研修に積極的に参加するよう努めています。そして、研修を受けた職員はスタッフ会議等で内容を共有できるようにしています。相談支援の初任者研修では受講者へのファシリテーター役を担い、相談支援に関する資質向上に努めています。	職員それぞれが多忙を極め、各種研修を受けることが困難になってきているが、工夫して受講できるようにしていかなければならない。
開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。		3	職員間でスケジュールの共有をし、職員の誰かが当センターに居よう努めています。また、やむを得ず不在になる場合は区保健福祉センターにも伝え、そして夜間・休日・年末年始等の緊急対応は、携帯電話へ転送するなどして、24時間対応の体制を整えています。	職員それぞれが多忙を極め、訪問等の外出も多く、職員の誰かが当センターに居よう努めているが、ケースの急な対応も多く困難な状況にあります。
苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。		3	各種マニュアルを整備しており、職員間で定期的に共有し、該当する事案が発生した際にはマニュアルにそった対応をし、適切な記録を残し、事後も職員間で共有するようにしています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。		4	3障害および難病患者等のケースに関して、その障害特性に詳しい実際に支援されている方等のスーパーバイズも受けながら、決して自分たちだけで抱え込むのではなく、支援のチーム作りをして取り組んできました。ケースを通じて、関係機関のネットワーク構築と連携、支援のノウハウを獲得してきました。	3障害および難病患者等のケース以外に、8050問題にもあるような、親だけしか関わっておらずどこにもつながっていないケースや、障害があるということがこれまでわからず何の支援も受けられていないケースなども多く、より一層専門機関との連携も必要となってきています。
手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。		3	文字盤やピクトグラムを活用、筆談やUDトーク(アプリ)など、本人が理解できるコミュニケーション方法を用いている。必要に応じて、情報保障として拡大文字やルビ表示などの情報提供を行っている。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。		3	支援の困難なケースに関して、アセスメントをしっかり行い、支援方針の見立てをし、支援関係機関や支援者のチームを作り、支援方針を共有しながら相談対応を進めていけるようリーダーシップを取り、支援者間の連携を一層強めていながら取り組んできました。	今年度から、「総合的な相談支援体制の充実事業」(つながる場)も始まっており、最近特に多い8050問題にもどう対応していけるか、ショートステイやグループホームなどの受け皿の拡充、緊急ケースへの対応の仕組みづくりが課題である。自然災害時も含め、どこにもつながっていない障害者の掘り起こしの取り組みも重要である。

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
。	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	指定相談支援事業所の選定ケースに関しては、障害特性や個別のケース内容に応じて、中立性・公正性にも留意し選定にあたっています。	指定相談事業所もかなり手いっぱいであるため、今後ケースの相談支援事業所選定が難しくなることが予想される。
。	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	地域の指定相談支援事業所から制度利用に関してや、障害特性に応じた支援への相談があった場合、情報提供やケースによっては間に入るなどしてきました。また、新規に立ちあがった相談支援事業所には、ケースを一緒に動くなど計画相談支援に慣れていただけるよう後方支援も努めてきました。	
。	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	個別ケースを通じて、行政(障害福祉、生活支援ワーカー、生活困窮者相談窓口)、医療機関(医師、訪看、PT、MSW等)、見守り相談室、成年後見人、あんしんサポート、サービス提供事業所等の方々と、また地域の取り組みや会議を通じて、区社協、学校(福祉教育)、地域福祉コーディネーター、ハローワーク等にも障害者相談支援の立場として年々連携を深めており、各機関や地域の方たちとのネットワークから、地域の障害者のニーズ把握に努めています。	自然災害時に支援が必要となる障害者のニーズ把握が進んでおらず、市・区・関係機関・地域でともに進めていく必要がある。
。	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	毎月の地域福祉コーディネーター連絡会にて地域福祉コーディネーターや地域包括支援センターおよびランチの方々と、中野まちづくり協議会(地域活動協議会)、都島区社会福祉施設連絡会(高齢・こども・障害)役員会にも参画し、他分野の相談支援機関等との連携強化に努めました。	障害者が65歳に到達し、介護保険と障害福祉サービスを併用するケースも年々増えてきているため、より一層、地域包括支援センターとも連携し、高齢と障害の双方の制度の理解や支援方針のすり合わせ等も密に行っていく必要がある。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
。	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	都島区地域自立支援協議会では区事務局と協力してその運営を行い、本会議・運営会議、4つの専門部会(相談支援部会・地域当事者部会・こども部会・事業所部会)の取り組みを中心に活動しています。地域当事者部会では、「第3回なかまつながる地域の輪」を開催。まちづくり推進課と災害時についての意見交換を行いました。事業所部会では、「都島区障がい児・者 福祉資源フェスタ」の開催。相談支援部会では、ケース検討や事業所が抱える課題共有など取り組んでいます。いずれも地域の障害者支援機関相互の連携体制の強化に努めています。	まちづくり推進課と自然災害時についての意見交換と議論を重ね、平時の備え、福祉避難所間の連携、支援の可視化など、具体的な取り組みもしていきたい。
。	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	都島区地域自立支援協議会地域当事者部会で実施した交通まちづくりアンケートを基に、9地域(小学校区)で実地調査(みやこじま探検隊)を行い、課題整理した結果を「なかまつながる地域の輪」のイベントで掲示報告するなどしました。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
。	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	精神科病院からの地域移行支援は、昨年度2ケース取り組んでいます。また、市障害福祉課で設置した「地域移行支援ワーキング」に委員として参画し、東淀川区の障害者支援施設に市障害福祉課と区基幹相談支援センターとで訪問し、地域移行支援に関する意見交換など行いました。	今年度も引き続き、市福祉局と各区基幹センターとで、市内の障害者支援施設訪問を進めながら施設との関係づくりをしていく。

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター	
3-7 権利擁護の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	職員は虐待防止研修を定期的に受けるようにしており、都島区地域支援調整チーム実務者会議(虐待防止連絡会)にも参画し、意識の高揚とともに、関係機関とのネットワーク作りにも努めています。また、区保健福祉センター障害福祉課長および課長代理と、休日・夜間の緊急時に迅速な対応が出来るよう連絡先の交換をしています。	
b 障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障害者差別解消に関連する相談では、相談者本人は差別と感じていなくても嫌な思いをしたなどの相談もあり、より丁寧に聞き取りするよう心がけています。昨年度は差別を未然に防ぐ取り組みの1つとして、「電動車いす利用者への理解(啓発パンフレット)」を市福祉局が作成するにあたり協力しました。	障害者差別解消法や、合理的配慮の好事例など、地域の中でまだまだ知られていないため啓発していく必要がある。
3-8 その他の取組み		<p>■福祉教育 地域の小中学校で、実際に障害当事者が学校訪問し、車いす体験やレクリエーションスポーツ「ポッチャ」や当事者の地域生活の様子を伝えるなど、都島区社会福祉協議会と協働し、学校生徒・教員との交流を継続しています。 実施日:2018年6月15日22日 都島中学校 2018年10月11日 高倉小学校 2018年11月10日 友洲小学校 2019年1月17日 中野小学校 2019年2月8日 高倉中学校 2019年2月15日19日 友洲中学校</p> <p>■見守り連絡会(見守りネットワーク強化事業) 昨年度は、中野地域で孤立死が相次いだことから、事例を通した振り返りケース会議を見守り相談室をはじめ、区保健福祉センター、地域の方々や警察・消防も交えての開催に参加したり、地域の見守り活動者を中心とした見守り座談会にも参加し、グループワークなどしながら、「地域から孤立する課題を抱えた人を、どう発見し支援するか」など意見交換を継続してきました。 実施日:2018年6月16日、11月9日、12月4日</p> <p>■「広げよう地域の輪」(障害理解の啓発活動) 地域住民向けの障害啓発研修会として、都島区社会福祉協議会と協働し5年間継続してきています。昨年度は、「地域で生活する障がいのある人のことを知ろう」というテーマで行いました。地域のなかでは、見守り活動者が障害者と出会う機会が増えてきており、今一度、見守り活動をする地域の方たちが「障害」について知り、障害者が地域のなかのように生活しているのかを学べる企画としました。パート1では、「3障害について」「障害者の地域支援について」「相談支援の事例から」の話を、パート2では、地域の中の日中活動事業所見学という構成で実施しました。 実施日:2018年度 広げよう地域の輪「地域で生活する障がいのある人のことを知ろう」 パート1 研修会 講師:鳥屋 利治(都島区障害者基幹相談支援センター) ① 2018/11/24(土)13:30-15:30 中野小学校多目的室 ② 2018/12/1(土) 13:30-15:30 大東福祉会館 パート2 事業所見学 ① 2019/1/25(月)13:30-15:00 生活介護事業所あかまつ園 ② 2019/1/28(月)13:30-15:00 就労移行支援事業所きよばし</p> <p>■セミナー開催 アドボカシーセミナー「子どもたちが想いを表明できる社会へ」を開催。公益社団法人子ども情報研究センターと協働で、障害のある子どもたちの声を聴く市民訪問アドボカイト事業や、地域からの声として医療的ケアが必要な子どもの親の会(プティパの会)の方にも自身のご家族の経験および会の取り組みなど講演いただきました。地域の保育園、相談に関わる方、障害のある子をもつ親御さんなど多方面から約70名もの参加をいただくことができました。 実施日:2018年8月2日</p> <p>■ピア・カウンセリング のみやこじまピアカン ピア・カウンセリングを地域にも広げ、障害をもつ人同士のつながりを深める場、エンパワメントの場として「みやこじまピアカン」を都島区障害者基幹相談支援センター(あるる)と都島区社会福祉協議会の協働で2014年度から年4回定期開催で実施してきています。 実施日:2018年6月16日、9月15日、12月16日、2019年3月16日</p>	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>都島区におけるサービス提供事業所のグループホームやショートステイなどの生活の場はまだ足りず、緊急ケース・医療的ケアが必要な方の受け入れ対応が困難な状況である。指定相談支援事業所の箇所数は、一旦は増えたがまた減るなどまだ足りておらず、区自立支援協議会の相談支援部会や事業所部会などとも連携しながら社会資源の新規創設および育成に区全体としても取り組んでいく必要がある。</p> <p>区自立支援協議会においては各専門部会取り組みが活発に行われており、事業所間の情報交換や関係機関とのネットワークも深まり、障害福祉サービスへの繋ぎやニーズの掘り起こし、地域課題に少しずつ取り組んできた。都島区相談支援センターと区保健福祉センターとの連携や、医療機関、地域包括センターや地域福祉コーディネーター、就労支援機関との連携もこれまで年々深まっており相談支援対応にも活かされてきている。障害啓発に関し「広げよう地域の輪」の開催で、地域の方々や学校教職員及び保護者に障害特性の理解に繋がるよう努めてきた。地域において都島区社会福祉協議会や地域団体間での連携から様々な取り組みが展開されてきている。生活困窮者自立支援事業、要援護者見守りネットワーク強化事業においても課題整理を共に行い、さらに区内相談支援体制の充実につながるよう連携を深めていく。</p>	

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2019/5/17
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	<p>相談支援の分析から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、ICTやITで職を失うと言われているが、就労支援の指導技術レベルが低いのではないか ・大学の中に多くの発達障害をもつ学生がおり、高い技術をもてたとしても就職につながらず、引きこもってしまうケースも多いのが課題ではないか ・8050の親亡き後の話もあるが、現状としては日中通っている間のみレスパイトとなっているが、日中につながらないケースなど深刻な状況があるのではないか ・虐待も親がしつづけと言われたらそれ以上何もできない現状を、考えていってほしい
	3	業務に対する自己評価について	<p>自立生活プログラム取り組み報告から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思いだけではできない部分もあるが、取り組んでいくことはいいことだと思う ・精神作業所に関わっていると表面的支援にとどまっているのではないかと思うことがある。精神の支援はなかなか難しい。けれど、職員数が少なく、職員が外部会議等に行けない状況。これが現実。そこも踏まえて取り組んでほしい
	4	区における地域課題について	<p>自立支援協議会の防災取り組みから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害種別によっては、考えるということ自体にサポートが必要なので、地域の中での防災訓練など難しいところがある。基本として地域と一緒に考えていって欲しい。 ・避難訓練で障害者の参加が少ないのは、親が意味が無いと思い込んでしまうことも聞いている。 ・知的の人や外見で分かりにくい障害の部分含めてわかってほしいと思う。 ・地域の中でどういう状況があるか教えていただき、それらの状況をお聞きしながら足りない所はしっかりと取り組んでいきたいと思っています。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>制度などが難しく当事者が困惑、情報が行き届かない状況にならないように情報提供やわかりやすく丁寧に提供できるような場づくりを今後も努めます。また、災害時、緊急時に向けた体制や連携づくりをはじめ、平時からの地域との関係づくりも必要です。まちづくりに対して障害者の声を聞く仕組みと地域で考える仕組みも検討していきます。</p> <p>指定相談支援事業所やサービス提供事業所のグループホームやショートステイなどの生活の場が足りておらず、8050問題をはじめ緊急ケースなどの受け入れが困難な状況があることから社会資源の新規創設や育成に取り組んでいくことが重要だと感じています。他機関との連携をより一層強めて支援ネットワーク、スタッフのスキルアップを継続して図りながら、地域で支える仕組みについても取り組んでいきます。</p> <p>障害理解の啓発活動に関しても福祉教育・地域イベントに積極的に参加し、地域住民との交流も継続して図っていきます。</p>	

事業所名		福島 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会							
	開所曜日	月曜日～金曜日							
	開所時間	9:00～17:45							
	同一場所で実施しているその他の事業	施設入所支援 生活介護 短期入所 共同生活援助 日中一時支援							
	事業所の特長	当事業所は、地域療育等支援事業の頃から相談支援事業に携わっている。また、法人において様々な事業を実施しているため、サービスの利用につなげたり、それぞれの事業の立場からの意見を聞いたり、専門的な助言を受けたりしやすい。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
		専任	2	0					2
		兼務	1	0					1
		計	3	0					3
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員 2名, 社会福祉士 1名, 精神保健福祉士 1名, 介護福祉士 3名, 介護支援専門員 1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日						実施時間
1-5 センター業務についての理念・基本方針		障がい児や障がい者およびその家族がひとりで悩みを抱える事のないよう、それぞれの思いを丁寧に聞き取り、解決に向けての情報提供等を行います。また、ご本人自身が自分の暮らしを具体的にイメージし、希望を持った生活が送れるようご本人に寄り添って、一緒に考え支援します。ご本人が望む暮らしに必要なサービスをコーディネートできるよう、区役所を始めとする各関係機関と連携・協力を図り、フォーマル・インフォーマルに関わらない社会資源の把握・活用に努めます。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	0	0	0	0	0	0	0	0
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	41	9	8	0	0	0	2	60
	内部	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	41	9	8	0	0	0	2	60
	難病	2	3	1	0	0	0	0	6
	知的障がい	171	67	127	0	54	0	16	435
	精神障がい	104	95	111	0	12	1	20	343
	障がい児	14	3	0	0	0	0	0	17
	重複障がい	108	19	49	0	6	0	20	202
	その他	4	14	27	0	0	2	14	61
	合計	444	210	323	0	72	3	72	1124
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他				合計
		788 件	91 件	171 件	48 件				1098 件

事業所名		福島 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		<p>延べ件数1,124件で昨年比170%となっている。本人や家族など個別の相談が増えているのに加え、行政やその他の福祉サービス事業所との連携が多くなっている。一方、医療機関・教育機関の件数の伸び率は低く、内容的にも連携のあり方に課題を感じることが多かった。「相談支援センター」から「基幹相談支援センター」に変わったことで期待される部分も大きくなっているためだと思われるが、他機関からは特に直接支援を期待される場合が多い。個別のケースに関しては、専門的対応に加えて社会資源をコーディネートするなど直接/間接の支援をするのが基幹センターの役割であることをさらに周知していく必要があると感じる。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	配置されている職員について、全員介護福祉士を取得している。また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員を取得している者を配置している。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	人権研修は法人で年に1回開催。その他業務に必要な研修は積極的に参加し、研修後は伝達研修をしている。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	時間外や休日に入る電話は留守番電話・携帯電話にて対応。担当者不在時については、福島育成園の職員で対応している。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	マニュアルを整備し、随時最新のものに更新している。また、適切に運用されているか点検している。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	自センターで抱え込まず、他機関との連携を意識して業務に当たるよう努めている。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	合理的配慮を意識しながら、その人に合ったコミュニケーションを取るようにしている。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	他機関と協働して訪問や面談等の対応したり、関係者会議に出席するなどしている。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定会議では、個人情報等に配慮しながら課題や支援の方向を考え、選定された指定特定相談支援事業所がスムーズに支援を開始できるよう努めている。また、一つの事業所に偏らないようバランスを取っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の閉鎖等による数的不足。 ・既存の事業所の受け入れ可能数の不足。 ・選定したが、つながらなかったケースがある。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施策、最新情報、研修、社会資源等の情報を、相談支援事業所部会を通して、また随時提供している。 ・個別ケースに対して、特定相談と連携して対応するようにしている。 	

事業所名		福島 区障がい者基幹相談支援センター		
○	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	個別ケースからだけでなく、各部会や関係機関との情報共有等から課題を抽出できるようにしている。	課題解決に向けた取組みを更にしていく必要がある。
○	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	・「総合的な相談支援体制の充実」モデル事業の意見交換会や総合的な支援調整の場(つながる場)等に参加し、連携強化するようにしている。 ・地域包括支援センターのケアマネ連絡会に参加し、高齢分野との連携を図っている。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	・報酬改定に伴う学習会を近隣区合同で行なった。 ・部会や個別ケース等から抽出された地域課題を挙げている。	提案は行なっているが、取り組めていない課題もあり、更なる活性化が必要だと思われる。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	部会で学習会を行ない、改善に努めている。 ・「個別支援計画とサービス等利用計画について」…それぞれの役割を理解して、同じ方向に向かって利用者の支援ができるように働きかけた。 ・「HIV・エイズについて」…サービス提供拒否が起きないよう啓発した。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に進めているか。	4	大阪市福祉局と障がい者支援施設へ訪問し、意見交換を行なった。	当センターは障がい者支援施設と併設されている特徴を踏まえながら、地域移行について考えていきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	権利擁護の視点を持って業務できているか点検するようにしている。また、研修に参加し、視点がずれていないか確認するようにしている。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	・差別に関する相談は無かったが、日々の相談の中に差別に当たるものがないか意識しながら業務をしている。 ・部会でHIV・エイズに関する研修を行ったり、講師として障がいに関する理解を啓発している。	
3-8 その他の取組み				
			・成年後見制度利用促進…大阪市成年後見支援センターの専門職派遣事業を活用するなどして、適切に制度が利用できるよう支援した(2回) ・コミュニティサロンの開催…地域住民と交流、居場所づくりを目的として開催している。喫茶の他に演奏会等のイベントを3回を行い、障がいのある方の発表の場にもなっている。また、コミュニティサロン連絡会等を通して、障がいへの理解や基幹相談支援センターの周知を行なった。 ・障がい年金相談支援連絡会…社会保険労務士と相談支援専門員等が障がい年金についての勉強会を行なっている。 ・法人内相談支援連絡会…法人で基幹センターを2区受託していることを活かせるように情報共有等を行なっている。 ・講師…包括支援センターケアマネ連絡会「介護保険と障がいサービスについて」、司法書士向け「知的障がいと発達障がいの理解について」、区保健福祉センター家族教室「障がい年金について」	

事業所名		福島 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいサービス事業所数の不足 ・計画相談へのつなぎ…選定したが、計画相談の利用を申し込んでいないと本人が断るケースが見られる。申請時の十分な説明や理解を促す仕組みづくりが必要。 ・訪問調査員について…障がいに対する理解が浅い訪問調査員がいる。適切な区分やサービスが受けられなくなる可能性がある。 ・防災…災害の種類、時間帯など、様々なケースを想定した対応の検討。 	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2019/5/15
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	他分野と連携しながら相談業務ができていくことがわかった。
	3	業務に対する自己評価について	評価点を「3」にしているところが多数あるが、しっかり運営できているので「4」の評価でよいと思う。→意見をを受けて評価点を1段階上げた。
	4	区における地域課題について	相談支援事業所の質・量の確保について、福島区だけで解決することは難しいと思われるので、近隣区で立ち上げ研修を行ったり、大阪市全域の課題として取り組んでいくべきではないか。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>区地域自立支援協議会において自己評価を発表する日程が、開催月の関係で5月中旬になっている。短期間で資料等の準備をするので負担はあるが、プロセスそのものは、1年間の業務について振り返り、課題を整理し、次年度へ向けた課題等を提起するよい機会であると考えている。区障がい者“基幹”相談支援センターとなったからか、多方面から相談のあった1年だった。複合的な課題のあるケースが多く、他機関と連携することも多くあった。福島区はフォーマルな社会資源が少ないので、近隣区も視野に入れた支援体制を構築していくことが必要と感じた1年だった。</p>	

事業所名		此花 区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		平成30年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会								
	開所曜日	月曜日～金曜日（但し、土曜日については、利用者の来所や訪問の希望があれば開所の場合あり）								
	開所時間	9:00～17:45								
	同一場所で実施しているその他の事業	なし								
	事業所の特長	<p>水仙福祉会は平成12年より障がい児等療育支援事業、平成18年から保健福祉圏域（西淀川区・淀川区・東淀川区）に基づいた委託相談支援事業を大阪市より受託。平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターを受託し、行政や地域の様々な資源と連携しながら、支援・コーディネートに努めるとともに、区役所と連携して、地域自立支援協議会を運営し、区内障がい者施策を推進している。</p> <p>此花区は平成27年度から、大阪市より受託し運営。平成29年8月に此花区内に事務所移転したことで、来所相談の増加に加え、区役所との連携も密になるとともに、担当者会議等も事務所で開催するなど、迅速な対応を行っている。</p> <p>西淀川区同様、法人の理念である「本人主体の支援」を実践するとともに、地域自立支援協議会の運営に加え、区内相談支援体制のより一層の充実を図るべく活動している。</p>								
1-2 職員の状況										
		常勤職員		非常勤職員		計				
専任						0				
兼務		2		3		5				
計		2		3		5				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、保健師を配置								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名		実施曜日		実施時間				
1-5 センター業務についての理念・基本方針		常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持ち、本人主体の支援を実践するとともに、障がいのある人とその家族が地域の中で普通に生活ができる環境づくりを行っていく。								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	9							9	
	聴覚	9	10						19	
	肢体	50	18	4			2	9	83	
	内部	11		1					12	
	計	79	28	5	0	0	2	9	123	
難病		15	2						17	
知的障がい		119	30	14		5		6	174	
精神障がい		246	115	116		4	16	25	522	
障がい児		11	12	2			2		27	
重複障がい		13	2	2		1		14	32	
その他		10	1	4				4	19	
合計		493	190	143	0	10	20	58	914	
②受付方法別件数		電話・メール		来所		訪問・同行		その他		合計
		537 件		168 件		174 件		35 件		914 件

事業所名		此花 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		<p>昨年に引き続き、精神障がいのある方からの相談が多くなっている。 相談内容は昨年までと同様、様々であるが、地域包括支援センターやケアマネ事業所等の高齢者支援機関から、家族の中で少し気になる方がいるとの相談や、病院からの退院支援等の相談が増えてきている。複合的な問題を抱える相談も多く、単なるサービス調整ではなく、行動・言動の背景を推測しながら寄り添うことが必要であったり、他機関や他分野の専門機関とも連携できる力量が求められると考えている。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、介護福祉士、保健師の資格を有する職員を配置している。	相談の内容が多岐にわたってきているため、様々な相談に対応できる、専門的資格を有する者の配置を考えていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	虐待、権利擁護、人権、制度等の各種研修には積極的に参加し、参加した職員は報告書を作成して供覧、必要に応じて伝達研修を実施している。	専門的・複合的な課題を抱えるなど困難ケースの相談が増えてきているため、各種研修には積極的に参加し、相談員の資質向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間中は、基本的には職員が常駐しており、緊急時等で不在の場合には転送電話により対応できるようにしている。	来所や電話相談が重なったときなど、その場での対応が難しい時には改めて連絡する旨を伝えるなど配慮している。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備し、定期的に確認、会議の場においても職員に周知している。	苦情や事故があったときには報告書を作成したうえで、職員間で共有し、同じことが起こらないように努める。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	まずは、表面化している問題への対処だけでなく、本人や相談者の気持ちに寄り添う事が重要であると考えており、内容によっては、高齢者支援機関、医療機関等の専門機関とも連携を行い、円滑に支援できるように努めている。	此花区内の専門相談機関相談員が集まって勉強会を行っているが、基幹センターの役割や障がいについての理解を深めるための周知活動を積極的に行っていく。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	筆談や行動からの推測など、個別の対応はもちろん、障がい状況に合わせて必要な対応を行っており、点字・手話についてはボランティアグループに協力を依頼している。	手話で対応できるよう、手話の講習会への参加等も考えていく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	3	行政も含めた他機関との連携、会議(外部・内部)を重ねながら積極的に対応している。指定相談支援事業所が抱える困難事例に対しても相談に応じ、状況によっては担当者会議や本人への面談に同席することで問題の解決に向けた対応を行っている。	複合的な課題を抱えたケースが年々増加してきているが、どのような困難事例であっても、本人の主体性を尊重する視点に基づいて、積極的に対応していく。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	基本的には、毎月実施している地域自立支援協議会相談支援事業所部会において選定しているが、個人情報保護には配慮しながら、個別のケース内容に適した公正な選定となるようにしている。	此花区内に拠点を置いている事業所が少なく、また相談員の数も少ないことから、他区の事業所にも協力依頼している状況が続いており、相談支援事業所の立ち上げや相談員の増員について働きかけていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	指定相談支援事業所が、気軽に相談ができる体制にするために、相談支援事業所部会等を通じ、日頃からの関係づくりを行い、情報提供や助言等を積極的に行っている。	ひとり相談員の事業所等が、相談支援事業所部会に参加できにくい状況のなか、どのようにアプローチするかが課題である。参加の呼びかけを行うとともに、困難ケース等で困っていないかなどを訪問や電話で確認し、積極的に相談に乗っていくなど孤立化しないよう努める。

事業所名		此花 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	地域自立支援協議会、各種関係機関・団体への広報、地域役員やボランティアとの交流を通じて地域が抱える現状と課題を把握できるように努めている。区内の資源の少なさを、相談することができないなど、地域の中ではまだまだ声があげられず、相談に結びついていないケースも多いと認識している。	高齢者支援機関や民生委員児童委員協議会とは会議等を通じて関係ができてきているが、地域の福祉や教育・保健医療機関等、まだ不十分な分野もあると考えており、周知活動などを通して障がい分野のことを知ってもらい、地域の状況や課題も把握したうえで、各種団体・機関と意見交換することを検討している。
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	地域包括支援センターから依頼を受け、定期的に地域ケア会議への出席や他分野の相談支援機関との勉強会・研修会に参加することで連携強化を図っている。	地域包括支援センターが主催する区内専門相談支援機関勉強会への参加や高齢者支援機関との合同勉強会等を通じ、基幹センターの役割や障がいの理解を伝えていくとともに、具体的なケース支援においても積極的に連携していきたい。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	事務局を区役所と協働で担っているが、取り組みの中で本人主体の支援が理解され、定着するために、各部会における研修の提案や課題抽出を行い、活性化に努めた。	災害時(地震や大型台風等)の危機管理や人材確保・育成等、各部会共通の課題も見えてきたことから、全体会や部会合同による取り組みも検討したい。
	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	各部会での課題抽出の中で、既存の社会資源の改善や区においてどのような資源が必要なのかの議論を行い、全体会においても問題提起を行った。	活用できる資源の少なさを議論するのではなく、他の方法の検討や、地域のニーズに合わせて、既存資源を改善して活用することができないかを考え、その結果、新たな開発につながるよう地域自立支援協議会の場を積極的に活用していきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	障がい者支援施設、長期入院をしている病院からの依頼を受け、区保健福祉センターと連携を取りながら積極的に取り組んだ。	地域移行についての相談は増えてきているものの、受け皿がまだまだ少なく、進みにくい現状があるため、受け皿の拡大と地域の理解を求めていくことが必要と考えている。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	大阪府・市で開催される虐待研修には必ず参加し、事業所内で伝達研修を行った。届出があった場合には行政と連携し、適切かつ迅速に対応することを職員に徹底している。	今後も定期的に研修を行い、適切かつ迅速に対応することが重要と考えている。
	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	今年度、障がい者差別に関する相談は受けていないが、障害者差別解消法については、周知が不十分と認識しており、地域自立支援協議会における勉強会や各地域の民生委員児童委員協議会に出向き、差別解消法を理解してもらうための研修や説明を行うための周知・啓発活動を行っている。	障害者差別解消法については周知が不十分と捉え、地域に向き、周知・啓発活動を行っていくとともに、相談窓口に通報や相談があった場合は、人権等の配慮にも心がける。
3-8 その他の取組み			<p>①大阪府北部地震や台風の被害が相次いだことを契機に、緊急時や災害時の安否確認や救援情報に活用できるよう、地域自立支援協議会における6部会のうち、「相談支援事業所部会」「こども部会」「グループホーム部会」で連絡網(グループライン)を構築した。</p> <p>②区内各地域の民生委員児童委員協議会に出向き、障がいの理解や障害者差別解消法・障害者虐待防止法等の周知啓発活動を行うことで、地域住民との協力体制を構築した。</p> <p>③障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方が困っている時に、日常生活の中でできる範囲で手助けをする「あいサポーター」を区内に広めることを目的に、「あいサポート研修」を開催し、地域自立支援協議会で呼びかけを行い90名が参加した。</p>	

事業所名		此花 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>①障がい者基幹相談支援センターの存在と役割について 区役所や関係機関の協力、南西部包括支援センターと合同でスーパーマーケットにおける月1回の周知・広報活動、各地域民生委員児童委員協議会での説明会の開催などを通して、少しずつではあるが、障がい者相談支援体制の理解や、「風の輪」の認知度も徐々に上がってきたと感じている。 地域自立支援協議会においても各部会が活発化し、横のつながりができるようになってきている。</p> <p>②増える精神障がい者からの相談と専門的な相談 相談件数の約60%が精神障がい者からの相談であり、精神障がい者への理解や対応が求められる。そのため、来年度は精神科訪問看護事業所の協力を得て、区内の障がい・高齢者支援事業所を巻き込んだ勉強会を実施したいと考えている。 また、発達障がい、行動障がい、高次脳機能障がいなど障がいも細分化されてきており、ますます専門的な知識も必要とされる。</p> <p>③福祉課題が多様化、複雑化 同じ世帯に高齢者支援が必要なケースや子どもの支援が必要なケースも多くなってきていることから、地域包括支援センター等の高齢者支援機関、こども相談センター等のこどもに関する機関との連携も不可欠になってきている。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和元年7月10日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	
	3	業務に対する自己評価について	3-1a 介護支援専門員の配置はなくてもよいのか？ 相談支援専門員は、介護保険という介護支援専門員の資格に当たるが、試験による資格取得ではなく、5年以上の実務経験がある者を対象にした、5日間の終日研修を受講した者が資格を取得している。 3-1b 年間でどのくらいの研修に参加しているのか？ 平成30年度は、1年間で40件を超える研修に参加した。 3-2b 筆談対応などで今まではトラブルはないか？ 特になし
	4	区における地域課題について	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>受託期間が4年間となったことで「障がい者基幹相談支援センター 風の輪」の存在が関係機関のみならず区民にも浸透し始め、相談件数も増加している。 複合的な課題を抱えたケースや、とりわけ精神障がい者からの相談が年々増加しており、困難なケースにも対応するために相談員の力量の引き上げにも取り組んだ。 指定相談支援事業所への後方支援や高齢者支援機関との連携、地域包括支援センターから依頼される地域ケア会議等への参画を通して、風の輪が大切にしている本人主体の支援の考え方を理解してもらえるように努めた。 今後も、地域の福祉関係者や教育・保健医療機関等に対して積極的な周知活動をおこなう中で、障がいを理解してもらい、まだ支援につなげられていないケースを支援につないでいけるように努めたいと考えている。</p>	

事業所名		中央 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会							
	開所曜日	月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く)							
	開所時間	午前9時～午後5時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	共同生活援助・生活介護・就労継続支援B型・居宅介護 移動支援・重度訪問介護・就労移行支援・自立訓練(生活訓練)・施設入所支援							
事業所の特長	運営法人は、当センターのほかに相談支援事業所を大阪府下に3か所持っており、連携により知識や支援ノウハウの共有を行っている。また必要に応じてグループホームや入所施設・通所施設など幅広い社会資源とつながっている。								
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	3	1	4				
		兼務	0	0	0				
		計	3	1	4				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員4名(うち2名が社会福祉士資格保有)							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		肢体不自由	月～金(祝日除く)	9:00～17:30					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の権利擁護に積極的に取り組む。 ○ケアマネジメントの手法に基づく、利用者の立場に立った総合的な支援を行う。 ○地域ニーズに合わせた社会資源の改善と開発に積極的に取り組む。 ○利用者が安心して地域生活が送れるように強固な支援ネットワークの構築に努める。 ○障害者の地域移行支援に積極的に取り組む。 							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	2	3	0	0	0	0	1	6
	聴覚	0	0	0	0	0	0	2	2
	肢体	23	7	0	29	1	0	16	76
	内部	0	1	0	0	0	0	0	1
	計	25	11	0	29	1	0	19	85
	難病	5	4	0	0	0	0	22	31
	知的障がい	25	25	0	2	0	0	30	82
	精神障がい	42	71	0	0	0	1	89	203
	障がい児	7	10	0	0	0	0	22	39
	重複障がい	15	8	0	1	0	0	42	66
	その他	10	6	0	0	0	0	78	94
	合計	129	135	0	32	1	1	302	600
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		388件	111件	57件	6件	562件			

事業所名	中央 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析	今年度(平成30年)の支援件数は600件で、基幹センター事業開始以前の29年度の486件から少し増加した。そのうち精神障害の方に関する相談が203件と一番多く、およそ3分の1を占めている。これは支援件数を障害種別ごとに見た場合、ここ数年連続している傾向である。支援内容としては分類しがたい「その他」を除いて、「社会資源の活用支援」が最も多く、総合支援法上の福祉サービス利用だけでは支援しきれないケースも多かったと考えている。		
3 業務に対する自己評価			
3-1 運営体制	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	相談支援専門員4名(うち2名は社会福祉士)を配置し、日々多様化する相談に対応している。	資格取得の奨励など専門性をさらに高めるよう努める。
b 各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	外部での研修への積極的参加のほか、法人内に研修プロジェクトチームを置き、内部研修を重ねるなど職員の資質向上に努めている。	中期長期的な人材育成の視点に立って、より計画的な研修受講を進めたい。
c 開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員の常駐を基本としているが、緊急対応等やむを得ず不在にする場合は、転送電話による対応を行っている。	緊急対応等が重なる時があるが、極力不在の時間をなくしていくよう努める。
d 苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	運営法人がプライバシーポリシーを制定しているほか、苦情対応マニュアル等の各種マニュアルを整備している。	必要に応じマニュアルの見直しなどを行っていききたい。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	日頃から自立支援協議会等のつながりを活用するほか、難病相談センター等のより専門性の高い機関とも連携している。	専門機関との連携をさらに強めながら支援の質の向上に努める。
b 手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	絵カードや職員作成の図を用いるなど可能な限りの工夫を行っている。	IT技術の活用等も視野に入れ考えていきたい。
3-3 困難ケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	いわゆる8050問題ケース、その他触法障がい者の支援など、障がい福祉分野だけでは支えきれないケースが増えてきているため各機関と連携しながら支援している。	アウトリーチには若干の弱さを感じている。よりフットワーク軽く支援にあたりたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	相談支援部会を活用した選定会議や電話照会等により各特定相談(計画相談)事業所の状況を確認しながら公正かつ適切に選定を行っている。	電話による選定が主であるが、各事業所の情報をこまめに収集しながら公正な選定に生かしていきたい。
b 地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	情報共有の場として地域自立支援協議会の相談支援部会を活用している他、各事業所が抱えるケースについても必要に応じて適宜連携し支援している。	相談支援部会の充実など顔の見える関係づくりを進め、各相談支援事業所からも相談してもらいやすいセンターを目指す。

事業所名		中央 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	それぞれの障がいによって、置かれている状況や課題は少し違っていると考えるが、地域自立支援協議会等のネットワークを通じ地域課題を共有し把握に努めている。	個別のケースワークや自立支援協議会等のネットワークを通じ、状況や課題の把握に努める。
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	区内2カ所の包括支援センターに加え地域活動支援センターや行政を交えた連携会議を定期的開催している。	相談ケースが年々複雑化する中、他分野との垣根を越えた連携は必須と考えている。今後も会議などを通じて顔の見える関係づくりを進めていきたい。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	相談支援部会では大阪市福祉局にお願いした制度研修や、多くの区内福祉事業所にも参加いただいた精神障がい当事者の声を聴く研修会などを行うことができたが、今後も本会および部会のよりよい運営方法等について区役所や各委員と話し合い進めていく。	近年、区内における就労系事業所や障がい児の通所系事業所の数が急激に増加している等、情勢の変化や区の特徴等もふまえ、協議会を運営していく。
	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会としては課題の抽出のみに留まっているが、センターとしては各事業所から寄せられる個別支援や運営などの各種相談に真摯に対応し障害福祉制度の説明や助言等を積極的におこなっている。	公的な社会資源に注目しがちであるため、今後は協議会としてインフォーマルな資源も含めた幅広い社会資源の改善・開発につながる提言等を行っていきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	障がい者基幹相談支援センターと障害者支援施設との連携強化の一環として大阪市が掲げている基幹相談支援センターの入所施設訪問に参加する体制を整えている。	これまで大阪市より打診のあった施設訪問については他の支援の都合で応じられなかったため、今後はできる限り応じたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待防止に関する研修受講のほか、法人内の取り組みとして虐待防止委員会を設け、意識向上に努めている。	迅速な対応ができるよう区役所をはじめとした関係機関との連携をより強化していく必要がある。
	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	可能な限り傾聴しているが、必要に応じて大阪市福祉局や大阪府の広域相談員とも連携しながら対応している。	差別解消法は強制力が弱いことに加えて、民間である当センターが介入することの難しさを感じている。
3-8 その他の取組み			<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学校における障害者理解のための講演 ・制度周知や障がい者理解のための講師派遣 ・法人内の取り組み「友の会行事」等に協力 	

事業所名		中央 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>○中央区におけるおもな地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチによる潜在ニーズの掘り起し ・地域とのネットワーク構築 ・医療機関との連携 ・障がい福祉に留まらない幅広い相談支援体制 ・社会資源の把握・開発 ・重度障害者の日中活動場所の不足(送迎の問題をはらんでいる) ・非就労系の支援事業所の不足 ・重度訪問介護等の長時間介護の担い手不足 ・医療的ケアを担える社会資源の不足 ・グループホーム等を含む住まいの場の確保 	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2019年6月11日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	アウトリーチが課題の中、(2019年度に)人員が減っていることについて運営法人はどう考えているのか。
	2	相談支援実績について	精神障がいのある方からの相談が増えている中、精神保健福祉士の配置なども必要と思うが、そのあたりはどうか？
	3	業務に対する自己評価について	3-1のb「職員の資質向上」について、きちんと取り組まれていると思うので、もう少し評価点を上げてもよいのではないかと。また自己評価シート全体を通して評価点「5」がないのは如何なものか。
	4	区における地域課題について	グループホーム事業に他業種からの参入が増えてきており、質の低下が感じられる。障がい理解がなく、問題があるとすぐに退去を迫ったり、強度行動障がいの方を受け入れなかったりという実態がある。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>基幹相談支援センターとしての初年度であったが、相談内容の多様化や複雑化はさらに進み、他機関との連携の必要性をより強く意識した1年であった。さまざまな相談に対応する「よろず相談所」としての機能を求められる一方で、精神障がいに関する相談の著しい増加など、一定の傾向も見られることから、精神保健福祉士を配置するなど支援力の向上に努めているところである。また、区内に就労支援系事業所が薙めきあっている現状はここ数年変わらず、就労継続支援A型に至っては多少の増減はあるものの常に30カ所前後が事業を展開しているという市内屈指の状況である。しかしながらセルフプランにて対応されていることも多く、計画相談の適切な導入が課題となっている。</p> <p>今後も多岐にわたる相談に対応できる万能性と専門性を両立させながら区基幹相談支援センターを運営していく。</p>	

事業所名		西 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人燦然会							
	開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）							
	開所時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業							
	事業所の特長	地下鉄中央線・阪神なんば線九条駅下車すぐのキララ九条商店街内に事務所を設けています。西区はオフィスビルやマンションの高層化が目立ちますが、商店街内に設置することにより、地域とのつながりや地域への参加を目指し、取り組んでいます。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
		専任	0	0					0
		兼務	3	0					3
		計	3	0					3
1-3 専門資格の保有状況									
		相談支援専門員 3名 ・ 社会福祉士 1名 ・ 精神保健福祉士 1名 介護福祉士 1名 ・ (数字は延べ人数)							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日						実施時間
1-5 センター業務についての理念・基本方針									
		<p>次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。</p> <p>1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。</p> <p>2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。</p> <p>3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。</p> <p>4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化(専門部会の創設等)に取り組む。</p> <p>5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	4	0	0	0	0	0	0	4
	聴覚	21	0	0	0	0	3	0	24
	肢体	25	3	1	0	0	0	5	34
	内部	5	1	0	0	0	0	0	6
	計	55	4	1	0	0	3	5	68
	難病	19	7	1	0	0	2	4	33
	知的障がい	109	16	13	0	1	1	23	163
	精神障がい	252	25	9	0	2	16	75	379
	障がい児	5	1	0	0	0	0	3	9
	重複障がい	110	1	0	0	0	0	1	112
その他	10	3	1	0	3	4	8	29	
合計	560	57	25	0	6	26	119	793	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他		合計		
		565 件	87 件	121 件	7 件		780 件		

事業所名		西 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		おおよそ半数が精神障がい者の方からの相談である。 また、家族の高齢化が顕著であり、高齢者関係機関との相互連携の必要性が高まってきているように思われる。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	5	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格を有する者を配置している。	さらに専門性を高めるため、他の障がい福祉関連資格の取得を課題とする。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	相談支援専門員現任者研修修了者2名。職員全体では、専門研修(医療、精神、強度行動障害)の研修を修了している。講演会や他の研修にも積極的に参加している。	職員全員が、相談支援専門員現任者研修を修了、専門研修(医療、精神、強度行動障害)修了を課題とする。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	事業所内に職員が常駐できるよう努力している。来所や電話相談に迅速に対応している。	事業所内に職員が常駐できるよう努力しているが、ごく希に数時間だけ職員が不在になる時が発生してしまう。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備している。また、運用も適切に行っている。	苦情や事故があった場合、職員が内容を情報共有し、再発防止に気をつける。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	難病患者への支援では、医療機関や役所との連絡調整を行い、福祉サービスに繋げる支援ができた。3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応できている。	指定難病で、障がい福祉サービスにつながらないケースに対しても積極的に支援を行っていく。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	5	利用者とのコミュニケーションに、手話や点字、筆談、映像を必要とするケースは現状ないがその都度対応できるようにしている。。利用者に対し、その人にあったコミュニケーションを取る事ができている。	手話や点字、筆談、映像を必要とする利用者に対して、コミュニケーション手段を事業所内に準備しておく。または、コミュニケーションできるよう、職員も研鑽を積んでおく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	5	他事業所から基幹相談に相談にあった困難事例を引き継いで対応できている。今後とも委託相談、計画相談とも困難事例に積極的に対応していく。	問題が長期化している困難事例に対し、支援がこう着している事例もあるため、関係機関と連携し取り組んでいく。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	区保健福祉センターから依頼のあったケースについての選定は、公正かつケースに応じて適切に行った。	新たに開設された指定特定相談支援事業所もあり、相談支援事業所は増加すると見込まれる。相談支援の充実の視点から、今後も公正かつ適切に選定を行っていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を行ってきた。	既存の指定特定相談支援事業所への情報提供や助言はもちろんのこと、新たに開設された相談支援事業所に対しては、相談業務が適切に円滑に行われるよう必要な援助を行う。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	8050問題、困難ケースになりうる精神障がい者、母子共依存等のケースが多い。交通の便が良いので就労系の事業所は多いが、生活介護事業所やグループホーム、短期入所施設等がかなり不足している。	8050問題、困難ケースになりうる精神障がい者への支援などに対しては他機関との連携強化が必要。不足している社会資源の実態把握を整理していく必要がある。

事業所名		西 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関との連携は非常に重要であるので連携強化に向けて取り組んできた。	今後、65歳以上になる在宅の障がい者が増えていく中で、介護保険への移行をスムーズに行い、必要な支援の継続のためにこれまで以上に地域包括支援センターなどとの連携強化が必要となる。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	自立支援協議会の部会には相談支援部会、日中部会、子ども部会に積極的に参加し、協議会の活性化に努めてきた。	自立支援協議会で活発に地域課題に取り組み、各部会においても事業所間の連携や情報共有に努める。居宅介護事業所の部会が活動できていない。
	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	既存の社会資源について、広く利用できるように区内事業所の位置がわかるパンフレットの作成などを行った。	新たな社会資源の開発に向けて、どのような資源をどのように開発していくのか協議していく必要がある。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	5	地域移行支援が必要なケースに複数取り組み、地域移行の推移に努めてきた。	地域移行支援の困難事例として、触法障がい者への支援を今後の課題としている。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	過去二年間、虐待事例はなかったが、疑い事例については、その都度対応してきた。	適宜対応していくことと念頭に これまでに研修受講していない者が研修受講していく。日中部会で事業所内での支援者による虐待や一般企業からの障害者への虐待についての告知を増やしていきたい(現状はパンフレット配布のみの対応)
	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴し、助言や対応策の提案を行うことができた。	今後の課題として関係機関との連携強化に取り組んでいる。
3-8 その他の取組み				
多職種の連携強化について		/相談事業所へのケース提供 /ケース検討会議の参加、指導、利用者へのコミュニケーションづくりなどへの参画 /医療機関との連携強化(訪看、訪PT,OTなど) /支援学校での障がい者制度の説明会への参画 /日中部会におけるデータ収集のための事業者情報調査		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
防災について		防災についての対策として、事業所に対して防災の周知認識の強化を図る必要があると考えている		
5 自己評価を終えて				
5-1 区地域自立支援協議会での報告				
	報告日	6月24日		
	1 相談支援事業の概要について			
	2 相談支援実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援件数欄に発達障がい者の方からの相談件数が分かるようにして欲しい。 ・相談支援件数欄の障がい児について内訳(障がいの種別)が分かるようにして欲しい。 		

事業所名		西 区障がい者基幹相談支援センター	
出席者からの意見	3	業務に対する自己評価について	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動は重要なことであるが、1回だけになるのではなく、継続した取り組みを行って欲しい。 人口が急増している地域なので社会資源が追いつかない。そのことにより、課題が発生するかもしれないので、それを見込んだ計画等が必要になってくるのではないか。 相談支援事業所の事業所の増加の要素について例示してほしい(他地域での相談支援事業所の減少傾向について)他事業所での併設が西区での傾向である。
	4	区における地域課題について	<ul style="list-style-type: none"> 防災に対する地域課題の対応についてかかわり方を教えてほしい。 他地域での取り組み方や対応について(危機管理室について) 就労移行支援や就労継続支援、放課後等デイサービスの事業所は多いが、居住系のサービスは少ない。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>障がい福祉サービスのサービス種別の偏りが激しいことは、何年来課題として上がってきているが、なお一層溝は開いてきている。資源の創設について具体的に進めてい來ればと考えている。</p> <p>福祉課題が多様化、複雑化しており、いわゆる困難ケースが増えてきている中で、1機関では解決が難しいケースもあり、高齢者の支援機関との連携など重要になってきており、継続して多職種との連携を図っていく。</p>	

事業所名		港 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会							
	開所曜日								
	開所時間	9:00~17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
	事業所の特長	◆受託事業:精神障がい者社会参加活動振興事業(大阪府)・茨木市精神障害者移動支援事業者養成研修会 ◆協力事業:就労支援IT講習会・大阪ピアヘルパー連絡会 ◆協同組合事業:エルチャレンジ ◆施設運営事業:ふれあいの里・地域活動支援センター(生活支援型)・就労継続支援B型・共同生活援助・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任		1	1				
		兼務	1	2	3				
		計	1	3	4				
1-3 専門資格の保有状況		◆社会福祉士 2名 ◆精神保健福祉士 3名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		精神	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰を支援する」という基本理念を踏まえ、「人権問題」の視点に立ち、精神医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考えています。この理念・基本方針をベースとし、平成23年7月に成立した改正・障害者基本法では、「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」等、目的や基本原則が盛り込まれているが、この理念の実現のため、今なお人権侵害の渦中にある障がい者の権利擁護を支持することを今まで以上に追求していくことが、基本方針であります。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	1	0	0	0	0	0	0	1
	聴覚	0	1	0	0	0	0	0	1
	肢体	32	30	23	0	0	1	50	136
	内部	44	30	45	0	0	0	36	155
	計	77	61	68	0	0	1	86	293
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障がい	173	153	134	0	70	2	104	636
	精神障がい	233	310	313	0	13	13	254	1136
	障がい児	7	10	0	0	1	0	4	22
	重複障がい	53	62	112	0	33	2	119	381
その他	13	28	4	0	1	2	18	66	
合計	556	624	631	0	118	20	585	2534	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		1840件	300件	345件	49件	2534件			

事業所名		港 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		相談件数は例年並みであるが、現在我が国が直面している課題「8050問題」を反映させるかのように高齢の親と同居する障がい者(あるいは医療にも障がい福祉サービスにも一度も繋がったことのない)に関する相談が増加している。親からの相談だけではなく、地域の見守りネットワーク委員や包括支援センターなどからの相談も増加傾向にある。また、初年度、前受託法人から引継ぎを受けた登録者の自宅へは名刺とパンフレットを手渡すために訪問をし、不在の場合は2回目、3回目の訪問を実施。それでも会えない人がいたが、3年目にして本人自ら相談来所してくれたり、別の機関から改めて繋がるケースが増えているので、少しずつではあるが、地域において認知していただいている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	5	精神保健福祉士・社会福祉士を配置している。(精神保健福祉士3名/うち2名は社会福祉士のダブル資格)社会福祉士のみ取得していた職員が、「精神障がい者に対する専門的なアプローチを体系的に学ぶことで、より支援の幅が広がる」と考え、精神保健福祉士の資格を取得したことは、評価すべき事項である。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	相談支援分野・虐待防止等の研修は当然であるが、各種障がいを学ぶための研修(強度行動障害・アルコール依存症)などにも積極的に参加している。業務時間内に周知研修をすることが困難な場合は、月1回の法人内研修(業務時間外)などでカバーしている。または、先に研修報告書を回覧し、研修のエッセンスやポイントのみを短時間でレクチャーし、改めて時間を作って共有している。短時間で内容をまとめるには、自身も理解をする必要があるため、この取り組みは継続したい。	課題:業務時間内に周知研修が実施することが困難となっている。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間中は必ず1名は常駐し、突然の来所相談や電話にも対応できるよう努めた。	反省点:緊急対応や、個々のケース対応で時間を要し、予定時間までに職員がセンターに帰所できず、職員不在の時間帯ができてしまった。 課題:できるだけ職員の予定が被らないように注意をしているが、必須の会議や研修時に緊急対応・個別ケース対応が重なった場合の来所・電話対応は今後の課題である。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルは整備済(苦情対応・事故対応・個人情報保護規定・災害時等)苦情対応の場合にも、マニュアルに則り、適切な対応を行った。	反省点:各種マニュアルは整備されているが、各種のフローチャートについて、定期的に見直す機会がなかったことが課題である。今後は1年に1回(年度初め)に職員全員で確認を行う。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	難病の障がい者の新規相談を受けた場合には、まずその病気についての概要について下調べを行い、親など関係者から入念な聞き取りを行っている。また必要に応じて医療機関・専門機関からの助言を受け、専門的見地からの助言と地域の資源を調整する中で、どのようにすれば、その方らしく地域で生活ができるのかを考え、実践している。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	聴覚障害と知的障害の重複障がいの方に対しては、通常の手話通訳では本人の意思を汲みとれないため、その方が置かれている状況などを正確に把握し、本人が訴える前後の文脈から意図を読み取るための努力を行っている。その場合には、コミュニケーション支援用具でイラストを描く、またはiPadやスマートフォンで画像を見ていただくなどして対応している。	課題:普段の生活において、常に手話通訳者がそばにいるわけではないので、相談員・ヘルパー・訪問看護など、日常的に関わる支援者たちは、手話通訳が不在でも、支援者は常に創意工夫をしながら、本人の意思を汲みとれるような努力をすること。

事業所名	港 区障がい者基幹相談支援センター		
3-3 困難ケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。</p>	4	<p>包括支援センターと連携し、積極的な訪問を実施。また、みなまるネットなど既存の会議体で繋がりのある機関だけでなく、専門機関等と連携し、支援困難なケース対応について、一歩でも前に進んだ支援に繋がるように取り組んでいる。複合的な課題では、薬物犯罪・性犯罪、その他、犯罪行為者(障がい)などへの支援を学ぶ研修会などにも積極的に参加した。</p>	<p>反省点:既存の支援チームでは、実際に本人に働きかける支援者が固定されており、打開策が見出せていないケースがあること。 課題:今後、つながる場などを利用しながら、より専門的な支援機関、また地域で活動する方々(民生委員・見守りコーディネーター等)と連携をとり、支援を具体的に一歩進められる体制づくりが必要。</p>
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。</p>	3	<p>指定特定相談支援事業所の選定については、毎月1回の選定会議を行っている。個人情報には十分留意し、受け入れ可能な事業所に依頼している。複合的な課題を抱えたケースについては、予め当事業所(ふつきよう)が引き受け、他事業所が依頼を受けやすいように配慮している。また、初めて対応する障がい名(または病名)であっても、初回訪問に基幹センターが同行して見立てを立て、バックアップすることで、計画相談を受けてやすくする体制を取っている。</p>	<p>反省点:相談支援事業所は、港区内および近隣区もケースの受け入れは飽和状態であるが、相談支援事業所の新規立ち上げに至らなかったこと。 課題:今後は改めて新規事業所の立ち上げに向けた取り組みや、大阪市全域をカバーしている指定特定相談支援事業所の参画を進める。</p>
<p>b 地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。</p>	4	<p>前述の通り。地域の指定一般相談支援事業者からの問い合わせに対し、情報提供や助言をするだけでなく、必要に応じて、訪問に同行したり、サービ担当会議などに参加させていただき、並走支援を行っている。</p>	
<p>c 地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。</p>	4	<p>行政はもとより、既存の会議体(自立支援協議会やみなまるネットなどの会議)での情報共有、また地域の施設や事業所、保護者、民生委員、さらに民間(不動産会社など)などを通して、情報の収集をし、状況や課題の把握している。</p>	
<p>d 地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。</p>	4	<p>みなまるネット(行政・地域包括・オレンジチーム・生活困窮・見守り支援室・基幹センター)を2ヶ月に1回開催している。それぞれの事業内容を共有し、顔のみえる関係から連携強化の取り組みを模索している。</p>	<p>反省点:情報交換が中心となり、会議自体の活性化ができていない。 課題:つながる場(総合的な相談支援体制)、支援会議(生活困窮者自立支援制度)、地域ケア会議など、既存の会議体が存在する中で、「みなまるネット」の目的と意義を改めて確認し、既存の会議体との住み分けと今後の活動</p>
3-5 地域自立支援協議会の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。</p>	3	<p>平成30年度より、協議会主催の研修開催について年間1回から3回の実施とした。中でも「障がい者と防災」と題した研修については、港区内の各事業所からの反響も大きく、毎年1回継続していくテーマとした。また、「福祉のひろば」については、従来の参画(物販のみ)を見直し、「啓発」と「相談」に特化した。その結果、区民はもとより、支援関係者に対し、障がいへの理解や関心度を高めることへの第一歩に繋がった。</p>	<p>反省点:ケース検討についての企画ができなかった 課題:ケース検討は積極的に行い、見えてきた課題に対し、解決に向けた具体的な取り組みを行う(協議会内で結論が出ないことについては、保留にせず、つながる場などと連携し、より専門的な機関を巻き込みながら、解決の糸口を探るための取り組み)</p>
<p>b 協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。</p>	2	<p>昨年同様、既存の社会資源や制度の枠組みからこぼれ落ちてしまうケースはどのような課題を抱えているのかを整理し、新たな社会資源や制度化に向けて、大阪市への提言を行った(障がい者専門部会からの要望として)</p>	<p>課題:市への提言だけでなく、区としてできること、また民間(各支援機関など)が協働で取り組めることを探っていく取り組み</p>

事業所名		港 区障がい者基幹相談支援センター	
3-6 地域移行の推進に向けた取組			
	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	1	市内における障がい者支援施設と各区障がい者基幹相談支援センターとの連携強化を図る為、市内を南北のブロックに分け、担当の障がい者基幹相談支援センターと大阪市福祉局職員で訪問し、相互の交流や協力を「促進するために重要になる顔の見える関係づくりを行っているが、訪問はまだ実施していない。	反省: 日程等の調整が折り合わず、平成30年度内の訪問の実績が作れなかった。 課題: 昨年度、実施できなかった障がい者支援施設への訪問を実施すること。また、顔の見える関係づくりに取り組むだけでなく、併せて精神科病院などへの働きかけが課題。自立支援協議会内でも議論の必要あり。
3-7 権利擁護の取組			
	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	5	相談支援部会において、行政(虐待担当)と協働し、虐待研修を3回シリーズで実施するなど、職員だけではなく、区内の相談支援事業所に対して虐待の理解や初動についての共有や意識づけを行った。その結果、虐待につながりそうな状況(複合的な課題を抱えた家庭など)に対して、常に職員がアンテナを張るようになり、予防的(虐待を未然に防ぐ)な視点を持てるようになった。虐待研修(行政・各種団体主催)には積極的に参加し、職員間での共有に努めている。	課題: 防災・減災の研修同様、年1回は必ず相談支援部会などで勉強会や研修の実施を継続すること。また、複合的な課題を抱えた家庭(認知症の高齢家族と同居する障がい者、障がい児を育てる家庭などで、適切なサービス提供を受けていない、生活に困窮している家庭など)は、どちらも被虐待者・虐待者になり得るリスクがあるため、地域包括、子育て支援、教育機関等とより密な連携と掘り起こし。
b	3	「障がい者差別に関する案件」として、障がい当事者や支援機関から相談を受けるケースはほとんどない。日々の支援の中で、障がい者差別であると判断した内容については、必要に応じて助言や対応策の提案を行えるように、職員間で意識を高めている。	課題と反省: 障がい者差別に関しては、障がい者虐待のように支援者側の意識づけができていないことが課題であると考えている。虐待研修と同様に、どのような状態が障がい者差別にあたるのかを学び、共有する機会を設ける。
3-8 その他の取組み			
		(1) ミーティングの実施/毎朝(あるいは夕方)ミーティングを行い、ケースの進捗状況などを共有し、担当者が不在であっても、対応可能な体制作り (2) 法人内研修(毎月1回実施)/意思決定支援、障がい者差別解消法、虐待防止法、ソーシャルワーカーの倫理綱領、事例検討、また制度やサービスについての理解を深め、相談の精度を高める研修など (3) 外部研修 /随時参加 (4) 機関紙の発行/基幹相談支援センターの存在や取組み、法人の活動内容についての発信。 (5) 講師派遣/精神障がい者の理解と啓発。人権協会での研修講師、相談支援専門員の初任者研修におけるファミリーテーター派遣 (6) 港区地域支援システムの専門部会として位置付けられた港区障がい者地域自立支援協議会の代表者として、平成27年より、港区政会議(定例会・防災、防犯部会など)への参加。 (7) 相談支援部会において、相談支援の質の向上を目指し、現状の課題やニーズにマッチした勉強会を実施するため、行政(子育て支援、虐待担当など)、他機関(地域活動支援センターなど)と連携し、勉強会の実施を積極的に企画した。 (8) みななるネット(港区保健福祉・地域包括支援センター・見守り相談室・オレンジチーム・生活困窮者自立支援担当・基幹センター)において、相談支援機関の冊子作りに向けた取り組み (9) こころの講座(平成27年より毎年参加) 実行委員 (10) つながる場(総合的な相談支援体制)の充実に際し、顔の見える関係だけではなく、より具体的な支援に一步前に進める体制づくりのための意見交換。(区内の情勢や今後の推移を見据えた上で見えてくる課題などを提示) (10) 民間会社、NPO(南市岡地域活動協議会)などのグループホーム立ち上げに際し、必要な助言とバックアップを行った。	

事業所名		港 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>(1) 築港地域における障がい福祉サービスの充実について ➡ 築港地域には、障がい福祉サービスを利用する障がい者が約30名程度居住している。地域内に障がい福祉サービス事業所がなく、区内における事業所も相対的に不足している。そのためヘルパー不足、移動など様々な事由からサービス提供につながりにくい状況となっているが、近隣区でも同課題を抱えている現状を改善するための要望。</p> <p>(2) 相談支援体制の充実に向けた周知及び開拓に向けて ➡ 計画相談支援の達成状況が頭打ちになっている。区内だけではなく近隣区事業所へ応援要請するも、近隣区でも同様の課題を抱えており、課題解決につながる大きな改善には至っていない。標準件数を設定したことにより区内及び大阪市における事業所数・相談支援専門員の必要数が算出できることから、両数ともに絶対的に不足している状況は明白である。特に相談支援専門員に至っては、資格取得者は数多くいるもののその半数以上が相談支援事業への従事がなされていない。課題解決に向けた要因の整理・分析を行い、計画相談支援事業所の新規開設及び既存の事業所における相談支援専門員の増員に向けた研修・啓発を徹底し、相談支援体制の充実に向けた取り組みのより一層の強化を要望。</p> <p>(3) 移動支援の対象者拡大について ➡ 障がい者の移動支援利用拡充と自立支援給付費等に盛り込んだ制度改正等を含め要望。</p> <p>(4) 医療的ケアを必要とする方への支援体制について ➡ 医療的ケアを必要とする方が地域移行し生活するうえで必要な、喀痰吸引等の医療的ケアの対応が可能な支援者が非常に不足している(地域移行が進まない要因のひとつと考える) 大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業において、障がい福祉サービス事業所への医療的ケアの技術向上を目的とした研修を実施しているが、開催場所や回数が限られており、参加が困難などの意見もある。引き続き、啓発や周知を行いながら研修の機会を拡大し、支援の体制強化を図って頂き、不足するサービスの充足に努めて頂くよう要望。</p> <p>(5) 障がいのある方の緊急時の受け入れ先について ➡ 高齢化に伴い、常時の介護者である高齢の父母が急病などで緊急入院を余儀なくされるなど、全く予期せぬ事情によって、障がいのある本人が自宅に独りで取り残されるなど、生活の場の確保に苦慮する等の事例は今後、より一層、増加すると考えられる。施設について、恒常的な空床の確保、又はそれが困難な場合、緊急時に即日受け入れも可能にするような制度の見直し(予算化を含め)を検討していただくよう要望。</p> <p>(6) 計画相談支援にかかる本体報酬の引き上げ ➡ 現行の制度では、事業の核となる相談支援に対する報酬が余りにも低く、事業に費やされる事務的な業務量と報酬が見合っていない。また加算等が創設され一定の報酬が期待される状況に制度改正が行われたが、その殆どが取得する要件のハードルが高いため加算することが難しい。経営的にも安定するとは言えず、人員を増やすこともできない。そのため、新規計画作成の契約者を受けられず、安定した運営どころか、地域のニーズ(計画相談待機者)にも対応できていないのが実態である。現行の評価は、表面的には加算にて質の担保を行うようになっているが、実際には全体的な予算の膨張率を抑えるためであり、質どころか量も減少する可能性を大いに含んでいる。不必要な加算等を新設するのではなく、単に基礎報酬の引き上げを行い、少しでも利用者のニーズ充足や地域で相談支援体制の安定に向けて、抜本的な見直しを図るように国に対し強く要望していただくことを提言。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和元年 6月25日(火)	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	<p>●質問/年間、3000件もの相談を受けている中で、例えば「電話相談」「来所相談」で、どのような相談内容が多いのか? ➡ 回答/福祉サービスや制度利用の相談から、8050問題関連、本人が医療機関に繋がっていないケース、等々、その内容は多岐に渡る。また、「自殺したい、死にたい」といった内容の相談も入るが、一定の信頼関係がある方などは、短時間での対応が見込めるものの、新規の方での相談の場合は、死にたいという訴えを聞くだけではなく、その背景なども聞き取りをしていく場合には、やはり1件の相談についても時間を要すること。また、何に困っているのか? 助けて欲しいことなどを明確にまとめて相談できる方は少なく、ご本人のニーズに行きつくまでに、相談員が整理をしながら聞き取りをしていくため、時間がかかることがある。 ●ご意見:全職員が訪問等で外出している際に来所相談があった場合などは、相談者に迷惑をかけてしまうので、そのあたりの体制が取れるようにお願いしたい。</p>
	3	業務に対する自己評価について	<p>●質問/地域移行に関する取り組みについての質問 ➡ 回答/「障がい者支援施設と各区障がい者基幹相談支援センターの連携強化を図るため、市内を南北のブロックに分けて、担当の障がい者基幹相談支援センターと大阪市福祉局職員で訪問し、相互の交流や協力を促進するために顔の見える関係づくり」と行っていることを説明。 ●ご意見/他区の自己評価のプレゼンテーションと比較すると、港区は全体的に厳しい評価をしているように伺える。 また、24ヵ所あるセンターで統一の評価をつけていくことの困難さ。 ●質問/8050問題に関して、ケアマネージャーからの直接の相談はどの程度の件数があるのか? ➡ 回答/実際にケアマネージャー経由での相談件数をカウントしたことはないが、包括支援センターと協働で支援をしているケース以外でも、ケアマネージャーから直接のご相談をいただくことは多い。</p>
	4	区における地域課題について	

事業所名	港 区障がい者基幹相談支援センター
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)	
	<p>平成30年度は、年間2500件を超える相談対応を行った。個々の相談内容は多岐に渡るが、医療や福祉サービスに繋がっておらず、地域で孤立しているケースや、8050問題に関連するケース、また家族関係のトラブルや障がい者虐待に発展しうるケースなど、長期間にわたって家族間の複雑な問題が入り組んでいる ケースが多く、解決が容易ではない複合的な課題のあるケースが増加している。このようなケースへの支援には、複数の支援機関と連携し、長期に支援を継続していく必要があるが、改めて、総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みが必須であると考えている。</p> <p>また、基幹相談支援センターの役割として、相談員のスキルアップを図ると共に、自立支援協議会の運営に積極的に携わり、研修を企画するなど相談支援体制の強化を図ってきた。また、複合的な課題のあるケースに対応するため、新しい社会資源を新たに開拓していくこと、その土壌となる啓発や研修を積極的に行っていくことが必須であると考えている。</p> <p>今後の課題。</p> <p>区内の単一事業所の単独支援では対応が困難なケースの相談が増加してきた。そのようなケースの場合、多くの機関との連携が必要となるが、それぞれの事業の内容や情報を把握していない、また、つながり薄さなどから、連携が取りづらくなっている場合も多いため、支援関係機関の連携の強化は今後の継続した課題と考えている。連携強化のためには、事業所間での顔の見える関係づくりの場を設けていくことが必要と考えており、今後も部会や研修会などを通じてそれらの場を設けていきたいと考えている。</p>

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム							
	開所曜日	月曜日～金曜日							
	開所時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業							
	事業所の特長	2003年の団体設立以来、障がい者の当事者による地域支援に取り組む自立生活センターとして、身体障がい者を中心とした地域自立とエンパワメント活動に力を入れ、毎年、ピア・カウンセリング講座を開催しつつ、自立生活プログラムも継続的に開催してきている。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任		1	1				
		兼務	1	2	3				
		計	1	3	4				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員3名(うち2名が相談支援専門員従事者現任研修を2度受講済です) 社会福祉士1名。							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		視覚障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:00					
		肢体障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:30					
		精神障がい	木曜日	9:00～17:00					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>必要があっても福祉サービスの利用に至っていない障がい者(児)の潜在的なニーズを受け止め、地域での生活を確保するとともに、一人でも多くの障がい者が社会参加していけるように支援します。また、障がい者の地域生活と社会参加を確保するための社会資源の創造にも努めます。これまで6年間、大正区の障がい者相談支援センターとして培ってきた経験と地域で作ってきた関係機関との連携を深め、さらに連携をとりながら潜在的な障がい者や「困難」事例とされる障がい者(児)へのアプローチを進めるとともに、個別な支援と他機関と共同した支援体制の枠組みをより拡大していく取り組みます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	4	3	0	13	0	0	3	23
	聴覚	1	0	0	0	0	0	0	1
	肢体	36	5	7	34	0	1	8	91
	内部	6	0	0	0	0	0	0	6
	計	47	8	7	47	0	1	11	121
	難病	6	1	0	0	0	0	1	8
	知的障がい	71	18	5	38	0	2	776	910
	精神障がい	119	12	5	194	0	0	65	395
	障がい児	61	1	1	0	0	0	1	64
	重複障がい	20	3	7	17	0	2	9	58
その他	16	4	1	4	0	3	5	33	
合計		340	47	26	300	0	8	868	1589
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		419 件	1052 件	6 件	112 件	1589 件			

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		<p>ピアカンの件数が多いのは、視覚、肢体、精神ともに配置しているピアカウンセラーによる対応の結果です。とりわけ、週1回の精神のピアカンは、電話・来所も予約が一杯な状況です。精神のサービス利用の件数も多くなる傾向にあります。知的のその他が多いのは、日中活動のサービス利用を拒否されている方が当センターに日に数回訪問されることで精神的な安定を得ているというケースの累積です。</p> <p>当法人の特徴としての活動を通じた障がい者のエンパワメント、増加する精神障がい者へのカウンセリング、行き場を持たない 知的障がい者の精神的な安定をもたらす場としての役割を果たせていると思います。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	3	社会福祉士資格を有する職員を配置しています。	精神保健福祉士の資格を有する職員の配置、社会福祉士経験者の敬虔の浅さ。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	相談支援専門員は、指導者養成や地域移行、医療的ケア、行動障害等の大阪府が実施する専門コース別研修を、無資格の職員には人権関係の外部研修を受講するようにしています。	職員内の共有化が各個別ケースへの対応時にとどまり、集中した共有化が状態化できていないことがあります。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所中は職員が常駐するようにし、閉所時間曜日には転送電話での対応を行っています。	即時の自宅等への訪問には応えるのが難しい現状です。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人として、苦情対応マニュアル、事故対応マニュアル、個人情報保護規程等を整備し、職員の研修等で周知しています。	実施には、職員間での集中した対応研修ではなく、個別ケースでの対応確認にとどまっています。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	課題の多いケースについては、区の精神保健担当や発達障がい者支援センター、難病団体の相談窓口等との連携をはかり、必要な場合には速やかにケース会議の開催を働きかけています。自己決定に向けた支援も、本人との合意のもとに進めています。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	5	それぞれの障害にあったコミュニケーション手段を心がけ、図解による説明や絵による伝達も利用するように努めています。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	相談支援事業所や福祉サービス事業所からの相談があれば、専門機関との連携やケース会議の対応に動くなど、他職種多機関連携による支援の枠組みづくりと役割分担による支援への対応に努めています。	高齢や子育て、教育機関との連携や課題解決への取り組みに難しさがあります。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	計画相談の事業所選定には、区の保健福祉センターの担当者とも相談しつつ、公平性が保たれるように行っています。	事業所の少なさもあり、相談員の性別や他区の事業所を希望される場合の対応に困難を感じています。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	ケース対応に対する相談、事業運営に対する相談等にも応じ、助言等を行いつつ、必要な制度等の情報提供や学習の場を提供しています。	事業所間で一緒に質を高める研修等への取り組みが足りないと認識しています。

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	区内の障がい者を取り巻く状況については、日常の相談活動や福祉サービス事業所とのやり取りを通じて把握するように努め、区に設置されている地域福祉推進会議との場で全体化するよう努めています。	アンケート等、数値やニーズ傾向等を把握する取り組みはできていません。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	個別ケースへの対応には少なからず対応できています。	連携強化や役割分担については、これから密になるように進めていきます。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	全体会の開催、相談支援事業所連絡会の開催は主体的に取り組み、日中活動事業所の区内の団体にも参画しています。	協議会での取り組みの活性化、部会取り組みの拡大等、事務局機能の強化と担い手の確保が求められています。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるよう努めているか。	2	協議会において、事業所等の意見交換会を開催し、地域課題について意見交換をしています。なお、医療を受けるときの課題についての学習会を開催しました。	社会資源の改善や開発の課題や方策を議論することはできていません。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	大阪市と共同して他区の基幹相談支援センターも含めて、地域の支援施設を訪問し、センターの取り組みや今後の連携について取り組むことを目指した訪問を行いました。	センターの取り組みや活動に施設利用者も参加して節点を持てるような取り組みはこれからです。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	届け出があれば区等との連携して、センターとしての役割を明確にしつつ、関係がある利用者の場合、必要であれば、自宅に向いて虐待の確認等も行っています。	事業所による虐待等については、市の担当課による動きに任されており、基幹センターとして対応に迷う場合もあります。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別事例については、基幹相談支援センターから直接事業者に問い合わせて、どのような対応かを確認して、必要な対応策を提示しています。	差別解消法についての相談受付窓口や具体的な内容(どんなことを相談できるか等)を障がい者に周知する取り組みが必要です。
3-8 その他の取組み				
			ピアカウンセリングの長期講座、社会生活力を高めるILP等、障がい者のエンパワメントに資する取組を毎年開催しています。これまでは、法人設立の契機となった身体障がい者中心でしたが、障がいの特性や3障がい者に限定しないで参加してもらえるような内容に努めています。	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		サービス提供事業所による利用者対応に未熟な結果、相談を受ける事例が散見されます。区として事業所自体の基盤が少ないという課題ももちろんですが、ケースサポートの事業所内部での体制、この事業所スタッフの経験と力量について、それを高める取組を自立支援協議会等の取組を通じて検討していければと考えています。	

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和元年6月24日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が相談支援事業所を他の区にしたいというのは、どういう場合なのか教えてほしい。 ・相談支援を受けることのいい面について、こんな困りごとがこういうふうに解決できたというような形でホームページやパンフレットを通じて周知できれば、センターへの相談も増えていくのではないかと。 ・精神障がいの方が女性の相談員さんとかを希望されるのは、不安を取り除いた状態で相談を受けるという意味からもニーズに答えていく必要があると思う。
	2	相談支援実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者の相談件数のその他の扱いについて、その人の精神的な安定につながっていることもあるのだと認識できた。 ・権利擁護について、相談を継続して受けていくうちに差別的な課題が察知されるケースでも本人が認識できていないときのアプローチが難しく、件数に上げられないことは悩ましいと感じた。
	3	業務に対する自己評価について	
	4	区における地域課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の改善や開発というのは、なかなか大きな課題で自立支援協議会ではどのような形で取り組むべきか悩ましいところだと思う。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>基幹相談支援センターとしての評価内容が簡略化されて負担が軽減されたものの、改めて課題を焦点化して説明する必要がありました。</p> <p>今回は、個々の項目についてそれぞれに報告し、理解を得るように努めたが、個人情報に留意しながらも、支援した取り組みを具体的に上げながら、各評価点の取り組みがわかってもらえるようにできればよかったです。</p> <p>自己評価としては、やはり、相談支援体制の質をどう確保するか、自立支援協議会の組織内容も含めた強化の議論をし、中長期的な課題目標を共有化しないといけないと思いました。</p>	

事業所名		天王寺 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	NPO法人ムーブメント							
	開所曜日	月曜日～土曜日							
	開所時間	9時～18時							
	同一場所で実施しているその他の事業	居宅介護事業 生活介護事業							
	事業所の特長	相談支援専門員と相談員に障がい当事者が3名就いており、うち一人はピア・カウンセラーで相談者が話しやすい環境を作っている。また、男女の相談支援専門員を配置し各々役割分担をしており、様々な生活上の困りごとを抱える相談者の対応ができるようになっている。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
	専任		1	1	2				
	兼務		2	2	4				
	計		3	3	6				
1-3 専門資格の保有状況									
		相談支援専門員4名 相談員2名うちピアカウンセラー1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		脳性麻痺	火・水・木曜日	10時～18時					
1-5 センター業務についての理念・基本方針									
		障がい当事者が運営するセンターとして、地域の障がいを持つ相談者に寄り添った支援を心がけ、区内外にある相談支援事業所をはじめとする各事業所と連携をとって地域に密着したセンターとして活動したいと思っている。また昨今多問題を抱える家庭が増えていることから、子ども、高齢、生活困窮関係団体や保健福祉センターと連携をとり各家庭の生活問題の軽減や生きづらさをもっていただく方たちの支援に力を入れていきたい。すべての人が住みやすいまちづくりを目指して、必要な社会資源の改善、開発に尽力し、天王寺区を盛り上げていきたいと思っている。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
① 延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	8	1	0	0	0	0	1	10
	聴覚	2	0	0	0	0	0	0	2
	肢体	117	47	3	42	4	24	19	256
	内部	22	1	0	3	0	1	1	28
	計	149	49	3	45	4	25	21	296
	難病	6	5	0	0	0	0	0	11
	知的障がい	98	23	4	0	3	5	7	140
	精神障がい	139	68	2	1	11	33	45	299
	障がい児	31	22	0	0	1	0	0	54
	重複障がい	27	28	2	1	0	12	1	71
その他	36	23	0	1	0	84	146	290	
合計	486	218	11	48	19	159	220	1161	
② 受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		851 件	84 件	67 件	24 件	1026 件			

事業所名		天王寺 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		ご本人からの相談はもとより、ご家族や事業所等からの相談にもできるだけ誠意をもって丁寧に対応してきたところである。相談支援専門員として10年以上の経歴を持つ職員が2名、また男女の職員を配置し、ご本人の最善の利益を優先に支援してきた。また各相談員がケースを抱え込まないよう、朝礼や週1回の定例会議を通して全体で共有した。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、ピアカウンセラーの資格を持つ職員を配置している。	ピアカウンセラーの養成講座が少ない現状もあり、講座に申し込んでも抽選に漏れピアカウンセラーを増やすことが出来にくい。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	各種研修の通知があった場合、その職員のスキルに合わせ積極的に参加させるようにしている。また、定期的な受講する必要があるものに関しても参加している。	時間的に難しい部分もあるが、受けた研修が資料の回覧だけでなく積極的な共有化ができるよう図っていきたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	相談支援専門員が訪問等で外出し事務所にはいない場合でも、一般相談員で来所や電話相談に対応できるようにしている。	日々の相談のなかで一般相談員で対応しかねる案件も数多くあるので専門知識や技術を深めるよう教育していく必要がある。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	全ての相談員が目のつくところに、各マニュアル等を常備している。また、定期的な相談会議にて共有している。	苦情対応マニュアルに関して、一般的な相談なのか苦情なのか判断が難しい場合でも必ず記録する。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	各障がい特性やご本人の困りごとに適した支援を心がけ、必要に応じて専門機関へ繋がった。	専門機関へ繋げるときの引き継ぎが難しい場合があった。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	点字を活用することは無かったが手話が使える職員もおり筆談や映像を利用するなど、その人に合ったコミュニケーション手段での対応に努めた。	初回面談でどういったコミュニケーション取り方が望ましいか見極めるのが難しい場合もある。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	3	地域の相談支援事業所と保健福祉センター、社会福祉協議会、子ども相談センター、医療機関等と連携し、積極的に対応している。また各相談支援事業所で抱えている困難事例については要請があれば後方支援を行っている。	今後も困難事例について自立支援協議会等での共有化や意見交換を活発にしていきたい。またスーパーバイザーによるレクチャーも取り入れていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	2	居住地や性別、障がい特性、家族関係を含めたその方の状態を考慮しつつ、公正かつ適切に割り振るよう努めている。	指定特定相談支援事業所の数が限られ、また相談支援専門員の数も不足していることから、区としても新規事業所の開拓や相談支援専門員の育成に努めてほしいところ。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	2	要請があった場合、情報提供(情報収集のため後日連絡になる場合もある)や出来る限りでの助言を積極的に行えるようにしている。	要請があった場合のみならず、積極的に協議会等で確認できる余裕を作りたい。

事業所名		天王寺 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	他区に比べ生活介護や共同生活援助などの数が少ないこと、高齢の親が障がいを持つ中年期以降の子どもを看ているケースが目立つこと(隠す場合も含めて)、介護保険との併給問題など少しずつではあるが把握していている。	民生委員や町内会などとの関りを深め区の生活課題の把握に努めたい。
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	包括支援センターの地域ケア会議やアクションプランの参加、また子ども相談センターや生活保護課等との連携を深めるよう努めている。	高齢、児童、生活困窮等他分野との協働、顔の見える関係づくりのためどういった取組みがよいか考案していきたい。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	2	本会でのグループワークを通して事業所間での顔の見える関係づくりや喋りやすい環境を整えたり、部会が円滑に運営できるようにするなど、協議会メンバーと協力しながら活性化に努めている。	委員長の体調不良があり不在期間中基幹センター内での役割分担がうまく出来ず、皆さんにご迷惑をかけたことが多かった。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	相談支援、日中活動系、障がい児の3分野の部会を整備し、円滑に運営できるように努めた。	地域課題の抽出をしている段階で、社会資源の改善・開発は取り組めていない。協議会や部会の開催頻度を31年度より再検討したので、建設的な取組が出来るよう努めたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	市内と府内の2施設を定期的に訪問し地域移行の情報提供を行っている。また、施設の入所者を対象にした調理実習を行う集団ILP(自立支援プログラム)を開催した。	施設入所者に外出支援をととして地域移行への意欲喚起を行っているが、対象者は施設側が選定しているため、入所者への直接の聞き取りを行ってきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	30年度の虐待通報は3件あった。その時も関係機関との連携により事実確認やその後の対応をさせてもらっている。ちょっとした気づきが虐待発覚に繋がることもあるため、日頃より意識を高くしている。	相談支援専門員を増員しているため、担当職員やベテラン職員のみならず、新しい相談支援専門員も虐待通報や届け出があった場合の対応の仕方を知っておく必要がある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	相談があったさいは、ご本人の話しを丁寧に傾聴し、その後事実確認とサポート(心理的なケアや改善のための助言)を行っている。双方に正当な言い分がある場合が多かった印象がある。	「何が差別で不適切な対応か」の解釈が人によって異なるので判断が難しいことがあった。また社会的に障がい者差別解消法の認知度は低い。今年は差別解消法の見直しの年であり仕切り直しの意味でも民間サービスや一般の人々にもっと周知していく必要がある。
3-8 その他の取組み			<ul style="list-style-type: none"> ・法人として、カンボジア地震の被災障がい者の支援、及び西日本豪雨の災害支援のための募金活動を行った。 ・法人として、障がい福祉サービスや教育、交通、労働分野での合理的配慮を推進するための行政交渉を行った。 ・法人として、天王寺区のバリアフリー調査を行った。 	

事業所名		天王寺 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>・地域自立支援協議会については、それまでの行政中心から区センターが中心となって運営できるよう再編をすすめ、部会の整備や運営委員会と本会の棲み分け、グループワークを通した顔の見える関係づくりを行ってきた。協議会を地域に根付いたものにする事で、区民と各事業所との距離を縮めることが可能になるかと思う。</p> <p>・天王寺区のフォーマルな社会資源の現状としては、生活介護やグループホームが少ないことが挙げられる。地価が高値で新規開拓が難しい側面もあると思われるが、障がい(者)に対する区民の理解があまりないことや交流の少なさなど地域特性的な事情が孕んでいるとも考えられる。このことに関連して、天王寺区も高齢化がすすみ、高齢の親が中年期以降の障がいのある子どもを育てているケースが多いと思うが、それが表面化せず埋もれている印象がある。また障がいのある親、特に精神障がいの親の子育て支援の連携が手薄い。そういった方たちの孤立を防ぐために、多機関、多職種のネットワーク構築やアウトリーチ型の支援などの必要性を感じている。</p> <p>・次年度では、「当事者の声を聴く」をテーマに、障がいのある方やご家族の困りごと、「こんな地域だったら住みやすい」という意見を数多く積み上げていきたいと思っている。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和1年7月18日(水曜日)14時～15時半
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の本会や各部会が定期的に会議をしているが、多くの障がい者や区民の方に周知できていない。 ・困りごとのある障がい者やその家族が、相談員と繋がっていない。どこに相談したらいいのか悩んでいる人が多いように思う。 ・障がい者相談会が十分に活用されていない。
	2	相談支援実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・区・障がい者基幹相談支援センターが何をするとところなのか、地域の事業所があまり知らない。障がい当事者、その家族関係者などにその存在も周知できていない部分があるのではないかと。 ・3-8の取組みについて、法人だけでなく基幹相談としての取組みをしてほしい。 ・視覚・聴覚障がいの方々からの相談件数が少なかった。その障がい種別の方々はどうアプローチしていくのか検討していく必要がある。
	3	業務に対する自己評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・3-4a選定、事業所が少ない中でもつけて下さっているのが3でいいと思う。 ・3-5a充分やって下さっていたので3でいいと思う。 ・評価2のところは全て評価3に上げてほしい。
	4	区における地域課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障がいの専門分野 社会資源 地域とのつながりが大切 ・医療的ケアの必要な子どもがいる家庭、居宅介護を利用させてほしい。親御さんも大変な面が大きい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<ul style="list-style-type: none"> ・天王寺区障がい者基幹相談支援センターを始め1年間が過ぎ去ったが、区センター自体の存在や何をするとところなのか、区内の障がい者の方々、その家族や関係者の方々さらに周知する必要性を感じる。 ・さまざまな困りごとの相談や問い合わせがあり、知識や技術が問われることが多かった。個人ワークや研修への参加などを通じてスキルアップしていきたい。 ・利用可能な社会資源の数や種類が限られており、問題解決に至らず辛い思いをしている当事者や家族の方も多しと感じる。そういった地域の実情を発信して社会資源の改善や開発に努めていきたいと思う。 ・地域自立支援協議会については、皆さんのお力を借りて再編成を行うことができつつある。またグループワークなどを取り入れることによって少しずつ顔の見える関係や交流ができてきた。参画している皆さんの意見をいただきながら協議会を構築していきたい。 ・「つながる」(障がいのある人や家族が機関と繋がる・事業所同士が繋がる・当事者が事業所と繋がる・問題解決につながる)や「当事者の声を聴く」を重要なキーワードとしながら次年度に向けて頑張っていきたいと思っている。 	

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人 日常生活支援ネットワーク							
	開所曜日	月曜～金曜日							
	開所時間	9時～17時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	居宅介護(3F)、生活介護(1F)、居宅介護支援(2F)							
	事業所の特長	当事者性を重んじてスタッフが相談・カウンセリングにに応じている。当事者として同じ目線で話を聞ける。他区から断られたケースの相談も引き受け孤立を防いでいる。季節ごとに障がい者の方が地域の方と触れあうイベントを行い、繋がり作りを重視している。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
		専任							0
		兼務	2人(10月より1人)	2人					0
		計	0	0					0
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員資格4名・居宅介護支援専門員1名・介護福祉士1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		全障害(身体・知的・重複・精神・難病)	月曜～金曜	9:00～17:30					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>情報社会と呼ばれる社会の中にあっても、制度や法で保証されているはずの「福祉」について、どこで何を言いこいけばいいのか知らない、どんなものがありどう使えばいいのか、そして自分の人生そのものを他人の手にゆだねて生きている感の障がい者の現状と問題は依然として続いているというのが、当センターのこれまでの活動を通じた実感です。もっと身近なものとして自分達の「生活」や「福祉」を取り戻しうまく活用し、一人一人が持っているパワーを引き出すことで、よりいっそう多くの障がい者が、町の中へ飛び出して体験したことを生かし、交通機関や町の構造・制度・法を暮らしやすく使いやすいものに変えていくことができるということが私たちの理念である。浪速区障がい者基幹相談支援センターは、障がい者自身の声を生かした介助派遣サービスをしてきたこれまでの活動の実績と経験を踏まえ、在宅福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリングや介助相談および情報の提供を総合的に行い、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、障がい者の地域自立と社会参加を図っていくことを目的として、障がい者相談支援事業部を運営する。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	2	1	1	0	0	0	3	7
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	3	8	13	0	0	0	2	26
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	9	14	0	0	0	5	33
	難病	2	2	1	0	0	0	0	5
	知的障がい	10	11	39	29	1	0	2	92
	精神障がい	7	10	13	0	3	0	7	40
	障がい児	4	6	3	0	0	0	1	14
	重複障がい	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	10	2	0	0	0	4	24	
合計	36	48	72	29	4	0	19	208	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		72件	71件	16件	0件	159件			

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		委託での相談内容分析として、知的や精神障害者のご家族や上司といった方たちが包括支援センターと区役所に連絡を行い、それらの機関を経由して、当センターが、相談を受けるケースが目立った。その背景には、親の高齢化が、関連していると強く感じる。親の体調が急変し、長期入院となった際、知人や上司等から、今後の本人の生活継続に関する内容が目立つ。特に、親と障害当事者の高齢化が浮き彫りになっている。また、浪速区の独自の地域性もあり、薬物依存のケースも課題である。同時にケア付き住宅も密接しており、施設内のサービス・対応の差が大きい。全般的に障害者を受け入れやすく、出入りが激しい特性も大きく影響していると思われる。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	3	現状はそうっていない。	必要に応じて配置及び職員の資格取得を進めていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	「研修報告」の機会をもち、参加できなかった職員とも、研修内容の共有を行っている。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	基本的に職員が常駐し、来所及び電話等による相談に対応できる体制をとっている。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	従前より整備しており、必要に応じて活用し、適切な運用に努めている。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	当該相談に誠実に対応している。専機関とは必要に応じての連携であり、日常的な連携は十分とは言えない。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	個々の障害に応じた、コミュニケーション方法を使い、相談対応を行っている	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	日頃より、担当者間で、情報を共有し、病院・行政・事業所で、連携を図ることで、必要なサービスの方向性を、円滑に決めることができた。 家賃滞納等で住宅退去になった当事者の住宅探しのサポートをおこなった。	連携先が多数となると、実行までの時間がかかってしまう。 住宅入居の支援については明確な形で支援を完結させられない場合があった。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	以前は個別に事業所に連絡することがあったが、年度後半より相談部会を通じて、区における相談支援センターの特性と現状を把握しながら選定会議の開催や文書による基礎情報提供を公開で行うなど公正な選定依頼に努めている。	区の基幹相談支援センターの充実・機能回復、新設機関へのアプローチと後方支援。依頼後の情報提供等のフォロー。選定の可能性を広げるためのきめ細かい情報共有。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	困難ケースの対応などの相談をおこなってきた。また部会をそういう場として活用してきた。	

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	おおむね把握していると考えている。	
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	区役所のサポートもあり、包括支援センターと意見交換会に参加した。また包括職員とも個別に情報交換や相談対応に努めた。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	協議会において、地域の今後の優先課題や協議会の在り方について議論を行った。	方向性を定めるのに時間がかかってしまった。
	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	毎月、相談相談支援事業部会を開催した。区内及び近隣区の相談支援事業所の横の連携を強め、課題を共有し、改善に努めた。また市民向けの相談会を開催した。	相談会を定期的に開催し、定着させること。新しい社会資源は開発の取り組みは不十分のため、引き続き取り組んでいく。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	積極的とは言えないが、施設訪問・見学をし、相互に情報共有の機会を持つことが出来た。	引き続き、ニーズの掘り起こしを行い、地域の自立支援協議会等とも、現状報告しあうなど、していく。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	相談部会では、相談ケースの情報共有に努め、区の保健福祉センターにも、相談するなど、センターで、抱え込むことがないように、している。	
	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	2	差別解消に関する事案について、意識して相談に対応しているが、現時点では解消法の対象事案はなかった。	福祉サービス事業所だけでなく、民間事業所の対応についての不満や苦情を扱うこと、解消法の相談窓口であることを積極的に発信する必要がある。
3-8 その他の取組み			当事者の社会生活力等を高めるための集団ILP(自立生活プログラム)としてイベント(外出企画・交流企画・ライブ企画・出店)単独開催4回・共催2回。 社会啓発として人権講座「さよならCP」上映会。 個別ILPは言語障害により自分の意思を伝えることに困難がある当事者に、同様の困難を持つ当事者スタッフが、コミュニケーションの方法をレクチャー。将来のなりた生活を一緒に考える取り組みをおこなった。	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
			社会資源の不足(連絡・調整機能の不足)、事業所の横のつながり、コミュニティが少ない。 新たな社会資源を創るために、既存の事業所が新規事業を行うためのサポート体制が必要。 行政が相談支援事業所の増設を依頼する呼びかけおこなったように、日中活動についても不足地域に絞って呼びかけを行う。事業モデルを示し、新規事業への抵抗感を払しょくする取り組みを行う必要がある。また新規事業を始めようとする事業所に対して、自立支援協議会や部会などを通して相談に乗る(新しい事業や社会資源の芽を地域で育てていくという意識・取り組みが必要)。	

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2019年7月3日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	8050問題にみられる同居の障がい者と高齢家族の問題について、基幹センターとしての体制について質問があった。基幹センターとしては特別な体制を組んでいるわけではなく、ケースによって包括との情報交換やケアマネさんに問い合わせを行って対応していると回答。
	2	相談支援実績について	特になし
	3	業務に対する自己評価について	特になし
	4	区における地域課題について	自立支援協議会の部会の現状について質問があった。毎月、定期開催は相談部会のみ。児童やヘルパーは不定期であること、就労系は意見交換会にとどまっていると回答した。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		質問にみられるように、基幹相談支援センターの業務そのものよりは地域の課題、事業所コミュニティの現状への関心からの発言が多かった。基幹センターの業務への理解、関心を持てるように身近で切実な地域課題への取り組みや報告、各団体への日常的な関わりが必要であるといえる。	

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会							
	開所曜日	月曜日から金曜日							
	開所時間	9:00～17:45							
	同一場所で実施しているその他の事業	風の輪ホームヘルプ(居宅介護・行動援護・移動支援)							
	事業所の特長	平成18年度から保健福祉圏域において、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして大阪市より委託を受け、長年にわたり区内における障がい児者相談支援体制の充実に努めてきている。相談支援専門員はじめ各種資格を有した職員を配置し、法人の理念である本人主体の支援を実践している。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	1		1				
		兼務		5	5				
		計	1	5	6				
1-3 専門資格の保有状況									
		事業所の職員は、相談支援専門員・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士のいずれかか複数の資格を保有している。							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
1-5 センター業務についての理念・基本方針									
		常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持ち、本人主体の支援を実践する。そして障がいのある人とその家族が地域で自然に当たり前の生活ができるような環境づくりを行っていく。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	52	2	0	0	0	0	0	54
	聴覚	30	14	4	0	0	0	0	48
	肢体	16	1	1	0	0	1	0	19
	内部	4	0	0	0	0	0	0	4
	計	102	17	5	0	0	1	0	125
難病		27	6	0	0	0	0	0	33
知的障がい		157	26	79	0	5	2	2	271
精神障がい		262	65	64	0	11	2	1	405
障がい児		41	20	24	0	0	1	0	86
重複障がい		6	2	12	0	4	0	0	24
その他		10	2	4	0	0	0	0	16
合計		605	138	188	0	20	6	3	960
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		610件	95件	232件	23件	960件			
2-2 相談支援に関する分析									
		<ul style="list-style-type: none"> ・件数については、昨年に比べて大きな変化はなかったが、継続相談が増加しており、電話・メールが減り、訪問・同行の件数が月平均3件ほど増えている。 ・指定相談支援事業所の行う支援会議への参加(後方支援)については件数を把握できなかった。 ・障がい種別では精神障がいの方が一番多く、内容も多岐にわたっており、相談員としての力量を問われる相談が増えている。 							

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	兼務ではあるが、保健師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士などの資格を有する職員を配置している。	今後も同様の配置を目指す。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	心理や専門相談(高次脳・行動障がい・医療的ケア等)も含め、法人内・外の研修に参加し、参加者による伝達研修や資料の閲覧を必ず行ってきた。	今後も同様に伝達研修と資料閲覧を徹底して行い、相談員の資質向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	可能な限り、常駐に努めているが、毎月1回午前中については、此花も含めた職員の全体会議・研修を行っており、その間だけは留守番電話で対応している。	事務所内で会議や研修が行えるよう検討中。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルは常に確認できる場に配置し適切な運用ができています。	年度ごとに内容を見直し、常に現状にあったマニュアルを整備して行く。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	特に精神障がいについては、精神科訪問看護事業所との連携、難病や医療的ケアについては保健師を配置していることで、適切な対応についてのアドバイスが受けやすい環境にある。	保健師のアドバイスを活かしながら適切な対応を行い、連携先を拡げていくとともに、専門的相談(医療ケア・高次脳機能障がい・若年性認知症等)については積極的に研修に参加
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	社会福祉協議会と共同で作成したコミュニケーションボードの利用や、日本ライトハウスとの連携によって対応できている。	常に事務所内で準備できているのは筆談だけなので、事前に準備できるものについては検討する。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	高齢の親と同居し、どちらも支援が必要であったり、生活基盤が崩れているケースもあり、行政や関係機関との協働で積極的に対応している。また、区地域包括支援センター主催の地域ケア会議に積極的に参加し、複合的な課題や長期化等困難事例について共同で検討した。	基幹相談支援センターの後方支援として、区内の指定相談支援事業所が行う担当者会議や困難事例の個別支援会議への出席を積極的に行っていかなければならない。そのためには相談員の力量向上にしっかり努めていく必要がある。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	月2回の相談支援事業所部会において公正かつ適切に選定を行っている。部会を欠席した事業所には電話連絡して確認している。	依頼に応じてくれる指定相談支援事業所が減少している。どの事業所においても、ケースを受ける余裕がなくなっている。区内の事業所を増やすことも大切な課題ではあるが、相談員の数を増やすことができるような改正が必要。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援事業所部会において基幹相談支援センター連絡会での情報提供や区からの制度説明等を行っている。また、事業所からの個別相談には積極的に応じて助言等を行っている。	相談支援事業所部会を今後も充実させていくために、積極的に内容についての提案をしていきたい。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	西淀川区社会福祉協議会の見守り相談室との連携や地域活動協議会のイベントへの参加、西淀川区地域福祉計画策定推進員、西淀川区身体障害者協議会の事務局を担うなどの活動を通して地域の状況や課題を把握できている	今後も同様な活動を通して地域の状況を把握する

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	南西部地域包括支援センターとは地域ケア会議でのケースを通じて連携することが多く、そのことをきっかけに介護保険サービス・自立支援サービスそれぞれ制度について合同勉強会を開催した。	今後は区内2か所の地域包括支援センター始め、ケアマネ事業所とも連携強化が必要であり、まずは事例検討等の勉強会を企画し、互いに顔の見える関係づくりが急務である。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	地域自立支援協議会設立以来、所長が委員長を引き受け、各部会の事務局は区役所と区センターで担っている。各部会ともイベント、事例検討、研修など様々な活動を提案し、実践している。	各部会がさらに活性化することを目標に、もう一度原点に戻り、各部会で自立支援協議会の目的や目標、部会の意味など振りかえりながら、協議会への参加の意義について考えてもらう機会を持つ。
	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	年一回定期的に区長との懇談会を持ち、区内における障がい者支援の問題点(緊急対応等)について意見交換を行っている。その中で、市有地の有効活用等新たな資源開発についても提案をした。	すぐには難しい問題もあるが、地域生活支援拠点事業をすすめる上で、重要なことであり、引き続き、区長との懇談会並びに行政との協働を行う。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	入所施設への訪問活動には積極的に参加し今年度は2か所の施設を訪問した。長期入院者の移行については、現在取り組んでいる。	今後も大阪市内の入所施設への訪問活動には参加するとともに、指定相談支援事業所にコーディネートを行っていく。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報・届出があった場合は、職員全員で情報を共有するとともに、区役所始め関係機関との連携についても意識を高く持つよう指導している。	虐待通報・届出時に適切な対応がこれからできるように、研修への参加、区役所虐待担当窓口との連携に努める
	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	現状では相談を受けた事がない。しかし、相談をいつでも受ける事ができるよう、障がい者差別についての研修は定期的に行っている。	継続して障がい者差別の事例などを検討して、必要に応じた対応ができるよう準備する。また、あらゆる機会を通して支援機関や住民に周知していくことが必要と考える
3-8 その他の取組み				
			①災害時危機管理システムの構築 区内相談支援事業所間の連絡網(グループライン)を作り、実際大阪府北部地震や台風時に安否確認、救援情報等の交換に大変役立てることができた。今後は、区危機管理室と連携し、西淀川区障がい児者の危機管理システムを構築していきたい。 ②地域の障がい者の居場所づくり(余暇支援) 6年継続しており、内容も区社会福祉協議会の協力や新たな取り組みの提案等充実しているが、スタッフに限りがあり、参加者を増やせていない現状がある。 民間ボランティアの募集等を今後行い、ニーズに応えていきたい。	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
			①区内には、緊急時に受け入れが可能な短期入所施設がない。 一部のグループホームが利用可能になっているが、同一法人内のサービスを利用する方のみを受け入れるシステムになっており、その他の利用者以外は受けてもらえない。 この問題は、区長との懇談会でも話しており、地域生活支援拠点等整備に取組む上で、急務と認識している。通所施設や高齢者施設の利用等制度を超えた取り組みについて、施設と検討が早急に必要な。 ②委託相談・計画相談とも増えている精神障がい者やひきこもりへの対応 医療情報も必要だが、福祉的な関わりをいかに行うか？相談支援や居宅介護で実際の関わりの場面を通じた勉強が必要と考えている。 ③31年度に訪問看護事業所の協力を得て、精神障がい者の理解について勉強会を企画中。	

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	6/21(こども部会) 6/25(生活就労部会) 7/2(相談支援事業所部会)
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を通して相談支援事業について知ることができた。 ・保育園を利用している保護者から、障がい児のことや、自身の障がいについて相談を受けた時に、どこにつなげばいいのかが、わかりにくいと思っていたが、区センターのことを知ることができて良かった。
	2	相談支援実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児相談支援事業を行っている事業所の事をもっと知りたい。 ・障がい児についてはセルフプランになることが多いが、なぜ事業所が不足しているのかを知りたい。 ・障がい児の保護者は不安を抱えて孤立しやすい。自立支援協議会を通して教育と福祉が繋がることで複合的な課題を抱える家庭を救う一歩になると感じた。
	3	業務に対する自己評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・FUNFUNくらぶについて、休日の居場所作りの活動に興味があることと、今後就労系の事業所でも取り組みたいと思っているので、ボランティアとして参加してヒントを得たい。 ・教育現場において、障がい児の家庭に何か問題があるのではと感じることが多いが、教育以外のこと、地域の状況や福祉サービスについてなど、現場ではわかりにくいので役割分担のフロー図のようなものが欲しい。
	4	区における地域課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題は実際に直面しているし、区内では緊急で入所できる場がない事も直面している問題なので、西淀川区の今後の課題についてはぜひ解消していける事を期待している。 ・緊急時の居場所や普段の居場所つくりの場として、区内の閉校になっている学校を使うことはできないのか？もし利用できる場所が確保できた場合の運営方法について、実際にNPO法人で運営しているような事例を参考にするのはどうか？まずは動いてみて、どのような方法があるのかを相談支援事業所部会で検討していく事を提案したい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>自己評価を終えて 今回は、昨年同様にパワーポイントを使って自己評価を項目別に報告した。 報告の場としては、今回各部会にて行うべく、こども部会、生活就労部会、相談支援事業所部会の3部会にて報告を行った。 各部会委員から積極的な意見をいただくことができ、皆さんが普段の支援や教育、子育て等の現場の問題が、区センターが考える西淀川区の課題と一致していることがわかり、諸課題解決に向け連携協力してもらえるという手ごたえを感じることができた。</p> <p>「相談を受けても誰につなぐのかわからない」という意見がこども部会から多くあがった。今後相談の内容によって、どこにつなぐのかなどが、わかるようなチェックシートやフロー図などの作成を急ぐ必要がある事を改めて実感した。</p>	

事業所名		淀川 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 関西中央福祉会							
	開所曜日	月曜日から金曜日(行事がある場合は土曜日、日曜日も実施)							
	開所時間	9:00~17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
	事業所の特長	<p>当センターは、社会福祉法人の一部署であり、平成13年度より市町村障害者生活支援事業、平成24年度より区障がい者相談支援センター事業、平成30年度より区障がい者基幹相談支援センター事業としての委託を受け相談支援業務に従事している。また開所当初よりピア・カウンセリングや自立生活プログラム(ILP)にも力を入れており、地域生活においての経験の場に繋がるよう企画立案や交流の場の設定を行っている。</p> <p>相談においては電話のほかメールやFAXといった通信ツールによるもの、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。建物内は障がい種別に関わらず相談できるようにするためバリアフリー環境(エレベーター・身体障がい者用トイレ)を整備している。</p>							
1-2 職員の状況									
		常勤職員	非常勤職員	計					
	専任	1	1	2					
	兼務	2	1	3					
	計	3	2	5					
1-3 専門資格の保有状況		<p>介護福祉士(常勤:1名) 相談支援従事者初任者研修修了(常勤2名・非常勤1名)</p>							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		視覚障がい(男性)	月~金	9:00~17:30					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>当センターは事業所名を「淀川区障がい者基幹相談支援センターえんじょい」としており障がい当事者が地域で自分らしくそして楽しく生活できるよう支援している。そのためまず、障がいを持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今どのように生活をし、これからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共に気持ちを分かち合いながらご本人と一緒に考えていければという思いを大事にし、日々相談対応を行っている。具体的には・ピアカウンセリングや自立生活プログラムを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る・社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む・権利擁護に取り組み、人権侵害が起きないように支援する。・自立支援協議会など他機関と連携、協力する中で必要な社会資源の拡充に取り組む・地域訪問や機関紙を通して障がい理解への啓発に取り組む</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	12	12	1	3	4	1	1	34
	聴覚	1	0	0	0	0	0	0	1
	肢体	98	47	4	17	11	8	3	188
	内部	22	9	1	0	3	0	0	35
	計	133	68	6	20	18	9	4	258
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障がい	385	195	77	28	200	3	12	900
	精神障がい	209	179	72	10	65	12	26	573
	障がい児	10	11	2	1	0	0	0	24
	重複障がい	105	74	28	20	13	1	6	247
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	
合計	842	528	185	79	296	25	48	2003	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		707件	147件	228件	7件	1089件			

事業所名		淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		<p>今年度は知的障がいや有する方からの相談が多く、当事者本人と電話・訪問・来所等各種受付方法で対応することが多かった。</p> <p>相談内容については居宅介護等の障がい福祉サービスの利用援助、自分に合った仕事探し、区内への引っ越しに向けての準備等多岐にわたる相談であった。また、区障がい者基幹相談支援センターの名称変更の影響からか強度行動障がい者へのアプローチ方法や自己破産に向けた手続きのサポート、障がい者虐待への対応等より高度な知識や経験、相談対応を日々求められている。こういったケースについては当センターのみで解決することは難しく、司法等適切な関係機関とも連携し対応にあたった。</p> <p>また、区内や近隣市区の障がい福祉サービス等の事業所からは指定特定・指定一般相談支援事業者への相談対応についての助言や地域の障がい者のニーズを伝え社会資源の改善にも努めた。数字としては表れにくいカウント上は同じ相談1件であっても障がい特性や相談内容、生活環境等により長時間の相談対応やセンター開所時間外での相談対応を行うことも多かった。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか		3	障がい当事者や各関係機関等における相談も多種・多様化している。その現状に対応すべくまずは相談支援専門員をベースとして配置することに重きを置いている。また、必要な人材については求人募集を行い、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士といった専門職を配置してもらえるよう法人に依頼している。	今後も引き続き、専門的資格を有したスタッフを配置してもらえるよう依頼する。
各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。		5	各種研修については積極的な参加を促しており、参加をした際にはスタッフ会議にて情報共有をおこなっている。また、地域の障がい福祉サービス事業者にとっても必要な情報は地域自立支援協議会等を通じて情報共有を行っている。今年度は精神保健福祉関係職員研修、障がい者虐待対応や成年後見支援制度等の人権研修、相談支援従事者初任者研修に参加するなど、資質向上に努めた。	今後も研修会の参加等を通じて個々の能力向上に努めていく。
開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。		4	センター開所時間帯はスタッフが常に1名は常駐できるように体制を整えており、なるべく早く相談に応じられるよう努めている。	今後も相談対応の件数の増加が見込まれることや困難ケースの対応でスタッフが手薄になることも予想されるため相談員の補充は急務と考えている。
苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。		5	相談対応マニュアル、苦情対応マニュアル、虐待対応マニュアル、災害マニュアル等を事務所内のスタッフが確認できる位置に配置し、運用できるよう努めている。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。		5	それぞれの障がい特性に配慮し相談対応するよう心掛けている。一度の相談で解決しないことも多いため何度か話を聴く中で関係性を構築し本人のニーズ及び課題把握に努めている。また相談内容によっては当センターのみで解決する課題ばかりではないので、障がい者就業・生活支援センター、区社会福祉協議会や見守り相談室、地域包括支援センター、病院や訪問看護事業所、地域生活定着支援センター等、単に情報共有のみならず一緒にケースに関わる機会が増えている。また、地域の障がい者を取り巻く問題が多様化する中で、弁護士、司法書士等、福祉以外の専門職とも関わる中で、当センターの役割を知っていただくなど連携が深まるきっかけとなった。	昨年度に引き続き、定期的な会議やケースを通して関係する機関と連携し対応していく。

事業所名	淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
<p>b 手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。</p>	4	<p>本人に合ったコミュニケーション方法をとるように常に考えている。簡単に答えやすいように工夫したり、イラストや写真、文字盤などを使用して、一番本人とコミュニケーションがとりやすく、かつ、本人が一番自分を表現しやすい方法を心掛けている。また、情報障がいや伴う人についても拡大版やテキストデータによる情報提供など、その人の障がい特性に応じた配慮をすることにより情報のバリアフリー化ができ、本人の選択肢を広げることに繋がっている。</p>	
3-3 困難ケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。</p>	4	<p>生活環境や家庭環境などにより多問題や複合的な課題を抱えたケースは多く、関係機関と連携しながら役割分担を行い支援に当たっている。特に同居の家族が高齢化しているなど本人・家族・関わる周囲で思いが異なることも多いため、世帯としてのニーズをどう捉え、支援していくかが重要となる。また虐待やDVなど行政機関と連携しながら関わっているケースもあるが、外部からのアプローチだけでは見えにくい部分もあるため解決の決め手とならず問題が長期化しているケースもある。</p>	<p>平成31年度より淀川区においても複合的な課題を抱えた困難ケースに対して専門的支援について検討する「つながる場」が開始されることもあり、当センターも必要と思われるケースを繋げたり提言するよう関わる。</p>
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。</p>	4	<p>事業所選定が必要になった際には、地域自立支援協議会における相談支援部会の場を活用し、個人情報保護にも留意しながら実施している。また部会において各相談支援事業所の空き状況などを毎月集約し、区役所担当にも情報提供を行い円滑な選定に繋がるよう工夫している。</p>	<p>当該区においても半数以上が一人相談員の事業所であり、一人で80～100以上のケースを持たれているところも増えてきている。そのため一度の選定では決まらずやむを得ないままセルフプランとなり当センターが計画相談に繋がるまでの間サポートせざるを得ないケースも増えてきている。</p>
<p>b 地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。</p>	5	<p>地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対しては自立支援協議会における相談支援部会等を活用しながら地域の社会資源の情報共有やケース検討を通してスキルアップに繋がるよう後方支援を行っている。今年度は報酬改定に伴う勉強会や障害年金についての勉強会、居宅介護支援事業者連絡会との意見交換会などの取り組みも実施した。また個別の相談においても担当相談員と一緒に訪問し課題整理や支援の方向性について助言及び役割分担を行い、相談員が一人で抱え込まないように工夫している。</p>	<p>今後も新たに指定一般相談支援事業・指定特定相談支援の指定をとられた事業者に対しては連絡を取り当センターの役割の説明や地域自立支援協議会への参加など必要な情報提供を実施する。</p>
<p>c 地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。</p>	4	<p>当センターは、相談者だけではなく、サービス提供事業所などの関係機関や区社会福祉協議会、行政、地域包括支援センターなども交流がある。その中で意見や情報の交換をすることも多く、今地域を取り巻く状況や課題などについては概ね把握している。例えば、区社会福祉協議会の要援護者見守りネットワーク強化事業と連携することで、まだサービスにつながない障がいのある方と関わる機会が増え、状況の把握に努めることができた。また、昨年度に引き続き、今年度も淀川スポーツセンターとのコラボレーション企画でのサポートを実施。それにより、相談支援につながるケースもたびたびある。</p>	

事業所名	淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
<p>地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。</p>	5	<p>高齢者と障がい者が同居する世帯において複合的な課題を抱えているなど高齢分野のみでは解決が難しいケースにおいて地域包括支援センターから地域ケア会議への参加依頼があり支援について提言している。また触法障がい者への対応についても地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設出所に伴う支援を実施した。教育分野においては福祉教育で学校を訪問した際や学校から障がい児の制度について説明を依頼された時に基幹センターの役割・機能についても情報提供するようにしている。その他、病院からのケースカンファレンス参加や民生委員からの相談に繋げるためのネットワーク委員会への参加なども実施し、相談の窓口を広げている。</p>	
3-5 地域自立支援協議会の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。</p>	4	<p>平成30年度は自立支援協議会における運営委員会において副委員長を務め、相談支援部会と身体障がい者部会において部会長の役に就き、その他すべての部会にも委員として参画した。協議会の運営については委員長と委員の方々の協力もあり支えられ、当センターは部会の取り組みに専念することができた。特に相談支援部会においては相談員のスキルアップに繋がるよう勉強会の実施や選定における仕組みの見直し等を行い、身体障がい者部会においては地域の少・中学校を対象に福祉教育を年4回実施した。また事業所や施設、学校等を訪問した際には自立支援協議会の説明や活動内容等についての周知を行い参画に繋がるよう働きかけている。</p>	<p>平成31年度は自立支援協議会における委員長を務め、協議会の活性化に向けて提言等を行っていく。</p>
<p>協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。</p>	4	<p>平成30年度は災害が多かった年でもあり、防災についても自立支援協議会を通じて検討することも多かった。その中で、障がい者向けの災害時に困ったことなどを他者に伝えられるものが見られなかったため、部会員共同の元、防災チェックシートを作成することができた。また営利目的と思われる事業所の取り組み(キャッシュバックキャンペーンなど)についても取り上げサービスの適正な運用(倫理観)についても意見交換を行い、事業所等にアプローチを行うことで改善されたケースも見られた。</p>	<p>今後も自立支援協議会の場を通じて地域の障がい者のニーズについての情報共有等を通して、社会資源の開発や改善に向けて協議していく。</p>
3-6 地域移行の推進に向けた取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。</p>	4	<p>大阪市福祉局との共同による障がい者基幹相談支援センターと障がい者支援施設との連携強化の会議に参加し、施設の状況確認や地域移行に関する情報提供を行っている。また、入所施設に対し、訪問や電話連絡の際に、地域移行希望者がいないか、確認をしている。この取り組みを継続してきたことにより、施設スタッフと話している中で、地域での生活を考えている利用者がいることが判明した。決して地域移行のケースは多くはないが、継続して声をかけていくことで、今回のように相談につながることもある。</p>	<p>地域移行のケースは、長期に及ぶことも多々あるため、モチベーションを下げないように支援を行っていくことが必要。また、地域での生活を望んでいる方が潜在していることも気におかなければならない。</p>
3-7 権利擁護の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。</p>	5	<p>障がい者虐待の通報の際には、通報者より情報収集を行い、必要な場合は行政機関等と連携をとり、訪問や聞き取り等、事実確認を行なっている。また、普段の相談の中で虐待と思われる内容があれば、それは虐待にあたることを伝えている。今年度においても数件の虐待対応を行い、安全確保のため緊急時のショートステイ調整やその後の生活にかかる支援を行った。そのほか、各スタッフに障がい者虐待に関する研修の参加を促し、職員意識を高めていけるよう努めている。</p>	

事業所名	淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	生活相談など一般的な相談の中で障がい者差別に関する話になった時は、障害者差別解消法があることを情報提供し、話し合いにより解決していく仕組みができたことを伝えている。しかし、本人がそれを差別と感じたとしても、その解決に向けて事業所と話し合いをするのはどうかと提案するが、事業所(商店など)との関係性や問題の肥大化を警戒され、話し合いの場を設定するところまではいかないケースが多い。
3-8 その他の取組み		
<p>当センターは、区障がい者基幹相談支援センターとして活動しているが、当事者主体で運営する視点から、以下の役割も担うべきと考え、取り組んでいる。地域の障がい者の交流の場として話をしやすい演出をする事で、他の利用者とのコミュニケーションや支援者との出会い、新しい自分の発見など、その人それぞれの目的を持って、当センターの企画を利用してもらえるよう心掛けた。</p> <p>①フリータイム 平成27年度より当センターでは“フリータイム”という名前で地域にお住まいの障がいのある方が気軽に参加できる集いの場として第1土曜日の午後1時にセンターを開放し、取り組みを実施している。(年9回実施)これはその日集まったメンバーで今日何をやるのかを話し合い、いろんな方と交流することで人間関係を育むことが目的である。できるだけいろんな方に参加していただけるように時間内であれば出入りは自由にしており、内容も世間話で終わる日もあれば、季節に合わせた創作活動やゲームを行うこともある。スタッフを通してでしか会話が成立しづらい当事者も、回数を重ね経験を通す中で参加メンバー同士でも楽しく会話ができるようになってきている。また、ここで出た意見や要望を取り入れ、季節行事につなげているものもある。</p> <p>②季節行事の実施 季節に合わせて、自立生活プログラム要素も取り入れた企画を実施している。 8月25日(土) えんじょいの「夏といえば花火つしよ」 場所:西中島西町公園 参加人数:7名 内容:参加者と一緒に問屋等で花火を購入し、近所の公園で花火大会を行う。 11月24日(土) 秋を満喫「神戸どうぶつ王国ヘレツゴ」 場所:神戸どうぶつ王国 参加人数:3名 内容:季節を感じながら、動物との触れ合いを楽しむ。</p> <p>③スポーツ企画 この企画が始まり15年となった。当初から、それぞれの障がいをお互いにフォローし合いながら、色々なことに挑戦した結果、今ではふうせんバレーボールがメインとなっている。また、気軽にスポーツを楽しむ、地域との交流ができ、社会参加のきっかけに繋げるため地域の社会資源の一つである淀川スポーツセンターを利用している。毎月実施する中でチームワークが深まり、参加者同士の交流が生まれ、相互理解の場にもなっている。また、スポーツセンタースタッフとの交流も増え、理解を深めようとしていただき淀川スポーツセンター主催の「ハンディキャップチャレンジデイ」の企画内容について提案し、障がいを持つ人が参加しやすく、地域とのつながりを作ってもらいやすいような取組みとなるよう協力している。 また、毎月の企画に希望者を募り、ふうせんバレーボール大会に出場している。 ・6月3日(日) ふうせんバレーボール 大阪大会 場所:長居障がい者スポーツセンター 参加人数:7名 ・11月4日(日) ふうせんバレーボール 関西大会 場所:舞洲障がい者スポーツセンター 参加人数:9名</p> <p>④地域ふれあいコンサート 毎年5月に開催される「地域ふれあいコンサート」に向けて、出場者を募り、集団練習や個人練習を重ね本番を迎える。 ・5月27日(日) 本番「手紙〜拝啓 15の君へ〜」合唱 場所:淀川区民センター</p>		
4 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	<p>①障がい特性等に対応できる社会資源の不足 グループホームや医療的ケアができる生活介護事業所、緊急時に利用できる短期入所事業所等、なくては困る事業所が不足している。そのため、必要に応じて近隣区にある事業所にも声をかけるが「対応が難しい」や「空きがない」などと断られるケースも少なくはない。また、就労系サービスにおいては、身体介護(例えばトイレ介助など)を必要とする方々の受け入れはごくわずかであり、通所手段についても送迎でなく自力通所ができる人でないと利用できない制約があることで社会参加への妨げになっている部分もある。さらに、訪問系サービスにおいては、医療的ケアができるヘルパー事業所が少ないことや、重度訪問介護による長時間のサービスや早朝・夜間帯でのサービス導入が、ヘルパー不足の課題により対応が難しいと断られるケースも少なくはない。ヘルパー利用は多くの障がい者が地域で自分らしく生活するための手段であり、その役割は極めて大きいと言える。これからも事業所に対して障がい者のニーズを伝えていくことや社会資源の情報収集などは継続して行い、加えて行政等へも地域の状況や障がい者のニーズを伝えていきたいと考えている。</p> <p>②課題の潜在化により障がい当事者及びその家族に必要な支援が繋がりにくい現状について 区内において障がい当事者とその家族が高齢化し、必要なサービスに繋がらず孤立化する傾向にある。家族の意向でそれまで家族対応でなんとかしてきた世帯も、高齢化によりだんだんとできることが減り、それがネグレクトなど虐待に繋がるケースもある。また、本人及び家族に障がいへの理解・認識がなく、必要な支援に繋がりにくいことや地域住民に適切な相談機関の情報が行き届いておらず、問題が長期化しているケースも見られた。こういった潜在的なニーズを掘り起こしていくため、淀川区見守り相談室との連携会議の実施、地域の小・中学校を訪問し、障がい児の状況や課題について聞き取りや保護者会へ参加し障がいに関わる制度説明を実施、地域ネットワーク委員会への参加、淀川区地域自立支援協議会の取り組みである「はたらく・くらしフェスタ」ではくらしの相談ブースを担当、淀川スポーツセンターで実施している「ハンディキャップチャレンジデイ」での出張相談を前年度に引き続き継続している。その結果、地域住民や各関係機関からの問い合わせも増え、当センターも含め適切な支援機関へつなぐことができたり、必要な情報提供を行ったりすることで障がい当事者の地域生活の幅を広げることに繋がっている。</p>	

事業所名		淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2019年5月28日(火)
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	(2-2)相談件数について平成30年度は知的障がい者からの相談が増えているとのことだが、他の種別の障がい者からの相談は減っているのか？ ⇒相談件数についてはここ数年続けて精神障がいのある方からの相談が多かったが、平成30年度においても決して減少傾向にあるわけではない。この年度は虐待対応や緊急時の対応、児童養護施設からの超過児受け入れ先探しなどの相談が集中し長期的な対応が必要であったため件数増加に繋がった。
	3	業務に対する自己評価について	(3-1)人員体制について女性相談員が配置されていないのは問題ではないか？女性相談員を希望された場合の対応はどうしているのか？ ⇒女性相談員の配置ができていないことについては当センターも課題に感じている。法人とも最低月1回は話し合いの場を設け、センターの状況報告も行っており、求人募集もかけているが応募がない状況。また、DV被害者や性的虐待など女性でないと対応が難しい相談もあるが、こういったケースの場合区役所とも連携して動いていくので役割分担をしながら対応している。しかし、通常の相談においても男性が苦手という方からの相談もあり、当センターには男性相談員しかいないことを伝えると「それならいいです」と相談が途切れてしまうケースもあった。引き続き法人には女性相談員の配置の必要性を伝えていく。 (3-4)指定の相談支援事業所(相談支援専門員)の不足により、どこの事業所も新規でケースを受けることが難しくなっている。今後この課題に対して何か改善の取り組みは検討されているのか？ ⇒相談支援事業所の不足については当センターも課題として認識している。今年度の取り組みにはなるが、大阪市にも協力していただき相談支援事業所の立ち上げ研修会の実施を検討している。内容が決まり次第参加機関に対して情報発信を行う予定。 計画相談支援ができる事業所の不足は淀川区に限ってのことなのか、それとも他の区にもいえることなのか？ ⇒この課題は全市的な課題として捉えている。 (3-5)「協議会において社会資源の改善及び開発を行ったか」の項目で評価点が「4」になっているが、取り組み内容から見ても「5」はつけてもいいように感じる。評価点を「4」にしたのはなぜか？ ⇒基幹センターは「協議会において中核的な役割を担う」位置づけがあるが、平成30年度においては前任の委員長が全体の取りまとめや取り組みの提案など協議会全体の動きをリードしていただく場面が多かった。そのおかげで当センターも部会の取り組みに専念でき、多角的な視点から協議会に関わることができた。2019年度は当センターが委員長として協議会の活性化に取り組んでいきたいと考えているので、評価点が「5」にできるかは2019年度の活動をもって次年度の課題としたい。
	4	区における地域課題について	・地域課題への取り組みをこのテーマにしたのはなぜか？ ⇒前回の運営評価では上記にもあげた「計画相談支援の担い手不足」をテーマにしていたが、その課題は淀川区に限ったものではなく全区に亘る課題と指摘を受けた。テーマを広げすぎたのではなく、淀川区という地域に対して基幹センターができることを考えた時に「潜在的な課題やニーズの掘り起こし」がテーマとして相応しいのではないかと思います。見守り相談室との連携会議や地域訪問を軸とした活動を実施した。

事業所名	淀川 区障がい者基幹相談支援センター
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)	<p>平成30年度は区障がい者基幹相談支援センターとなって最初の年となるが、これまでの区障がい者相談支援センターの時と比べ名称変更に伴う関係機関の認知度は高く相談に繋がったケースは多い。しかし、その一方で障がいのある方の相談は内容に関わらず何でも基幹センターに回されることも多く、障がい者就業・生活支援センターや生活困窮者の自立相談窓口、地域包括支援センターなど明らかに他の相談機関における役割のもので「これは基幹センターに相談してください」と案内されていることが目立っていた。確かに専門機関の紹介は基幹センターの業務の一つではあるが、相談内容がはっきりしている場合はたらいまわしと感ぜられる方もおられるため区役所等関係機関においては相談機関のすみ分けをしていただきたいと感じている。</p> <p>相談業務においては、年々増加傾向にあり、加えて強度行動障がい者への支援や触法障がい者への支援、複合的な課題を抱えた困難事例への対応など件数だけでは伝えられない相談も多数あった。さらに見守り相談室からケース検討のオブザーバー要請や地域包括支援センター主催の地域ケア会議参加など他機関から助言を求められるケースも増えている。また当該区においても交通手段が限られる地域もあり移動時間と相談対応で1件の相談に半日以上かかることもある。地域包括支援センターであれば1区に複数あるため地域に密着した対応が可能だが、基幹センターは1区に1か所のため地域を分担しての設置も必要ではないかと感じることもある。こういった状況の中、当センターでは相談員の増員が急務の課題となっており法人とも話し合っているが増員は行われていない状況。特に当センターには女性相談員がおらず女性相談員を希望される相談者への対応やDV・性的虐待など女性相談員が適切と感じられる相談に対しても対応に困難を要する場合がある。</p> <p>指定相談支援事業所への後方支援については、淀川区地域自立支援協議会における相談支援部会の中で定期的な事例検討や社会資源の情報共有、勉強会等の企画を通して行っている。また依頼があった時は一緒に訪問するなど密な連携を図るようにしている。平成30年度も計画相談支援における報酬改定や障がい年金に関する勉強会に加え、ケアマネージャーが参加する居宅介護支援事業者連絡会において障がい者の制度理解研修を実施することができた。これにより相談支援専門員に対する関心も深まり「次年度の初任者研修に参加してみたい」などの声も出てきている。現状においても淀川区における半数以上の事業所が1人相談支援専門員の事業所であり、1人あたり80～100件以上持たれているところも多い。計画相談支援のニーズが増加する中、このままの状態では飽和状態になるのは時間の問題と言える。相談支援専門員の増員については地域課題の一つでもあるため2019年度は相談支援事業所の立ち上げ研修会も企画している。</p>

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人Flat・きた							
	開所曜日	月曜日～金曜日							
	開所時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	ヘルプセンターフラッグ(居宅介護事業所)							
	事業所の特長	当センターは当事者スタッフが多くおり、当事者の目線に立って、施設等からの地域移行に積極的に取り組んでいる。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	0	0	0				
		兼務	4	1	5				
		計	4	1	5				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員 4名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		脳性麻痺	月曜日～金曜日	9:30～18:15					
		弱視	月曜日～金曜日	9:00～17:45					
		骨形成不全症	月曜日～金曜日	9:00～17:45					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>私たちは、これまで「専門家が「サービスの担い手」であり、障がい者は「サービスの受け手」でしかない」とする従来の福祉の枠組を、『当事者自らが意志を持った市民として「共に生きる」地域』と提起していくことで、大きく変えようとしてきた。</p> <p>地域の中で自立した障がい当事者が専門家として「サービスの担い手」となり、これから自立しようとする障がい者をサポートしていく。このようなネットワークの輪を地域のすみずみに広げるため、また、施設から地域への拠点センターとして、さらに障がい者に限らない、地域に住むあらゆる人にとって気軽に立ち寄れるようなセンターとして、運営していきたいと考えている。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
① 延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	15	1	5	1	1	2	2	27
	聴覚			1				1	2
	肢体	42	14	59	1	4	21	6	147
	内部	2	2	1			1		6
	計	59	17	66	2	5	24	9	182
	難病	2		1					3
	知的障がい	71	46	194	1	12	21	7	352
	精神障がい	141	63	183	1	12	17	15	432
	障がい児	18	4	6		2		2	32
	重複障がい	9	4	11	1		1		26
その他	49	23	10		1	4	75	162	
合計	349	157	471	5	32	67	108	1189	
② 受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他			合計	
		740件	194件	220件	28件			1182件	

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		相談支援内容の「福祉サービス」と同様に「社会生活力」の支援が多い。「社会生活力」とは福祉サービスに繋げるまでの社会生活における必要なスキルを身につける支援である。(例えば就労はしたいが朝が起きれない、服薬や定期通院ができておらず体調が落ち着いていないなど)。生活リズムを整えることを優先する場合は訪問看護の導入や、実際の通院に同行して本人と一緒に主治医と話をすることもある。また、金銭管理が苦手な人が多く、その場合はあんしんさぼーと事業や成年後見制度の提案や導入も行っている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	相談支援専門員初任者研修の受講を順次進めている。・相談支援専門員初任者研修(平成30年11月に1名、31年10月頃に1名受講予定)	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	インクルーシブ教育について/子ども相談支援センターの役割について/困サボ事例検討会/防災勉強会/虐待防止・権利擁護研修/医療的ケアコース研修/睡眠改善プロジェクト	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	必ず職員が対応できるようにしている。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルを作成し、事務所内に掲示している。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	関係機関や行政との連携を日頃から密に取っている。また、自分たちでは解決策を見出せない事例が発生した場合は積極的に情報を集め必要な時に活用できるよう努めている。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	個々の障がい特性に応じた対応を行っている。自宅に固定電話がない、携帯電話を持っていない利用者へは手紙でのやり取りや関係者が訪問する際に同行し、利用者と会えるような方法を取っている。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支障困難事例への対応を積極的に行っているか。	5	つなぐ場での参加や事例の提供を行っている。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	計画相談の新規で特定の相談支援事業所がない場合は、「選定」として指定相談支援事業所に依頼をしている。	本来であれば相談部会を活用して行いたいと考えているが、新規の受け入れが困難なことが多く、なかなか実現できていない。新規受け入れ可能かどうか等、各相談支援事業所を訪問し、実態調査を行う。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談部会を中心に必要に応じて情報提供を行っている。また、個別にも事業所からの相談や依頼にはその都度対応している。ケースについては部会でのケース検討を行っている他、ケース会議の場に参加し、提案や助言をしている。	

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会、各部会が中心的に機能しており、共有する中でおおむね把握できている。	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	5	つなぐ場、地域包括支援センターとケアマネの研修会など	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	全体会議と事務局会議の運営を行っている。全部会に職員が必ず参加し、発言や提案をしている。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	課題の抽出を各部会の場で話し合うことが増えているが、新たな開発には至っていない。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	ヘルパーの調整や日中の通所先を探すなど、途中からの支援に入るケースが多い。	区役所から依頼されて施設同行する際や一から関わるケースには大変時間がかかる。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	通報があった際は速やかに区役所の担当者と共に事実確認やコアメンバー会議を行い、虐待の判断とならなかった場合でもセンターとして支援を継続している。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	これまでに問い合わせの件数として極めて少ないが、取り組みができる体制ではある。	
3-8 その他の取組み		年2回、自立支援協議会が主催となり、スポーツとお祭りで「みんなで和っしょい！」を開催している。1つはスポーツセンターの指導員の方を招いて、障がい者スポーツの楽しさや日ごろできないと思っている人が楽しめる場でいくつかのスポーツや体操などを参加者全員で行っている。もう一つは子どもと大人の施設が大勢参加し、手作りのものや調理したものを販売したり、舞台発表で歌やダンスを披露したり、充実した内容で取り組んでいる。その他にも年1回、就労部会が中心となり、区民ホールで区内の通所事業所が集まり、通所先を探している人や今後必要となる人たちにそれぞれの活動を知ってもらう機会を設けている。		

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		ヘルパー不足はさらに深刻な問題であり、必要なケースに介護者が付けられないことが多くなっている。そのことで地域移行の推進と逆行するようなこともでてきてしまう。実家の家族に支援を頼むことや短期入所を利用せざるを得ないなどの状況に陥ることも多々ある。これについては必要としている人が多い当区であるが故の課題だけでなく、全国的な問題であると考えられる。自立支援協議会内でも議論をし、行政と一緒に課題に向き合っているが、制度として大きな見直しが必要である。その他にも18歳以上で障がいのある方が通える施設が区内には大変少なく、交通機関の利用が困難な場合は区内で通いたい選択肢が少ない上に利用者が定員いっぱいでは受け入れられないこともあり、なかなか繋がらないという問題もある。既存の事業所に新設を検討してもらうなどの働きかけも行っていきたい。最後に問題視したいのは相談支援事業所の数が必要としている人の数に合っていないことである。国の方針は理解できるが、ある程度整った状態でないと仕組みが状況を苦しめていくことになる。立ち上げの説明会の開催も考えているが、この問題も国として考えるべきだと感じている。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	・セルフで利用しているケース多く、他の家族が手続き理解していない場合は支援が止まることも多い、事業所の少なさもあり、相談支援の認知広まればと思う
	2	相談支援実績について	計画相談の件数が増えていく中で、委託での相談の件数も前年度に比べて確実に増えている。精神障がいの方の件数も多く、時間をかけながら丁寧な対応を心掛けている。一進一退はあるもののこれまで支援にうまくつながらなかった方も繋がるようになり、立派な実績になると評価を受けている
	3	業務に対する自己評価について	実績が積みあがっているのも、もっと自己評価を高くしても良いのではないか。自立支援協議会、つながる場、虐待についてももしっかり取り組んでいるので、自信をもって欲しい。地域移行についてはなかなか進んでいないことは分析をし、少しでも進めていけたらと思う
	4	区における地域課題について	・介護と併用多い区の特長からケアマネとの連携に注力、勉強会参加の中で障がいについての啓蒙・周知、65歳での切り替え時の顔つなぎも兼ねた事業所紹介を行っている。協議会含め、協力できる勉強会をもっと増やしていければと思う ・人手不足は大きな課題、事業所としての数はあるはずなのでより深い相互連携を行い、現状で何が出来るか自立支援協議会で話し合っていきたい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		自立支援協議会を通じて、区内の高齢・障がいの各関係機関との横のつながりが深まっており、円滑に業務ができるようになってきている。相談支援の事業所もほんの少しずつではあるが増えてきていて、さらなるきっかけとなる様に次年度は立ち上げ説明会も開催する予定である。一方ではあんしんさぼーと事業の順番待ちの期間が一定の目途も立たないぐらいの深刻な状況に陥っており、金銭管理が必要な方の支援に行き詰っている。成年後見制度の活用や本人ができるようになるためのILPも今後は進めていく必要がある。	

事業所名		東成区 障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会							
	開所曜日	月～金							
	開所時間	9:00～17:45							
	同一場所で実施しているその他の事業	生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援、指定特定・一般相談支援事業							
	事業所の特長	昭和62年より運営している本体事業所に対する理解や認知が広がっている事に加え、地域療育等支援事業の頃から相談支援業務には携わっている事も影響し、当事者・ご家族からの相談のみならず各関係機関からの相談も多い。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員		非常勤職員		計		
		専任	3				3		
		兼務					0		
		計	3		0		3		
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士2名、精神保健福祉士1名、相談支援専門員、介護支援専門員等							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日		実施時間				
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>・相談員は、自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴し、信頼関係を築きながら、環境や状況ならびにニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向けつつ、抱える問題を軽減、解消できるよう誠実な対応に努めます。</p> <p>・広く地域に根差し、障がいがある方のその人なりの暮らしの営みに関わり、必要とするサービスへと繋げていきます。また、必要なサービスがない時には、社会資源の開拓、開発を検討し、関係機関と障がいがあってもなくても誰もが住みやすい共生社会の構築に努めます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚		5					1	6
	聴覚		1			1			2
	肢体	19		2		25	3	1	50
	内部	1	1	1					3
	計	20	7	3	0	26	3	2	61
	難病	7						1	8
	知的障がい	73	65	128		45	6	272	589
	精神障がい	125	70	164		16	8	138	521
	障がい児						2	1	3
	重複障がい	47	14	41		33	1	29	165
その他	66	53	92		8	38	47	304	
合計	338	209	428	0	128	58	490	1651	
②受付方法別件数		電話・メール	来所		訪問・同行		その他		合計
		1225 件	157 件		269 件				1651 件

事業所名		東成区 障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		件数としてそんなに増加はないものの、新規の相談があきらかに増えている状況です。また、本人からの相談も依然多くあるものの、傾向として各関係機関からの相談が増えています。障がい者基幹相談支援センターとしての認知度が上がっていることに加え、障がい者支援は勿論の事、高齢者支援等とのネットワークが強化されているためと思われます。母体法人の関係上知的障がいのある方の相談が多いものの、精神障がいがある方の相談も引き続き多い傾向にあります。ただし、2-1-②数値に出ないですが、その中でも発達障がいのある方の割合が少しずつ増えています。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	3	専門職を幅広く配置しています。(社会福祉士、精神保健福祉士)	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	専門的な知識を得るため、公的機関は勿論、必要な研修への積極的な参加に努めています。また、得てきた知識は所内にて共有するように努めています。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	2	開所時間中は必ず一人は相談員が事務所に常駐するよう所内での連携を密にし、急な来客や電話等の相談に対応しています。	急な来客に備え、出来る限り事務所に一人はいるようにしたが、利用者への急な対応等、どうしても外出時間が重なり事務所に入れない事もあり、本体施設の職員が受付対応を行う事があった。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備し、必要に応じ所内でもその運用について話し合い、適切な運用を心掛けています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	3障がい及び難病等、障がいにより暮らしの課題を抱える方への相談にのりました。課題が多岐にわたる方への相談には、東成区独自で行っている医療・介護・障がいの連携チームで相談にのり、課題の解決にあたりました。	広く連携が進む事により、認知度が増えた事は良い反面、ニーズの掘り起しが進み、関係機関からの相談が増えており、地域の計画相談支援事業所が増えない中で、センターが計画相談を受ける事や、セルフプランとし、お手伝いをする事でセンター業務を圧迫している。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	聴覚障がいのある方への支援として、筆談にて対応を行う。また、自閉傾向のある方等個別のコミュニケーションが必要な方にはその人にあったコミュニケーションの仕方を模索し実践しました。外国語でのコミュニケーションが必要な方には、外国語が得意な相談員が対応することもあった。	手話や点字、映像を必要とする方の相談はなかった。いつでも必要とされることがあった場合に対応できるように今後も準備を整えていきたい。また外国の方の相談も増えてきていて、専門的な対応に課題がある。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	東成区独自で行っている医療・介護・障がいの連携チームにて、支援チームを作り、複合的な課題をかけた方への支援を行った。関係機関が情報を共有し、多方面から専門的な支援にあられた。	連携チームの成果は高く今後も継続して行きたい。ただし、連携がつつむにつれ、認知が進むことでセンター業務が多忙となっており、指定特定相談支援事業所の業務により、本来のセンター業務が圧迫されている。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	選定ケースは自立支援協議会の部会として設けている相談支援部会にて選定会議を行い、公正かつ適切に行った。選定出来ない場合は、当センターより個別に事業所へ連絡を行い、選定をした。	選定を行うも、現在の相談支援事業所のキャパシティでは、相談支援が決まらない利用者もいた。その場合はセルフプランとし、当センターがバックアップを行っている。センター業務への影響を危惧している。

事業所名		東成区 障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	自立支援協議会の部会である相談支援部会にて、情報交換を行っている。また、個別で当センターへ相談がある事もあり、その際は、積極的な情報提供、助言を心がけた。	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会や地域ネットワーク会議、医療・介護との連携を通し、地域課題の状況を把握するよう努めている。	介護の担い手である人材が不足し、実際に支援が十分受けられない事等も出てくるなど、社会的な問題が課題に直結している。取り巻く状況については、さらに把握に努めたい。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	5	医療・介護・障がいの連携チームで会議に積極的に参加し、包括的かつ専門的に支援の必要な方については支援チームを作り支援を行った。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会では、議長を務め、その運営に主体的に参画した。また、今年度はより、地域の障がい福祉の課題があがるように、協議会の仕組みの変革を提案した。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	自立支援協議会において、既存の社会資源の改革や開発についてなど、今年度はより、地域の障がい福祉の課題があがるように、協議会の仕組みの変革を提案した。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	大阪市にて今年度始めた施設入所支援等への地域移行推進の状況確認の取組みへ参加を行った。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待対応の際の動きの確認は行っており、迅速な対応が取れたと感じている。また、必要な知識をもつため、研修等にも積極的に参加をし勉強を重ねた。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障害者差別は当センターだけでなく、地域協議会での差別事例の検証が不可欠であり、今年度、自立支援協議会での差別解消法への果たすべき役割としての提言を行った。	
3-8 その他の取組み				
		いわゆる、サービスの狭間となる方への支援を行った。たとえば、住所がなく大阪へ出てこられ住む場所がないという方や、遠方にお住まいの方が東成に引越したいとしたケース等。また、サロンを開催し、サービスに繋がっておらず、引きこもりがちな利用者へ向けて支援を行い、サービスへ繋げていく取組も行った。		

事業所名		東成区 障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		<p>東成区は人口は昭和35年をピークに年々減少していたが、平成11年を最低に、近年は微増傾向にあり、現在83,120人。平成31年2月1日推計人口では65歳以上の年齢層が全人口の25.5%であり、市内第13位の高齢化率となっています。また、1世帯辺りの人員が1.92人である。単身世帯の方が増えており、単身高齢者も平成27年の調べでは5518世帯となっており、平成22年の調べでは4952世帯であったことから増加率は11.4%で急激に増えております。一方、平成29年度調べでは身体障がい者手帳保持者は4654人(3.4%)療育手帳保持者742人(2.8%)精神障害者保健福祉手帳保持者989人(2.9%)※(対市比)となっています。障がいがある当事者や保護者の高齢化やいわゆる多問題家族への支援等、ニーズは複雑化しており、様々な課題が出ております。現在、介護・医療・福祉の連携を強化するチームにて、会議や支援を行っており、複雑化する支援やより専門性を必要とする支援へ、点ではなく面で支えるシステムを目指しております。また、東成区は旧市街地では木造家屋が密集し、細街路が錯綜する地区が多いため、災害等に対する対策が重要となっており、障がいがある方等、災害時には支援が必要な方への対策が急務ということで、区のシステム会議等で具体的な災害時の避難所にて使えるツール等の作成も行いました。次年度も引き続き、自立支援協議会や介護・医療・福祉の連携チームにて課題の提言を行っていきたく思っております。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援実績について	たくさんの業務を幅広く行っていますね。業務に対して職員数が少ないのではないかと。
	3	業務に対する自己評価について	自己評価は低めに付けられていますね。
	4	区における地域課題について	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>皆さまより、高いご評価をいただいた印象であった。ただ、我々がというよりは、東成区が他機関とのネットワーク化がすみ、顔の見える関係を作れている所の影響が大きいと感じている。特に認知症等支援検討チームでは、障がい者支援のみならず、高齢者支援等、垣根を取っ払った顔の見える関係が構築され、チームで様々な課題に取り組んでいる。ネットワークが出来た中で、基幹相談支援センターの名前が浸透していく事は良いことであるが、それに伴い業務が増えているものの、区内指定特定相談支援事業所が増えるどころか減っている現状から、兼務している指定特定相談支援事業所の業務が減らず、期待されるような役割が果たせなくなっている事は課題であると感じており、地域自立支援協議会よりも基幹相談支援センターとしての役割を評価頂いているものの、指定特定相談支援事業所が増えない事が課題であると意見をもらっている。</p>	

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人 自立支援センター・エポック							
	開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日は除く）必要に応じて土曜日開所							
	開所時間	午前9時～午後6時							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業 指定自立生活援助事業							
	事業所の特長	障がいのある人々の地域での自立と社会参加を目指し、そのための支援・啓発活動を行い、また障がい当事者スタッフがロールモデルとしてピアカウンセリングや自立生活プログラムの技術を用いて、地域で自立した生活を送れるように相談支援を行う。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	2	1	3				
		兼務	1	1	2				
		計	3	2	5				
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士＋相談支援専門員 2名 相談支援専門員 1名 保育士 1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		知的障がい	金曜日	13:30～15:15(相談者に応じて)					
		精神障がい	金曜日	10:00～17:00(相談者に応じて)					
		身体障がい	金曜日	不定期(相談者に応じて)					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>自分らしく「障がい者が地域で当たり前に暮らす権利があるんだ」と主張し始めた頃、日本社会の障がい者は施設か、家庭内での閉鎖された場所での生活を余儀なくされてきました。また、社会的偏見、差別を受けてきた時代でもありました。</p> <p>ノーマライゼーションの思想や、その基本理念による世界的な動きの中で日本でも国際障害者年を期に障がい者の生活も徐々に変わりはじめ、今まで限られた場所での生活を強いられてきた障がい者が、自分らしい生活を求め自立を目指し、また社会的な生活環境もハード面での変化が起こり始めました。</p> <p>高齢化社会とともに日本でもバリアフリー法が施行され障害者にも利用しやすい町づくりが押し進められつつあります。一方、ソフト面では偏見や人権侵害といった問題、特に精神障害者や知的障害者の差別がまだまだ後を絶たず、真の意味でのノーマライゼーションの理念には乏しい現実があることは否定出来ません。</p> <p>2000年の社会福祉基盤構造改革により障害者は、今以上に「自己選択」「自己決定」が重要となり、そのための支援のあり方が問われつつあります。</p> <p>そこで、身体障害者にとらわれず知的障がいや精神障がい、また、児童期の支援も含めて不特定多数の障害を持つ人々に対し、個々の様々な問題に対する情報を提供するサービス機関の存在が必要になってくると思われまます。</p> <p>自立支援センター・エポックは、それぞれの問題に対し、個々のニーズに応えられるように各種の制度を利用し、地域で自立生活をしている障がい当事者スタッフがロールモデルとしての役割を果たせるものとして実体験をもとに同じ境遇の障害者にしかできない支援のあり方を考えていきたいと思っています。</p> <p>エポックの語源に「新時代を切り開く」と言う意味があるように制度の変革に立ち向かう気持ちで支援の輪を拡げ、差別や偏見といった心のバリアを取り除きよりよい社会を目指します。</p> <p>障害を持つ人々の社会参加と自立を目指し、そのための支援、啓発活動を行うことにより、福祉の推進に寄与することを目的とします。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
① 延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	13	13	0	0	0	0	0	26
	聴覚	22	25	1	1	7	0	0	56
	肢体	59	71	6	6	1	0	1	144
	内部	10	11	0	0	0	0	3	24
	計	104	120	7	7	8	0	4	250
	難病	5	5	0	0	0	0	0	10
	知的障がい	370	483	259	151	14	4	26	1307
	精神障がい	462	764	113	24	44	14	97	1518
	障がい児	103	106	4	0	1	1	0	215
	重複障がい	28	39	11	11	0	0	1	90
その他	81	101	11	0	0	3	23	219	
合計	1153	1618	405	193	67	22	151	3609	
② 受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他		合計		
		1119 件	227 件	487 件	33 件		1866 件		

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
<p>・相談者から見えるニーズとして、既存の社会資源にそぐわない方も多く、サービス調整を行うが結果として、日中を在宅で過ごし、ヘルパーや相談支援専門員など限定的な関係での生活がある。改めて、福祉サービス以外の新たな社会資源の開発が必要であることがわかってきた。</p> <p>・日常業務から見えてきた内容として、支援内容の質の高さを求めてくる人も出て、また支援者に対して仲間感覚や心の繋がりを求めている方が増えている。話ができる環境の少なさ、仲間を作る機会の減少等様々な事が原因と考えられる。</p> <p>・増加傾向にある相談内容の特徴 ①各相談窓口の相談対応者の障がい特性や考え方などの相談。 ②福祉サービス利用まで至らないはざまの人達の相談。</p> <p>・意思決定・意思表示支援 様々な経験の機会を奪われてきた障がい者にその機会を保障し、本人自身が悩み・迷いながら、時に失敗する経験を積み重ね自己決定を繰り返していくことで、本人自身が力をつけるプロセスを導くことをできたことは実績の1つでもある。また、自立生活プログラムや障がい当事者が集まる場を通じて、同じようななかまの存在に安心感をもつことができ、自立生活及び自立への意識向上に結びついてきたのは大きな成果と言える。</p> <p>・古家・空き家も多く、単身世帯・生活保護受給者、町会費を支払っていないことで、地域の住民の把握が困難になっており、回覧板が回らず孤立しがちで、地域とのつながりが希薄になり、そこから、セルフネグレクトや自殺、薬物アルコール等の依存等から、生活に支障をきたし、近隣との問題も発生しがちである。重層的な問題を抱える障がい者と関わる中で、既存の社会資源の活用だけでは解決しきれない多くの生きづらさの現実と直面することで、多職種連携やネットワーク体制を構築してきた。</p>				
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	社会福祉士や児童に対応できる保育士など配置している。		
各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	研修の情報共有を行い、積極的に参加している。 研修後は、レポート提出を求め、内容を深めている。 内部研修を定期的に繰り返している。		
開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	相談者のタイミングで相談できるよう心がけて対応している。	相談件数が多いため、相談できる体制が整えない。 相談件数に対する人員配置が足りない。	
苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	その都度、ケース対応を振り返り、職員間で共有している。 苦情対応についても共有している。	・第3者委員などの意見を聞く体制。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	基礎を押さえた上で、専門的な相談内容については、専門機関と連携をしチーム支援で対応している。		
手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	筆談、メール、映像、イラスト、写真、色分け等、わかりやすい方法で個別に対応している。 手話通訳の活用。 話す内容・時間、予定等を具体的に決め対応している。 メール・ライン・フェイスブック等による表現・本人からの発信。		
3-3 困難ケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	関係機関と積極的に連携し対応している。		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	月2回の選定会議を開催。	・計画相談事業所が少ないため、対応できる事業所に偏りがある。	

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター		
地域	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援連絡会を活用したり管轄区の協力体制を得ている。 基幹センター主催の学習会等開催	
地域	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	相談者や関係機関の広がりから、一部の状況は把握できている。 ケース会議、地域ケア会議や見守り支援会議などに出席し把握に努めている。	
地域	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	・区内の4包括支援センター・5プランチが集まり地域包括ケアに関する協議、実施を行う包括プランチ連絡会に定期的に参画。 関係のあるケースにおいて地域ケア会議に出席することでニーズ把握に努めている。 ・地域見守りプロジェクト会議や生野くらしりセット会議に出席し、個別ケースに対しては連携して取り組んでいる。 ・在宅介護医療系連携相談室やくらしの相談窓口いくの、地域定着支援センター等と連携し個別ケースを対応している。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
地域	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	・個別支援検討会の開催。 ・多職種連携シンポジウムを開催などに努めた。	
地域	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	・それぞれの施設での防災取組について意見交換をおこなった。 ・既存の社会資源の課題についての意見交換をおこなった。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
地域	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	・個別ケースから、地域での取組の情報提供をおこなった。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
地域	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待対応件数は少ないが、疑いがある時は、速やかに管轄区担当者に相談している。	
地域	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	個別ケース及び関係機関の連絡会などで、合理的配慮についての情報提供を行っている。	

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター	
3-8 その他の取り組み		<p>・料理ILP わたしの力めし 月1回の定期的なプログラムの取り組みとして、ILPを継続して開催し、地域での自立生活に活用している。</p> <p>・交流サロン</p> <p>・POWER LIFE ～これからの一歩～（ボランティア企画） 大学生という、普段関わりがない若い世代の若い価値観とふれあうことで、いつもと違う気持ちの変化が得られて生活の幅を広げてみようという障がい者自身の意欲につながる事を目的として取り組んできた。 学生ボランティアが役割を持ち、継続してイベント参加してくれることによって、参加者と気軽に話ができる関係性を築くことができていることが成果と言える。</p> <p>・POWER LIFE ～私の生き方～（一人暮らし計画） 一人暮らしをするきっかけがない、一人暮らしを考えているけれどやり方がわからないことにより一歩を踏み出せない方が多くいる。このことから少しでも本人が望む生活に近づけるようにチーム支援で取り組んできた。 今年度は、兄との2人暮らしから一人暮らしの支援を行った。今までの生活で当たり前になっていたことに疑問を感じ一人暮らしを決めたが、実際に物件を決め転居するまでには「大丈夫かな？やっぱりやめようかな？」とたくさん悩み考えた。その中で、不安なこと・気になっていることについて、一人暮らしをしている仲間と相談をして刺激を受け、一人暮らしすることを決めた。 一人暮らしを始めると、家に友達を呼びたい、節約のためにまとめ買いをする等自分なりに考え、自発的に行動に移すことが増え、考えや経験も広がってきている。</p> <p>・人権研修 ①意思決定支援「アドボカシー声なき思いを聴くということ～本人と支援者のエンパワメント～」 意思決定を支えるアドボカシーの考えを学ぶ。その上で、関わっている人達の生きてきた時代背景を知ることにより、人としての権利は守られてきたのか？を考える。 ②支援者のエンパワメントを考えるための講座 相談支援を行う上で、第1に傾聴・対人について支援者の力量を底上げする必要がある。 支援者のエンパワメントを目的とし、SSTや他機関が開催している当事者活動の取組などに参加し支援を学んだ。</p> <p>・地域との連携、ネットワーク構築の取組 グループホーム連絡会、生野区自立支援訪問系事業者連絡会の開催等。</p>	
4 区における地域課題について		<p>区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など</p> <p>1) 計画相談事業者が少ない。 一人相談支援専門員配置の事業所が多い。 選定会議を開催しているが、対応事業所の受け入れ先に偏りが出ている。</p> <p>2) 精神障がいのある方からの相談が増加している現状がある。また、手帳のない方や生きづらさのある方への対応も課題である。 相談する側として意思表示や意思決定が難しい人が多い。 ⇒障がい者だけが力を付けるのではなく、支援者も理解を深めるために、障がい者の置かれている歴史や自分自身の特性を振り返る必要がある。</p> <p>3) 高齢者世帯支援 日本語が通じない韓国人世帯。生活文化の違い。 障がい対応が可能でかつ韓国語対応可能な社会資源が少ない。 ⇒包括支援センターや地域住民、区社会福祉協議会、見守り支援室、管轄区等、多岐にわたる関係機関と協力体制を構築し、チーム支援で対応している。</p> <p>4) これまでいろんな機関に相談してきたが、適切な支援に繋がらずらいまわしになった結果、家族が相談をあきらめ抱え込んできた世帯がある。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援実績について	特になし
	3	業務に対する自己評価について	特になし
	4	区における地域課題について	特になし
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)		<p>自己評価を行うにあたり、相談内容や件数を振り返ると、相談内容の困難さや複雑さと件数が増加してきている。</p> <p>相談者から見えるニーズとして、既存の社会資源にそぐわない方も多く、計画相談に繋げても基本相談対応のため、相談支援専門員も相談支援事業所も不足しているため、継続して対応できる相談支援事業所が少ない。</p> <p>また、関係機関の相談担当者からの相談が増加しており、障がい特性にたいする理解が低いことや支援者の相談窓口の必要性を感じた。</p> <p>更に、幅広い相談対応や連携が必要になってきていることなど、課題整理をすることができた。</p>	

事業所名		旭区 障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		2018年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人あさひ							
	開所曜日	月曜日から金曜日							
	開所時間	9時から17時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業							
	事業所の特長	本地域において、長年に渡り相談支援を行ってきたことにより、区各課(保健福祉、子育て、生活支援、保健活動等)や地域の障がい関係事業所、高齢、医療機関等多くの機関との連携がとれる状態にある。個別支援では特に知的・精神における困難と言われるケースへの支援実績が多くある。							
1-2 職員の状況									
		常勤職員		非常勤職員		計			
		専任				0			
		兼務		4		4			
		計		4		0		4	
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉主事任用資格、介護福祉士							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名		実施曜日		実施時間			
		発達障がい		随時		随時			
		身体障がい		予約により		予約により			
1-5 センター業務についての理念・基本方針		私たちは、社会資源の整備や支援の拡充を通して、社会的ハンディキャップを除去或いは軽減させ、社会への参加・活躍を応援し、障がいのある方の豊かな生活づくりに尽力してまいります。また、医療、高齢、教育等の関係機関や民生委員・町会など地域での連体を強め、ソーシャルインクルージョンの実現を推進します。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	11	3	1		2	2		19
	聴覚								0
	肢体	19	9	2		1			31
	内部								0
	計	30	12	3	0	3	2	0	50
	難病		1						1
	知的障がい	36	19	12		6	2	2	77
	精神障がい	71	56	39	1	2	30	11	210
	障がい児	25	12	4			1	6	48
	重複障がい	7	4	1			1		13
その他	1	3				1	1	6	
合計	170	107	59	1	11	37	20	405	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		219件	62件	77件		358件			
2-2 相談支援に関する分析		他区から聞く件数に比べて、相談件数そのものが少ないように思われるが、これは計画相談が進んだことによるものかどうかはわからない。件数としては、知的の相談が減少し、身体・及び児童の件数が増えているように思われる。児の増加については、学校や保育所幼稚園、区の子育てとの関係が根付いてきたことによる数の増加と思われる。身体の増加と知的の減少については、計画相談への移行率によるものではないかと思われる。							

事業所名		旭区 障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	相談支援に関わる専門研修をはじめその他関係資格取得についても積極的に推奨している	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	研修には積極的に参加し、毎月の会議においてその内容を確認している	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	基本常駐としているが、緊急時等不在になる場合は、電話を転送し、入り口にも電話番号書いた掛札をかけ、急な来所者にも対応できるようにしている	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	左記等各種マニュアル整備されている。	マニュアルの適切な運用については、確認されておらず、定期的に確認する機会が必要
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	専門機関との連携強化は年々拡充されている	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	ある程度の手話が可能な職員が2名配置されている。その他必要に応じて個別の手段を講じている。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	「困難事例」については、区基幹センターへ協力依頼する形は確率されている。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4		相談支援の数が少なすぎ、支援可能な事業所を探しているのが実情である
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	日常的には自立支援協議会相談支援部会において、その機会を設けており、日常的にも電話等で事業所から相談はある状況である	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	区各課との連携やくらし相談、包括、医療機関との連携により概ね把握できている	地域住民とのつながりについては強化が必要
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	各機関との連携については、必要と思われる基幹との連携は取れる状況にある	

事業所名		旭区 障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	必要とされる部会の整備も進み各部会については充実したものとなっている	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	ケーススタディを通じて、支援に対する意見交換だけではなく、必要な社会資源についても意見交換できるようにしている	社会資源の開発についてはまだまだ弱さもあり、本会での議論が必要
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	大阪市施設訪問の取り組みには積極的に参加していく意向だが、独自での取り組みは行っていない	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	外部研修に加え内部においても虐待研修に取組み意識の向上に努めている	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	外部研修に加え内部においても差別解消法の研修に取組み意識の向上に努めている	
3-8 その他の取組み			<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災と交流を目的とした和んで座談会を開催 ・就学、進学に対するアウトリーチを目的とした就学・進学なんでも相談会を開催 ・発達障がいに関わる子育て応援セミナーを開催 ・介護保険移行に向けたガイドライン(案)を作成 ・支援者及び保護者向け「発達保障」研修を開催 	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		旭区の地域特性としては、市内でもより高齢化が進んでいる地域であり、高齢化率大阪4位である。また、少し古いデータであるが25歳から39歳の人口減少が著しく、平成17年から平成22年の5年間にこれらの年代が400人減少するなど、結婚等を機に他区へと移り住む方も多くみられる状況。障がい手帳発行数や生活保護受給率は人口比率でみても特に平均的な区である。またこの狭い区内に5つの商店街があるなど個人商店を営まれる方が多いと思われる。障がい福祉サービスの整備状況で言えば、就労系サービスや児童発達支援のサービスの整備が遅れており、高齢化率の高さや子育て世代の少なさがそのままサービスの整備状況にも反映されている状況にも思える。2019年度より旭区地域福祉計画策定への議論が始まり、その中で高齢者の活躍や子育て支援について重点化される見通しであるが、それに障がい分野の支援もしっかりとリンクし、ソーシャルインクルージョンへの道を推進していかなければならない。具体的には65歳の壁問題や8050問題等高齢化に伴う諸課題については大阪の中でもイニシアチブをもって取り組まなければならない。また、子育てや就労への支援についても、親の同士の繋がる場や地域と就労支援関係づくりなども進めていく必要がある。	

事業所名		旭区 障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2019年7月17日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援実績について	区内において、相談支援センター周知が出来ていると思う。区内にはまだ、相談のために一歩が踏み出せない方もいるかと思う。さらにアウトリーチが大事。
	3	業務に対する自己評価について	自己評価については、5でもいいのではと思うところも多い。
	4	区における地域課題について	地域課題については同様の認識である。今後地域福祉計画策定の中で、ともに議論し、計画に反映していきたい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>自己評価については、長年の積み重ねの中で、周知・連携の拡充もできているかと思えます。課題としては、地域住民との連携関係や社会資源の開発において、取り組み強化が必要と思われ、2019年度に繋いでいきたい。また、2019年度においては、旭区地域福祉計画の検討時期にあたってから、地域課題をより客観的に見直し、今後の計画に活かしていきたい。</p> <p>市への要望として、自己評価に加えて、アンケートの形でも構わないので、区センターの評価について、区の各課や包括、指定相談事業所、民生委員、医療・教育機関等、関係機関への意見聴取を行ってほしい。</p>	

事業所名		城東 区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		30年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	NPO法人地域自立支援推進協議会JOTO								
	開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）								
	開所時間	9:00～17:30								
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業								
	事業所の特長	<ul style="list-style-type: none"> ・城東区地域自立支援協議会が設立したNPO法人が運営する相談支援事業所であり、区内事業所全体での協働によるネットワーク構築を行っていること。 ・スタッフに当事者を配置し、当事者主体の相談支援を実施していること。 								
1-2 職員の状況										
		常勤職員		非常勤職員		計				
専任		1		3		4				
兼務		3		1		4				
計		4		4		8				
1-3 専門資格の保有状況										
		相談支援専門員 6名 ・ 社会福祉士 2名 ・ 精神保健福祉士 1名 公認心理師 1名 ・ 介護福祉士 1名 (上記人数は延べ人数)								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名		実施曜日		実施時間				
視覚障がい		月曜日～金曜日		9:00～17:30						
1-5 センター業務についての理念・基本方針										
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者・団体・地域・行政を巻き込んだ区独自の障害者支援システムの構築 ・障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現(地域福祉への貢献) ・障害のある人のエンパワメントの確立と地域ネットワーク作り 								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	18	3	3	0	0	0	6	30	
	聴覚	2	4	0	0	0	0	8	14	
	肢体	21	19	1	0	1	0	3	45	
	内部	0	0	0	0	0	0	3	3	
	計	41	26	4	0	1	0	20	92	
	難病	0	3	0	0	0	0	0	3	
	知的障がい	47	22	19	0	4	14	61	167	
	精神障がい	124	93	39	0	4	5	215	480	
	障がい児	21	5	0	0	0	2	9	37	
	重複障がい	12	1	0	0	0	1	40	54	
その他	11	5	1	0	0	1	17	35		
合計	256	155	63	0	9	23	362	868		
②受付方法別件数		電話・メール		来所		訪問・同行		その他		合計
		376件		209件		237件		11件		833件
2-2 相談支援に関する分析										
		相談支援件数の半数以上が精神障がい者の方からであり、単発での相談が急増している。								

事業所名		城東 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	5	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師の資格を有する者の配置を行っている。	継続して専門的資格を有する職員の確保に努めていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	相談支援従事者専門コース(専門テーマ別コースや基幹相談支援センター職員コースなど)、各種加算の研修、地域生活支援指導者養成研修等へ参加している。	職員に対し積極的に研修への参加を進めて行き、専門的な知識等資質の向上に努めていく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員動態表を作成し、開所時間中は常に1名以上の者が常駐し、対応できるように努めている。	継続して職員動態表にて確認していく。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備している。	苦情や事故の際には職員が内容を情報共有し、再発防止に気をつける。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	必要に応じ、専門機関と連携をしている。複合的な課題を抱えているケースも増え、関係機関が多くなってきている。	継続して関係機関と連携し、相談支援を進めて行く。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	必要に応じて、利用者の希望する方法を取り入れ、点訳やルビ文字・拡大文字対応、メール対応などしている。	相談者の状態に応じた支援をしていく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターや生活困窮者自立支援窓口等と連携を図り、複合的な支援困難ケースに対応している。	各関係機関と連携と図りながら、さまざまなケースに対応できるようにする。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	選定会議を開催し、多数の意見を参考にし、事業所の選定を行っている。また、急遽、事業所選定が必要になった際にも、相談支援部会から意見を求める等している。	今後も選定会議を実施し、公正かつ適切に選定を行っていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	問い合わせや相談支援部会等を通じて必要に応じて情報提供を行っている。	既存の指定特定相談支援事業所への情報提供や助言はもちろんのこと、新たに開設された相談支援事業所に対しては、相談業務が適切に円滑に行われるよう必要な援助を行う。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	当センターの職員が、自立支援協議会における様々な部会に所属することにより、それぞれの視点からの地域課題の把握に努めている。	不足している社会資源の実態把握に努めていく。

事業所名		城東 区障がい者基幹相談支援センター		
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議への参加や障がい・高齢連携フォーラムなどを開催し、ケース以外での連携に努めている。	今年度も地域ケアフォーラムを地域包括支援センターと共催するなど、連携を図っていく。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	各部会・運営会議等主体的に取り組んでおり、研修会・講演会等の活動も実施している。部会の活性化により、事業所間の顔の見える関係づくりが出来ている。	引き続き積極的に運営を行っていき、協議会が活性化するように努めていく。
	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	制度にない資源の創設など協議会部会で検討している。	ショートステイが少なく、緊急時の受け入れ資源などの創設を模索していく。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	病院や施設、区保健福祉センター等からの依頼に応じて対応している。	救護施設などとも連携をしていく。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待案件に関しては関係機関と連携して対応を行っている。 また、職員への意識高揚として、虐待研修へは積極的に参加している。	虐待通報があった際には、即時関係機関と連携を図るようにする。
	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	具体的な相談はほとんどないのが現状である。協議会にて人権研修等を行い、啓発を行っている。	相談先であるという認知度を高め、必要際には相談に応じることができるようにする。
3-8 その他の取組み		毎週視覚障がい者サロン、月に2回ラーン(見えない・見えにくい人の学びの広場)を実施している。		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受け入れ先がなかなか見つからない。 ・グループホームやショートステイが少ない。 ・ヘルパー事業所の人員不足。 		
5 自己評価を終えて				
5-1 区地域自立支援協議会での報告				
	報告日	令和1年6月20日		
	1 相談支援事業の概要について	・相談支援専門員の数も多く、有資格者の配置も行えている。		
	2 相談支援実績について	・難病や内部障がいの方からの相談が少ないが、基幹センター以外に相談できるところがあるからなのか、それとも他の障がいもあり他のところでカウントされているのか。		

事業所名			城東 区障がい者基幹相談支援センター
	出席者からの意見	3	業務に対する自己評価について
		4	区における地域課題について
<p>・困難ケースが増えていることが分かった。</p>			
<p>・特に移動支援は単価が低いこともあり、見つけるのが困難。 最低賃金はどんどん上がっていくのに、報酬は上がらないので給料が上がらないので、職員も見つからない。景気の悪い時には福祉の仕事となるようなことでは、福祉全体の質の向上にならない。 ・緊急時のためにグループホームの1部屋を借り上げて、緊急時に利用できるような制度が欲しい。</p>			
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
<p>・あらゆる機関から紹介をされることが多く、基幹相談支援センターが周知されてきたことはとても良いことであるが、相談者が障がい者であるということで内容に関係なく紹介されることが多々あった。</p> <p>・複合的な課題を抱えたケースが多くなってきており、高齢分野の事業所や生活困窮窓口との連携が増えてきている。</p>			

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		30年度							
1-1 実施状況について									
同一場所で実施しているその他の事業	法人名称	社会福祉法人 日本ライトハウス							
	開所曜日	月・火・水・木・金							
	開所時間	午前9時から午後5時30分まで							
	事業所の特長	[社会福祉事業]・障害者支援事業(自立訓練:機能訓練、施設入所、短期入所)・障害福祉サービス事業(生活介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、指定相談支援:特定・一般・障がい児) [公益事業]・身体障害者等能力開発事業・各種視覚障害関係団体連絡、調整、助成事業・諸外国視覚障害関係機関交流事業 障がい領域だけでなく、生活困窮、生活保護、医療、高齢、児童、地域といった様々な関係機関や事業所との横断的な連携によるチームで本人や家族を支える支援体制の構築を目指している。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員		非常勤職員		計		
		専任	1		0		1		
		兼務	3		0		3		
		計	4		0		4		
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員3名、社会福祉士4名、精神保健福祉士1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日		実施時間				
		視覚障がい	適宜						
		肢体不自由	適宜						
1-5 センター業務についての理念・基本方針		[理念] i)公正・健全・透明な事業活動の推進、ii)信頼され、信任を得るサービスの充実、iii)誠実で包容力のある温かいサービスの提供、iv)時代や環境の変化に対応した組織づくり [基本方針] i)基本理念に基づく事業推進を実現すべく「障害者虐待防止・権利擁護に関する委員会」を設置し「法人職員倫理綱領」を策定した。そして当倫理綱領に従い、各事業所ごとに「行動規範」を策定している。 ii)「大阪市障がい福祉計画」の“個人としての尊重”“社会参加の機会の確保”“地域での自立生活の実現”が実現できるよう、権利擁護の視点から虐待防止に関する取り組み、障害者差別解消法を見据えた事業推進を区地域自立支援協議会を生かしながら取り組む。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	19	12	0	0	0	1	14	46
	聴覚	0	0	0	0	0	0	1	1
	肢体	15	1	0	2	0	42	94	154
	内部	0	1	1	0	0	0	6	8
	計	34	14	1	2	0	43	115	209
	難病	4	2	0	0	0	0	0	6
	知的障がい	21	24	8	0	0	3	93	149
	精神障がい	154	109	24	0	1	14	338	640
	障がい児	4	1	0	0	0	1	19	25
	重複障がい	16	18	7	1	0	1	34	77
その他	1	4	0	0	0	2	12	19	
合計	234	172	40	3	1	64	611	1125	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		196件	60件	97件	15件	368件			

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		相談件数自体に大きな変化はないと見れる。しかし、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えたりするといった状況がみられ、従前通り支援を必要とする人たちが個人の属性ごとに区分けされた制度に当てはめても適切な支援に結びつかないことが明らかとなってきた。1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面するという「ダブルケア」の問題、要介護高齢者が障害のある子を扶養し続けるうちに、不適切な関わりや虐待に至る事例などは珍しくない。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	5	配置職員すべてが社会福祉士資格(内1名は精神保健福祉士資格も所持)を有するだけでなく、実習指導者資格も取得している。したがって相談援助にあたってはより専門的な実践を提供できるとともに、スーパービジョン機能も充実していると評価できる。	各職員が自己研鑽に取り組めるよう研修体制を強化する。	
b 各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	法人内外が主催する研修や専門職団体の研修に積極的に参加。報告を通して研修内容を共有し、実践へと還元している。	各職員の経験年数、力量等にあわせた個別のスーパービジョン体制を構築するよう努める。	
c 開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中は隙間なく相談に対応できるよう職員の勤務体制を工夫しているが、十分な職員が配置できるような収入が確保されないため、職員不在の時間は生じている状況にある。	職員の衛生管理上の課題は看過できず、過重労働とならないよう十分な配慮が必要と考える。	
d 苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	当法人では、全部署共通のこれらの各種マニュアルを整備し、サービス苦情委員会を設置するなど、常に適正に事業が運営されているかどうかをチェックできる体制を整えている。	第三者評価の導入を検討する。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障がいや難病など個人の属性に着目してニーズを抽出した場合、医学モデル的な支援に陥る危険性があり、常に個人と環境との接点に着目して生活モデルの立場で支援を実施できるよう心掛けている。具体的な実践場面においては、自己完結型の支援ではなく他領域他分野との機関・専門職との連携を最も重視している。	ニーズの多様化を踏まえ、個人の属性による仕分けではなく、生活課題に焦点化した支援体制整備を一層強化したい。	
b 手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	障がい種別ごとの特性だけでなく、個人の生活史や環境面などにも配慮し、個別化した相談援助が展開できるよう、コミュニケーションツールを工夫している。	コミュニケーションツールの不十分な点については、人的支援を充実させることによって対処していきたい。	
3-3 困難ケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	区センターの個別支援では、地域の他機関・他専門職によるネットワークを活用して、被虐待者の保護やセルフネグレクト状態にある方の生活環境整備、生活困窮者の生活再建、精神科長期入院患者の在宅生活移行など、いわゆる「困難ケース」に対して分野横断的包括的な援助を実践した。	地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核を担うソーシャルワーク専門職の存在が必須であり、こうした役割を担えるよう努力する。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会相談支援部会を定期開催し、同部会内で計画相談支援の選定を行い、公正性を保っている。	受託した計画相談支援事業所が円滑な援助を実施できるよう後方支援体制を強化する。	

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	個別の支援にあたっては、左記の事業者からの要請を受け、情報提供、助言等だけでなく、区基幹センターが主体となってケースカンファレンスを開催している。それまでの支援内容を客観的にふり返り、支援方針、支援者の役割分担等に介入している。	障がい分野の支援にとどまらず、包括的な支援を実施するため、他領域他分野の「つながり」の中心的役割を担う。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	個別の相談援助実践を蓄積することで、各々のケースに共通する課題や傾向を察知し、地域全体の特性を把握しているよう心掛けている。	社会調査法や科学的根拠に基づいた統計調査を実施することで、より客観的なデータの分析を目指す。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	5	個別のケースにあつては、地域包括支援センターの要請を受け、地域ケア会議に参加するだけでなく、区基幹センターや計画相談支援事業者が抱える個々の支援において区基幹センターが中心となって拡大ケアカンファレンスを招集し、分野横断的な支援を展開している。	地域包括支援センター等のフォーマルな相談支援機関等に加え、住民組織やボランティア団体などのインフォーマルな資源との連携強化を図る。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	活動停滞していた事業所部会の再開に取り組み、同部会が主催した研修会では、研修テーマの絞り込み、講師の選定、会場設営を中心的に取りまとめ、円滑な研修実施に貢献した。	種別を問わず、区内すべての事業所が自立支援協議会の活動に主体的に参画できるような基盤を整えたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	自立支援協議会では各事業者が抱える課題を共有し、また顔の見える関係づくりに取り組んでいるが、資源開発にまで着手できていない現状である。	各事業者のミクロな実践成果を地域全体で共有し、メゾレベルでの福祉力強化に積極的に介入したい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	区基幹センター受託法人の利用者の地域生活移行に積極的に協働するだけでなく、長期入院患者等に対しても他機関と協働しながら地域生活移行を支援している。	長期入院(入所)している方々が、地域在宅生活を具体的にイメージできるような取り組みを検討したい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待を未然に防ぐため、すべての実践場面において詳細なアセスメントを実施するよう職員全体で心掛け、「不適切な関わりを見逃さないよう努めている。	虐待にかかわる研修だけでなく、職員が常に自己の実践を振り返られるよう区基幹センター内のスーパービジョン体制を整備する。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	各種相談機関・事業所・行政窓口等における対応に不満や苦情を訴えた方に対して、その思いに寄り添い、共感の姿勢を態度で示すとともに、抱えている課題を可視化できるよう働きかけ、具体的な解決策の提示を行った。	苦情に至った背景を関係機関と共有し、再発防止に向けた取り組みを協働して行う。
3-8 その他の取組み		平成27年度にセンター内に開設したサロンでは、引き続きグループワークを定期開催し、当事者間のつながりや参加の拡大を支援するとともに、地域の関係団体、事業所が交流やカンファレンスの場所として使用した。同サロンについては、鶴見区社会福祉協議会の機関誌で紹介され、さらに広く地域住民に活用してもらうよう周知をはかった。(添付資料1~3)		

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		福祉業界全体として、対象者・制度間の縦割りを越えた一体的な支援の推進を図ろうと、地域生活課題に対応する分野横断的な相談窓口設置に向けた動きがある。このことから考えても、当センターにおける支援一つ取っても、生活に困った状況にある人を「障がい者支援」という枠組みから捉えるだけではもはや意味は薄いと見える。行政、各相談支援機関のそれぞれが、分野横断的な一体的支援の担い手であるという自覚を高めなければならない。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		6月21日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	昨年度より'基幹'相談支援センターに名称変更、機能強化されたことを踏まえ、具体的な事業内容の変化について質問があった。しかしながら、'基幹'相談支援センターに事業拡張される以前から、本来大阪市障がい者基幹相談支援センターが担うべき事業範囲に及んで、当センターでは事業の運営を行ってきた。例えば、スーパービジョン機能に関しては広く相談援助専門職を対象に研修を企画・運営し、区内他団体が主催する研修においても講師の選定、プログラムの内容検討、当日の進行などを支援した。「困難ケース」に対するコンサルテーションについても、専門職能団体、専門職養成機関等独自に構築してきたネットワークを活用して、適切な専門的助言を得ながら支援を実践してきており、これらはいずれも基幹型相談支援センターが果たす役割であったと認識している。
	2	相談支援実績について	精神障がい者への支援実績が多くを占めている点について質問されたが、そもそも相談援助実践にあたっては生活モデルの視点に立ち、生活困窮や社会的排除・孤立など生活課題に焦点を充て、支援を展開している。実際の支援プロセスでは障がいの種別といった個人の1属性よりも、生活背景や家族関係、エコマップなどに着目し、個人と環境との接点にアプローチしている。もちろん、援助実践において個々の障がい特性へ配慮する場面はあるが、相談援助を評価するうえで、個人の属性をもって仕分けすることに大きな意味があるとは考えにくい。たまたま指定された仕分け項目に従って分類した結果程度に理解している。
	3	業務に対する自己評価について	全体的な自己評価に対して、参加者から具体的な質問はなく、概ね評価内容を肯定的に支持された。地域移行支援の取り組みについて報告を求められ、昨年度より大阪市と各区基幹相談支援センターが協働して、市内施設の実態調査を実施していることを紹介した。また、日々の実践では、区内機能訓練施設や医療機関からの在宅生活移行を他専門職と連携しながら支援していると説明した。
	4	区における地域課題について	本年度より大阪市全区導入が決定した総合相談支援事業「つながる場」の運営について質問があり、同事業の枠組みを活用した実績はないが、従前より実態として他領域他専門職と連携協働しながら援助を展開してきたと報告。「ダブルケア」や「8050問題」はレアなケースではなく、複雑で重層的な課題を抱えた方々に対して家族ソーシャルワークの立場で、領域を超えたネットワークが作動しており、当センターが主体となって拡大ケアカンファレンスを招集、進行することなどは日常的な業務の1つである。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		今日、多様性を踏まえた地域共生社会の創設、ソーシャルインクルージョンの具現化は全ての地域における優先的な福祉課題である「支え手」と「受け手」が役割を柔軟に交代できる社会を創造するために、支援実践の中核を担う「総合的な相談支援システムの構築」が急務である。その意味で、「つながる場」の事業化は非常に重要な成果であるが、制度化によって本来ソーシャルワーク実践において最も重要視されるべき「個別化」や「本人主体」などの価値が形骸化されるのではないかと危惧を抱く。例えば「アセスメントシート」や「モニタリングシート」などはケースの詳細な情報を収集し、実践過程を分析するためのツールに過ぎないが、ともしればそれらの様式を埋めることが目的化したり、カンファレンス参加メンバーも個々のケースごと、支援経過に応じて適宜変動するものであるが、メンバーの固定化や参加を弁別するなどの運用によって、創造的個別的な検討を阻害するのではとの不安がある。これまで、個々の実践において当然に活用されてきたソーシャルワーク手法が、むしろ「形式」によって縛られないことを期待する。	

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人燦然会							
	開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）							
	開所時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業							
	事業所の特長	地下鉄御堂筋線昭和町駅下車すぐの文の里商店街内に事務所を設けています。商店街内に設置することにより、地域とのつながりや地域への参加を目指し、取り組んでいます。また、身体障がいの当事者を配置し、年に数回サロン等を実施している。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	1	0	1				
		兼務	2	0	2				
		計	3	0	3				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員 3名 ・ 介護福祉士 1名 ・ 鍼灸師 1名 (数字は延べ人数)							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		肢体不自由	月曜日～金曜日	9:00～17:30					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。</p> <p>1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。</p> <p>2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。</p> <p>3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。</p> <p>4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化(専門部会の創設等)に取り組む。</p> <p>5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	2	0	0	0	0	0	0	2
	聴覚	8	3	0	0	0	2	3	16
	肢体	42	0	1	1	0	0	16	60
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	52	3	1	1	0	2	19	78
	難病	2	0	0	0	0	1	0	3
	知的障がい	46	20	27	0	0	22	177	292
	精神障がい	74	23	10	0	4	15	100	226
	障がい児	23	5	0	0	0	1	4	33
	重複障がい	24	7	1	0	0	5	9	46
その他	11	3	2	0	0	1	13	30	
	合計	232	61	41	1	4	47	322	708
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		266 件	260 件	131 件	34 件	691 件			
2-2 相談支援に関する分析		知的障がい及び精神障がいの方からの相談で、半数以上を占めている。							

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	介護福祉士・鍼灸師の専門資格を有する者を配置している。	他の専門性を高めるためにも専門知識の向上に努める。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	専門研修・各種加算の研修(医療・強度行動障がいなど)基幹相談支援センター職員研修・成年後見研修・人権虐待研修・地域生活指導員養成研修などへ参加している。	職員に対し積極的に研修参加を進め、専門知識・資質の向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員の動態をわかる様にし、開所時には常に対応できるようにしている。	まれにはあるが緊急時対応等で職員が不在になるときがある。その際においても、職員同士がその都度連携を図り対応していく。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルの整備・運用に関し適正に行っている。	苦情や事故の際には職員同士で共有し再防止に気をつける。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	専門機関との連携調整をしている。複合的な相談もあり、その他関係機関との調整も行う。	継続し関係機関との関係性の強化と連携システムの構築に努める。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	通訳介助・筆談・メールなど必要なコミュニケーションのツールを使い対応している。	手話・点字などができる職員がいないために希望するコミュニケーションでないときがあるが、必要に応じ対応していく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	区内相談事業所からの相談にも対応し、複合的な課題に関し、区役所・地域包括支援センター・社会福祉協議会等と共に連携している。	長期化している事例に対し連携していく様に努める。継続し関係機関との関係性の強化と連携システムの構築に努める
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	相談部会での空き情報を活用するなどし、選定依頼があれば適正かつ公正に行っている。	今後選定会議を行っていくか検討を行っていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	後方支援として、必要な情報提供や助言を行っている。困難ケースに関しては担当者会議にも出席し、情報提供や助言等を行った。	既存の指定特定相談支援事業所への情報提供や助言はもちろんのこと、新たな事業所に対し相談業務が適切にかつ円滑にできる様に援助を行う。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会・役所と共有することにより概ね課題を把握している。	区内でまだ連携が不十分なところがあるので積極的に働きかけ、社会資源課題・地域課題に向け把握整理していく必要がある。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議の参加や高齢・障がい福祉合同連絡会などを行い、相談支援機関に限らず、多職種・多機関と顔の見える関係作りを行っている。	今年度も合同連絡会があり、そこで高齢・障がいの連携強化に努める。

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	各部会・運営会議には主体的に取り組み、専門WGにも参加している。	各部会・運営会議における情報の共有等に関し今後円滑にし、自立支援協議会の活動は活性できる様に努める。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	児童部会・日中部会でパンフレットを作成している。 事例検討で地域課題をあげ、区内に必よな社会資源を検討中。	区内に資源(施設)が少なく、区以外の情報も集約していく必要がある。 事例検討での振り返り・地域住民からの意見なども必要になってくる。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	病院・区保健センター・触法関係機関・救護施設からの依頼に応じ行っている。	触法に関しての支援課題・救護施設からの支援課題を区内地域移行・定着支援事業所との連携を図る様にする。 病院・区保健センター・救護施設は連携を継続していく。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待の疑いについて役所各課とも連携をとっている。 職員に関し虐待研修へは促している。	今年度は連携がなかなかいかない事もあったために、各関係機関と連携強化に努め、即時対応できるようしておく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	人権問題に対し、十分に傾聴し、助言や提案を行った。	差別解消法・人権問題に関し今後啓発を行う必要性があり、相談できる場とし周知し相談に応じることができる様にする。
3-8 その他の取組み				
			<ul style="list-style-type: none"> ・区内の障がい者に向け当事者スタッフのサロン ・住之江支援学校合同説明会への参画 ・地域推進会議へ参画(区内の福祉教育のプログラム作成、31年度継続) ・区内の支援学級との連携構築の為に児童部会との情報共有・収集 ・区内中学校へ福祉教育での授業(身体当事者スタッフによる) 	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			<ul style="list-style-type: none"> ・区内の社会資源が少ない為、区外にての資源共有が必要。 ・緊急時の受け入れ場所が少ない。 ・困難ケースになってはいないが、80-50問題が増えている中で関係機関との連携強化。 ・ヘルパーの高齢化で人で不足・継続が今後問題になっている、後継者の人材育成検討。

事業所名		__ <u>阿倍野</u> __ 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	7月24日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	月～金以外の対応について質問があった。
	2	相談支援実績について	以前の委託事業所から緊急時対応の件数があったのではと言われたが今年度から様式が変わっていると説明。 件数について少なくなっているのはなぜかとの事に、以前の委託事業所とのカウントの方法が違うのではないかと説明しており、以前はどのようにしてたのか以前の委託事業所に聞くが説明はできなかった。
	3	業務に対する自己評価について	協議会関係に関しては、センターの自己評価は低いのではないかと。
	4	区における地域課題について	今後資源開発の取り組みに関し、一体となって考えていく必要がある。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		各関係機関からの紹介による相談も多くなっており、継続し各関係機関との連携を強化していく。 複合的な問題のケースが増えてきており、高齢・生活困窮・ひとり親家庭など一つの事業所では解決が難しくなっており、多職種との連携を図っていく。	

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		平成30年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	特定非営利活動法人 自立生活夢宙センター								
	開所曜日	月曜日から金曜日								
	開所時間	9時から18時								
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定居宅介護事業 指定重度訪問介護事業 指定同行援護事業 地域生活(移動)支援事業								
事業所の特長	・障害当事者が主体的に運営をおこない、障害者スタッフが「ピアカウンセリングや自立生活プログラム」を実施している。 ・地域の中で障害者が堂々と自立生活を目指すように、様々な機関と連携し、あらゆる社会資源を発掘していけるよう取り組み、様々な角度からエンパワメント支援をおこなっている。									
1-2 職員の状況										
			常勤職員	非常勤職員	計					
		専任	1	1	2					
		兼務	1	2	3					
		計	2	3	5					
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士3名 介護福祉士2名 精神保健福祉士1名								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名	実施曜日	実施時間						
		身体障害/難病	毎日	随時						
		精神障害/統合失調症	毎日	随時						
		身体障害/視覚障害	毎日	随時						
		身体障害/脊髄損傷	毎日	随時						
1-5 センター業務についての理念・基本方針		住之江区は地域自立支援協議会を中心とし、相談や社会資源の活用が円滑に進められてきており、この基盤となるネットワークを生かしながら、現在構築されている相談ネットワークがより充実したものとなるよう、毎月、相談支援会議(総合相談ネットワーク、地域支援会議、相談支援連絡会)の開催を中心に担います。また随時の訪問・電話相談や虐待ケースの受付、コア会議への参加、差別解消に向けたアプローチも積極的に行います。 また、各障がいの居宅介護事業所や日中活動等事業所のみならず、複合的な支援が必要な家庭も増加していることから、介護保険事業者からの相談にも積極的に応じ、包括支援センターとも連携し、会議を開くなど相談ネットワークを充実させます。 また地域住民へのアウトリーチを積極的に行い、障がい者に関連する潜在的な問題を発見し、解決できるよう働きかけます。具体的には、支援につながることの出来ない障がい者の発見や、障害者と住民とのトラブル等の発見と対応。区役所、地域包括との連携を深め、高齢の親、障害の子家庭へのアプローチを進めていきます。 また、区役所と連携し、区内の資源の開発や啓発活動も積極的に行っていきます。具体的には学習会やセミナー等の開催、障がい理解のある民間業者とも連携し、新たな資源の開発を考えている団体とのつながりも行います。								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	7	10	2	2	0	0	2	23	
	聴覚	2	11	2	2	0	0	0	17	
	肢体	21	41	0	0	1	0	7	70	
	内部	3	2	0	0	0	0	0	5	
	計	33	64	4	4	1	0	9	115	
	難病	6	7	0	1	0	0	1	15	
	知的障がい	18	76	2	35	9	0	29	169	
	精神障がい	37	136	7	39	9	2	24	254	
	障がい児	4	3	0	1	0	0	0	8	
	重複障がい	1	12	0	4	0	0	8	25	
その他	14	13	0	1	1	3	28	60		
合計	113	311	13	85	20	5	99	646		
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計				
		348件	208件	52件	11件	619件				

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		相談件数については、高齢の親と中年の子供、いわゆる8050問題についての相談対応が増加してきており、介護保険事業所との連携、包括支援センターとの協働が強く求められた一年であった。指定の相談事業所は微弱ながら増加してきており、研修会や勉強会、時には事業所へ訪問しケース検討するなど、相談員の資質向上に向けた取組を行った。支援学校との協働も多くなった。就職後の進路の拡充に向けて、学校側とも連携も始まり、支援学校において就職説明会を開催。多くの保護者が進路について不安を抱えていることが分かった。引きこもりな相談者の増加と、複合的な課題のある家庭の相談者の増加が顕著にみられた1年であった。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	5	社会福祉士、精神保健福祉士を配置している他、当事者相談員の配置を行っており、相談者や地域からのニーズに答えやすい環境となっている。	引き続き当事者性を発揮していきたい。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	毎日、状況共有を図る場があり、また週1回以上はコア会議、月1回の定例会議、法人全体会議と共有の場を設けている。研修会には積極的に参加している。	引き続き、努めていきたい。また、より専門的な分野の研修会に参加していきたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	法人としての事務局、計画相談支援の事業所としても兼ねており、常に職員が常駐でき、担当者への連絡もスムーズに行えている。	引き続き努めていきたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	各種マニュアルは整備されており、適切に運用されている。	引き続き適切な支援に努めていきたい。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	様々な相談に対応できる当事者相談員がおり、その見地から連携機関の把握も出来ているため、専門機関の情報提供もスムーズである。	引き続き努めていきたい。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	簡単な手話のできる職員を配置しているが、ニーズが少ない為、スキルが伸びる環境がない。相談者の望むコミュニケーションについては適切に対応出来ている。	様々なコミュニケーションツールを活用し、相談者への対応を充実させていきたい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	5	基幹センターとしての周知が、自立支援協議会として出来ており、様々な複合的な課題を抱えたケースの相談が多く寄せられてきており、日々積極的に対応をしている。	引き続き努めていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	選定依頼として区から上がって来ない実情がある。相談者の特性に応じ、区役所と連携を図り、相談事業所に繋ぐことは円滑に出来ている。	選定会議の場を協議会や部会の中に設定していく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	各相談支援事業所からの相談が多く寄せられている。基幹センターとして同席するケースも多く、後方支援体制は確立されている。	引き続き努めていきたい。

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
地域障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	5	住之江区在住の障害当事者が相談業務を担い、地域に向いて訪問相談を行うことで、障害者の視点にたった地域の現状や課題を把握しながら活動を進めている。また、なんでも相談会を開催し、幅広く障害者の状況や課題を聞き取り把握を行なっている。より地域の課題を吸い上げるために、地域調整会議を開催している。	引き続き努めていきたい。	
地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	5	包括支援センター連絡協議会があり、その運営委員に参画している。連携は年々深まってきている。	引き続き努めていきたい。	
3-5 地域自立支援協議会の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会で座長を務め、主体的に運営を行っている。自立支援協議会での各種部会(精神保健部会、障害当事者部会、総合相談ネット)活動にも積極的に参画している。当事者だからこそその防災取り組みや学校訪問など協議会のつながりを増やしている。	引き続き努めていきたい。	
協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	協議会として支援学校との合同の事業所紹介を開始し、日中活動事業所の顔の見える関係作りのほか、独自サービス紹介を見える化し、様々なニーズへの対応が進んでいる。	引き続き努めていきたい。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	5	法人として地域移行取り組みは当初より取り組んでおり、また、施設や病院からの支援依頼もあるなど、移行支援を推進している。	住之江区内の事業所への積極的な移行支援取り組みへの参加を促していきたい。	
3-7 権利擁護の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待の通報窓口としての意識、虐待か否かを考える検討会議を随時行いながら、区役所の担当者との連携も満ちに行っている。	引き続き努めていきたい。	
障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	差別については、当事者として積極的に解消に取り組む事業体であり、当事者の側に立ち、差別者との対応に当たっていく。診療拒否について対応し、診療が叶うケース。入店できなかった店に入店できるようになったケースなどがある。	引き続き努めていきたい。	
3-8 その他の取組み		<ul style="list-style-type: none"> ●区センターとして人権の周知も含めたセミナーを開催。地域で権利を侵害されやすい障害者にとって、差別について理解する機会となった。 ●住之江区4地区包括との連携強化、包括の会議にも招聘されている。ケアマネージャーや介護保険事業者の研修会や交流会にも参加。 ●自立支援協議会内で、精神障がいや発達障がい、マイノリティー障害の理解を深める学習会を開催。その支援の在り方を検討した。 ●なんでも相談会の開催場所を、区役所の交流スペースで毎月行った。 ●相談支援研修会への講師派遣も継続して行っており、相談支援の拡充に努めている。 		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>災害取組を引き続き行っている。福祉避難所を巡るなどの活動を通してわかったのは、福祉避難所が決して災害弱者にとって避難生活しやすい場所ではない。今後の避難所の在り方、地域の理解という観点も踏まえて、地域の防災訓練に参加。より災害弱者に強い防災取り組み、避難所の確保の在り方を地域住民と共有することが出来た。今後も続けていかなければならないと感じている。</p> <p>また、8050問題は非常に深刻であり、また、大型マンションの多い地域性も重なり、湾岸地域では特に孤立化が顕著である。特に南港地域からの相談依頼は顕著で、特別な相談窓口、区としての機能を含めた検討が必要と感じている。</p> <p>相談事業所は微弱に増えるに留まっており、また、人材不足から相談員の拡充も進まず、相変わらず相談員1名の事業所が多い実情である。この間の報酬の見直しも、1名事業所の補填には至らず、このままでは事業所閉鎖にもつながりかねない。早急な事業所へのサポートの充実が望まれる。</p>		

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	6月25日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	早急な対応については検討したいが、人員的に包括センターに比べて少ない事情も分かっている。相談支援への積極的な関与については頭が下がる思いである。引き続き各事業所のフォローアップをお願いしたい。当事者としての意見も聞かせてほしい。
	2	相談支援実績について	支援の難しいケースに対応してくれている。受け皿的な対応してもらっていて助かる。地域の事業所の情報も適切に把握してくれており、情報収集が助かっている。
	3	業務に対する自己評価について	評価点は高い気もするが、十分にしてくれているとも感じる。スムーズな対応については、期待したい。各事業所へのアプローチももっと行ってほしい。
	4	区における地域課題について	防災取り組みや学校園との関係作りについては、非常に良い。南港地域や大型住宅についての課題は多く、区として共に取り組むことが重要。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>昨年度の反省を踏まえ、業務分担は微弱ながら進み、各担当者が積極的に地域との連携を図った。業務の多忙さはなかなか変わることがなく、提出物の遅延など続き、反省は尽きない。相談支援のフォローアップを進め、事業所に二人目の相談員を確保してもらえよう、より他事業所の後方支援活動にも尽力していきたい。</p> <p>区内での存在感は日に日に増加してきていると感じる。各地域のネットワーク推進員、民生委員からの情報提供が増えており、様々な支援者と共に、アウトリーチする機会が増えてきている。一方で支援の供給先が、日中事業は増えるものの、居宅事業については減退がみられるなど、事業のバランスについても引き続き考えさせられた。</p> <p>今後も地域自立支援協議会を中心として、議論を重ねながら、地域の支援力を増進していけるよう、様々な機関と連携していき、障害当事者の住みやすい住之江をつくっていきたい。</p>	

事業所名		住吉 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人あいえる協会							
	開所曜日	月曜日から金曜日							
	開所時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援事業・一般相談支援事業・障がい児相談支援事業							
	事業所の特長	地域で暮らす障害者の自立生活を支えていくため、各事業所・行政機関・医療機関等とネットワークを築き、連携をしながら「本人中心」を軸にしつつそれぞれの障害特性も意識した相談姿勢をもって取り組んでいます。また各指定相談支援事業所の後方支援やサポート、運営面でのフォローも行いながら、必要な情報提供を随時行うとともに、地域自立支援協議会にも主体的に参画し、区内ネットワーク作りを進めています。また、自立生活に向けての支援やピアカウンセリングを活用したエンパワメント支援も行い、各機関と連携して困難ケースの対応やサポート、区内の社会資源等の課題把握や検討を行っています。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任		1	1				
		兼務	5		5				
		計	5	1	6				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員初任者研修修了者4名、相談支援専門員現任研修修了者2名、介護福祉士3名、社会福祉士1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		重度身体障害	木曜日	11:00～16:00					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>当センターではどんなに重度の障害者でも地域で生活できるような支援を行っていくことを目指しています。</p> <p>地域で生活をしている障害者、これから地域で生活をする障害者が福祉サービスを円滑に利用できるような支援を行います。自立生活には福祉サービスの利用援助だけでなく多岐に渡る生活支援が必要です。ニーズを聞き取るそこからサービスの調整や制度利用の手続きのための同行支援、様々な経験を積むためのILP(自立生活プログラム)の実施など、本人らしい生活を作っていくために支援を行います。</p> <p>また地域自立支援協議会では行政や他団体とネットワークを作っていくとともに、必要な社会基盤の整備を進めていきます。障害者虐待についても防止・緊急対応を行なうために地域のネットワークを強化していきます。障害者への直接支援だけでなく、住吉区で障害者が安心して生活できるように基盤整備を行っていくとともに、地域移行への仕組みづくりにも力を入れていきます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	2	2	4	0	1	0	1	10
	聴覚	2	0	11	0	0	0	23	36
	肢体	57	12	19	0	0	9	16	113
	内部	1	1	0	0	0	1	2	5
	計	62	15	34	0	1	10	42	164
難病		0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		72	22	56	0	11	1	34	196
精神障がい		154	62	134	0	12	2	127	491
障がい児		13	3	0	0	0	0	5	21
重複障がい		27	4	12	0	2	2	6	53
その他		8	4	1	0	0	2	4	19
合計		336	110	237	0	26	17	218	944
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		706件	85件	138件	14件	943件			

事業所名		住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		<p>全体としては精神の方の相談が多くを占めている中、発達障害の当事者の相談が増加しています。相談の詳細として、就労が続かない、日中活動も休みがち、そして気が付けば行きこもりがちな状態になってしまっている関係する支援者や親兄弟からのセンターの相談がくるというものでした。また包括支援センターやプランと8050ケースの連携や相談も年々増加していますが、それらの受け皿不足は例年続いている状況です。また手帳や診断などはないが、障がいの疑いがあるという相談も増えており、そういった狭間の当事者への支援の軸となる機関をどうすればよいかという課題も出てきています。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか</p>		4	介護福祉士は優先的にとるように組織として取り組んできている。	社会福祉士や公認心理士等の専門的資格について、今後組織的に取得に取り組む必要に議論を進めているところ。
<p>b 各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。</p>		4	外部研修を中心に毎月周知をして受講を進めている。また受講後は事業所内でフィードバックの時間を必ず取っている。	もう少し幅を広げて研修情報を取っていく必要がある。
<p>c 開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。</p>		2	出来る限り誰かが常駐するようにしているが、相談員全員が訪問に出たり、電話も2回線あるが1回線が長時間埋まると電話にできないことが多々あった。	なるべく相談員の1名が残れるように体制を確保し、柔軟に動けるように検討を進めたい。
<p>d 苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。</p>		3	マニュアルに則して対応を行っている。	今後もマニュアルに則した対応を行い、常に最新に状態に保つ。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。</p>		4	様々なケースから、専門機関との連携はある程度できている。	今のネットワークだけに頼らず、幅を広げた活動を行いたい。
<p>b 手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。</p>		3	筆談の必要な相談対応を行い、手話については専門の手話通訳者を交えて対応を行ってきた。	あまり実績がなく、相談があればそれに沿った対応を行うという状況である。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。</p>		3	特に高齢機関との連携は増加しており、それぞれに役割をもって対応を行っている。一方課題の長期化するケースでは進展がなく何とかなっていないというケースもある。	長期化については様々な要因が重なることから、それらの要因を分析してのアプローチができる力をつけていく必要がある。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
<p>a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。</p>		3	それぞれの状況に応じた選定をしているが、事業所不足で選択の幅が少ないのが現状。	相談支援事業所のサポート及び質の向上とあわせ、新規事業所立ち上げのサポート等も協議会と連携して行っていきたい。
<p>b 地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。</p>		4	区内相談支援事業所を中心に後方支援と情報提供を積極的に行い、ネットワークを強化している。	今後も事業所の撤退がないようサポート体制を継続していき、スキルアップを含めた情報提供を行っていきたい。
<p>c 地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。</p>		2	相談の中から地域の障害者を取り巻く課題は一定の把握はしているものの、アウトリーチ活動は不足していることから細かいところは今後の課題。	相談活動と協議会の活動の中で今後把握を続けていきたいと考えている。
<p>d 地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。</p>		4	ここ数年各包括センター等との連携を進めてきており、連携は強化されている。	今後も連携を継続して行いたい。

事業所名		住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	協議会ははじめ、各部会にも参画をし、区役所をはじめ協力団体と連携して活性化に努めている。	今後も各団体と協力して続けていきたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	各部会でネットワークづくりを行ってきたが、新たな社会資源開発まではいたっていない。	今後、それぞれの部会の中で社会資源に関する課題を抽出して取り組んでいきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	下半期より大阪市と各施設訪問を行ってきたところで、具体的な動きは次年度以降となっている。	今後、関係する施設との交流、情報交換を行いながら地域移行を推進していきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待については毎年センター内でも研修を行っており、職員の意識を高めてきている。	虐待後の対応について、分離が必要であった場合、その受け皿の課題が残っている。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障害者差別解消に向けて、相談に対して傾聴した上で課題をくみ上げ対応を重ねてきている。	相談を受けて差別かどうかの意識がなければ細かなところで拾っていくことが難しいことから、内部での差別解消の学習会をもち意識を高めたい。
3-8 その他の取組み			<ul style="list-style-type: none"> 指定相談支援事業所増への取り組み(居宅介護事業所への相談支援参画のアンケート調査実施)。具体的に2事業所が手をあげてもらえたが、双方ともに人材不足により指定取得までは至らず。 各包括支援センター及びプランとの連携。 (2019年2月にケアマネ、相談支援専門員の合同研修実施、虐待防止なんでも会議へ参画) 住吉区福祉専門会議へ自立支援協議会代表として参画。 住吉区主催の地域座談会へ区障がい者基幹相談支援センターとして参画。 当事者スタッフによる小学校見守り隊の実施。 当事者スタッフによる相模原殺傷事件を忘れないための取り組み(フラッシュモブ)。等 	
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<ul style="list-style-type: none"> 8050問題といった緊急ケースの受け入れ時に、対応できる社会資源の不足、グループホームや居宅または重度訪問介護事業所等はこの間不足が続いている状態。特に重度身体障害、知的障害者の受け皿不足は顕著で、自立支援協議会に参画する団体だけでは支えていくことができないため、基盤整備と合わせて様々な障害者支援の対応スキルの拡大が求められると考えます。区域、市域においてそれぞれの社会資源不足をまとめ、受け皿整備に向けた計画づくりをしっかりと進めていく必要があります。 また介護保険との併給を伴いケースの場合、介護保険を利用することになったとしても、障害者のこれまでの生活基盤が制限されるなどのことがないように、高齢、障害相互の理解と連携、実態把握ができる環境整備が必要と考えます。 		
5 自己評価を終えて				
5-1 区地域自立支援協議会での報告				
報告日		2019/6/19		
1	相談支援事業の概要について			
2	相談支援実績について	<ul style="list-style-type: none"> 精神発達のひきこもりケース等も就ポツでもよく支援をしている。今後も包括や基幹とも連携していきたい。 24区基幹と精神地活9センターのすみ分けは大阪市はうまくできているのか。 住吉区では包括と障害の連携は進んできていることから、今年度はじまったつながる場についても十分な活動お願いしたい。 		

事業所名			住吉 区障がい者基幹相談支援センター
出席者からの意見	3	業務に対する自己評価について	<p>・ハローワークでも企業が精神障害者だと採用すると暴れないか等という話もある。4割が精神発達の人で、メディアも先日の吹田の事件で精神手帳をもっている等の報道をするので、それが先入観になってしまう悩みがある。</p>
	4	区における地域課題について	<p>・CSWは4包括に配置されていることから包括との連携はしやすいが、基幹とはなかなか常時連携がとりにくい等の声があったが、2019年度から協議会の各部会に出させてもらって連携と強めてきている。</p> <p>・区としてはなかなか難しいが、国が掲げる我がごと丸ごろをどう目指すか、誰もが安心して暮らせる環境をどう考えるかの過程で、社会資源不足も検討していく必要がある。</p> <p>・8050ケースが多く、家族が子離れできないのも多い。中でも本人の年金をあてにしているような背景もあつたりと、親がいる限り分離できない、厳しいケースはたくさんうち抱えている。</p>
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
			<p>協議会に参画されている各団体からは、日々の相談で同様の課題が日常的にみられているという意見がありました。社会資源不足では今後8050問題が進むにつれ、また人材不足も進むにつれて、より一層厳しくなるのではないかと改めて感じており、区の基幹センターとして相談は乗れても資源がなく対応できない、ということは今でもありますが、出来る限り防いでいきたいと思えます。そのため、自立支援協議会を通して、さまざまな専門機関とネットワークを組むことで、こういった資源をどう開発していけるかを、今後より一層取り組んでいく必要があることだと認識しています。</p> <p>またケースの複雑化が顕著になる中で、基幹センターの職員もそれぞれがさらに経験を積んで幅広い知識を有し、現場で対応していけるようスキルアップしていく必要があります。</p> <p>この間、区役所も人手不足で大変な状況、基幹としても厳しい状況を相互に理解しながら協力して進めてきたケースが複数あり、行政機関とのネットワークについては厚みが出てきています。区役所も事務的な処理をするだけという認識ではなく、共にケースワークについても一緒に触れる機会をもつことで、区役所、行政職の持つ強みと、私達センターや民間事業所が持つ強みが発揮されて複雑な課題を要するケースでもチームで対応していけると考えています。今後一層各方面と協働して対応をしていきたいと考えています。</p>

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		2018年度							
1-1 実施状況について									
事業所の特長	法人名称	特定非営利活動法人 ちゅうぶ							
	開所曜日	月曜日～金曜日 土曜日は事前予約のみ							
	開所時間	9時00分～17時30分 時間外は事前予約のみ							
	向場所を実施しているその他の事業	指定相談支援事業							
	事業所の特長	当法人では、重度身体障害者にとって、親がかりの生活か親が死んだら施設へ入るしかないという二者択一しかないため、親が元気なうちに地域で自立生活を送れるように、ステップの場として大阪市内で初めての重度身体障害者グループホームを立ち上げた。日中活動の場、グループホーム、ヘルパー派遣など重度障害者が地域で自立生活を送る上で必要なことを作り上げてきた経験を生かし、一人の障害者が親元や施設を出て自立生活を送りたいと思ったときや、自立生活を始めた後も相談者の生活をトータルにサポートできるよう各事業所と連携をとって支援を行っている。また、当事業所では自立生活のモデルとなる当事者スタッフが主となって運営しており、あくまでも当事者の立場に立った支援を目指し、自立生活の実現に力を入れている。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員				計	
		専任		3				3	
		兼務	2					2	
		計	2	3				5	
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士・介護福祉士・相談支援専門員							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		肢体不自由	随時	随時					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>当センターの母体である特定非営利活動法人ちゅうぶは、1984年に大阪市東住吉区に設立された。以降、大阪市内初の重度身体障害者グループホームの設立を果たし、現在日中活動である生活介護2箇所、重度身体障害者グループホーム1箇所、介護派遣事業所1か所を運営し、全面介護が必要な重度障害者の自立生活の支援に取り組んできている。</p> <p>そうした地域での自立生活支援の実績を基に、さらにより多くの障害者市民の自立生活をサポートするために1998年自立生活センター・ナビを設立し、市町村障害者生活支援事業を受託した。2012年4月から大阪市による公募選定を経て東住吉区障害者相談支援センターの委託を受け事業運営を行い、2018年度より基幹相談支援センターとして活動している。</p> <p>東住吉区は、市内で障害者数が多い西成区と比べても地域での社会資源数は多いが、社会参加等、生活の質の観点から見ると不十分なケースもある。また、大阪発達総合医療センターという医療機関もあり、周辺には医療センターに通う為、東住吉区内に移住してくる障害者の家族も多い。私たちは、自立支援のサービス事業所にかかわっていない障害者を見つける努力をし、地域での生活を支え、自立と社会参加を基本に置き、どんなに重度の障害をもっていても自己決定できるように支援していきたい。</p> <p>当センターが区内の社会資源のネットワークを作り、中核的な役割を担いたい。障害当事者の視点に立ちながら、区内の社会資源や指定相談支援事業所で行われているケアマネジメント業務の推進や指導を行なっていきたい。</p> <p>また、虐待防止についても、区役所と連携しながら具体的に対応していき、必要な支援を受けられるようにしていきたい。虐待をさせないための方策として、ニーズの掘り起こしに努め、サービス利用につなげていくようにしたい。</p> <p>また、権利擁護においても、金銭管理だけではなく、相談者と同じ立場に立つ障害当事者のピア・カウンセラーが相談者に寄り添って、合理的配慮がないなどの、社会的な差別に対しても、解決していきたいと考えている。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	8	2	0	0	0	0	0	10
	聴覚	25	7	1	0	0	0	0	33
	肢体	71	22	5	5	0	0	0	103
	内部	4	1	0	0	0	0	0	5
	計	108	32	6	5	0	0	0	151
難病		0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		172	124	23	1	7	0	0	327
精神障がい		522	432	67	0	13	0	2	1036
障がい児		6	3	0	0	0	0	0	9
重複障がい		71	53	8	0	5	0	0	137
その他		1	0	0	0	0	0	0	1
合計		880	644	104	6	25	0	2	1661
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		1049 件	164 件	179 件	0 件	1392 件			

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
<p>今年度は基幹相談支援センターとして業務を始めた年であった。これまでの大阪市では市内に1ヶ所基幹相談支援センターがあり、区相談支援センターと役割分担を行っていた。研修機能と後方支援を基幹センター、個別の相談支援と区内の後方支援等を区センターが担っていたが、今年度からは各区の相談支援センターが基幹センターとなり、個別相談業務も後方支援業務も担当することになっている。研修に関しては、研修情報センターとして引き続き業務を行っている。</p> <p>国資料によれば、重層的な相談支援体制として、3層の体制が想定されている。基本相談を基盤とする計画相談、一般的な相談支援、地域の相談支援体制の整備や社会資源開発。基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の整備等を自立支援協議会とともに進めていくことされているが、個別支援等の一般的な相談支援業務も行っていく必要がある。</p> <p>これまでの蓄積もあり、自立支援協議会の中核を担うことは引き続き行っているが、まだまだ地域の相談支援体制を整備できているとは言い難い状況にある。</p> <p>委託相談として東住吉にお住まいの方からの個別相談を受けている。今年度の新規登録者は50人であり、大半は精神障害の方で29人だった。月当たり4人以上の方が登録している。日々新規の相談を受ける中で、継続して相談を受け続けなければならないケースと、すぐに終結していくケースがある。継続相談のケースでも、終結を目指すための関わりを続けている。インテークからアセスメントまでは基本的に計画相談支援と同じだが、その後の動きとしては、終結を目指すため、薄い関わりにならざるを得ない。</p> <p>終結を目指した相談支援を行う中で、福祉サービス利用を進めることのできる相談に関しては計画相談につながることで、福祉サービス単体であったり、セルフプランで可能そうな場合などはその福祉サービスにつなげることで一定の終結を見ることができている。</p> <p>終結につながらないケースとしては、サービスにつながってもすぐにトラブルになってしまい戻ってくるケースやうまくニーズを掴むことができず適切なサービスにつながらないケースなどがある。トラブルになるケースでは、サービスにつなげるが計画相談の担当者とうまくいかず、契約が解除となりヘルパーや通所サービスも解約しそうなところをどうとめるようなケースや、そもそもそのようなトラブルが予想されることから計画相談を頼まないケースがある。また、つながらないケースとしては、家事や食事など生活上の困りごとを多く訴えられ、サービスを利用した改善を様々な提案するものの、提案内容には拒否をされ、サービス利用に至らず、結局傾聴しかできないようなケースがある。</p>				
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	3	相談支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・ピアカウンセラーを配置している。	全員が資格を有しているわけではないため、相談支援専門員を持っている者を増やす。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	・職員の研修計画をもとに、OJTを行い、定期的に振り返りを行っている。 ・外部研修に参加した際は必ずレポートを書き、職員間で共有している。	共有方法はレポートを読むのみになっており、伝達研修のように細かく伝えられる時間が取れていない。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	訪問や相談予約等で職員のほとんどが対応できない場合もあるが、受付対応の職員を1人必ず事務所に配置するよう体制を組んでいる。	対応が集中してしまう場合の優先順位が課題。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備している。	整備しているが、見直し等行っていない。職員間での共有が必要。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	専門機関と連携することが出来る体制をとっている。	難病・障害児など、相談件数が少ない事例に対しては、経験が少ない。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	手話ができる職員配置を行っている。また、本人に合ったコミュニケーション方法を本人とともに確認し、筆記を行いながら面談するなどの工夫を行っている。	言葉でのやり取りが難しい方とのコミュニケーションは行っていない。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	3	支援困難事例には積極的に取り組んでいる。	解決策が見出しにくい事例に対してのアプローチが課題
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じ、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	協議会の相談部会で選定の時間を設け、選定を行っている。	事業所が少なく、あるいは受け入れられる人数の問題で受けてもらえない場合が課題。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	個別のケースに関する対応の方法や、利用可能制度の状況、社会資源、専門機関に関する情報提供や、担当者会議やケース検討に出席するなどの方で後方支援業務を行っている。	後方支援業務についての周知は相談部会を通じて行っている程度なので、伝わっている事業所とそうでない事業所が出来てしまっている。

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	自立支援協議会を通して課題を抽出している。	個別のケース会議からの課題抽出はなかなか出来ていない。また、地域とのかかわりが薄く、広く課題を集めることは出来ていない。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	地域の他分野の相談機関とは顔の見える関係を作っており、連携が必要な際には連絡を取り合うことが出来る。	連携強化の取組は行っていない。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	自立支援協議会では事務局と代表を担い、5つの専門部会を立ち上げ顔の見える関係作りとスキルアップに努めてきており一定の成果を感じている。	区民に幅広く自立支援協議会の活動を知ってもらうことを目的に全体会や当事者部会を開催しているがまだまだ障害当事者の参加が少ない。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	課題を抽出し、課題解決に向けて市や国への提言を行っている。 区独自の社会資源の改善・開発に向けた区内の調整チームが来年度より始まることとなっている。	課題抽出し、提言はしてきたが解決に至る仕組みがなく、解決につながりにくいことが課題であった。今後は区と連携し区内調整チームを活用し、いかに具体的な取組を増やせるかが大切である。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	入所施設・生活保護施設からの地域移行に関して、求めがあれば応じている。	積極的な取組は行っていない。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	区役所担当者と連携をとって、一緒に確認のために動いたり、防止のために分担して動くなど、必要に応じて適切な対応を行っている。 防止に向けて、必要なサービスを入れながら、本人や関係者を交えた話し合いを定期的に開いたり、本人のエンパワメントに取り組むことを継続して行っている。	現状以上のことは行なえていない
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	残念ながら本人から障害者差別に関する相談は少ないが、相談があった場合には市と連携を取って、対応に勤める。今年度市が発行した電動車いすに関する啓発パンフレットには法人として協力している。	差別を差別と認識できるように、広く啓発活動を行う必要があるが、そこまでは出来ていない。
3-8 その他の取組み			<ul style="list-style-type: none"> ○ 機関誌ナビゲーションを年3回1300部発行している。東住吉区内の社会資源情報(オススメのお店紹介)、ひとり暮らしをしている障害者に障害を受容するまでの経過をインタビュー、エンパワメントを高めるための取組み(自立生活プログラム)の記事を掲載し、自立生活の啓蒙を行っている。 ○ 大学生に対して、障がい者の置かれている状況や自立についての考え方、施設や病院でなく住み慣れた地域での生活を紹介するため、大学での講師活動を行なっている。 ○ 団体職員への研修、重度訪問介護従業者に対しての研修、基幹相談支援センター主催の相談支援専門員に向けた研修、大阪府相談支援専門員初任者研修、現任者研修のファシリテーターなどの講師活動を積極的に行っている。 ○ 一人暮らし希望の在宅障害者1名と、一人暮らしをしている障害者1名、親の高齢化に伴い近い将来、一人暮らしになった時に備えて準備をしておきたい在宅障害者に対して初体験にチャレンジしようをテーマに集団プログラムを行った。 ○ 自立に向けた個別プログラムを一人ひとりのニーズに応じて取組んでいる。20代身体の重複障がい者はヘルパーの使い方や生活上のトラブルについての定期相談、また高齢の親と生活している50代前半知的・肢体の重複障がい者に対しては、毎週金曜日に定期相談・2ヶ月に1回担当者会議を行い、日々の生活や母親の状態について情報共有を図っている。30代前半知的・肢体の重複障がい者に対して定期的に生活相談を行い様々な支援を継続している。その他、在宅で生活している障害者向けにグループホームでの宿泊体験などを行なっている。 ○ 見学・研修の受け入れを行っている。大学の社会福祉現場実習先として学生など様々な団体を受け入れ、相談支援や自立支援、ピアカウンセリングの手法や意義などを伝えている。障害のある学生にはその人の生活を掘り下げて聞き取りを行い、障害がある事で嫌な思いをした事や我慢していることがないか聞き取りを行い本人のエンパワメントに繋げている。 ○ 障がい者団体とのネットワーク作りを行っている。東住吉区内に止まらず、大阪市内、大阪府下、全国レベルで 	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
			別紙記載	

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	5月30日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	1-5障害者の制度のはざまの問題を感じた。行政としては手がない。どう汲み取るか、3軒両隣が大切ではないか。
	2	相談支援実績について	●幅広く業務されていると感じた。●障害児の件数が少ないのは、児童は子育て支援室がありそれ以前にも検診や、キャッチアンドフォロー事業など。わざわざこちらにきても、事業所を紹介するので、少ないのかなと。支援につながらない困難ケースを受けてくれている。●ナビに相談したら安心、と感じている。家に行ってもらえたら、ホッとしてしまう。●精神が多い。区に上がる相談、手帳無いが、支援がいる知的ベースの方や、高齢のケース、区でもどうしているか、というケースをナビにつないでいる。
	3	業務に対する自己評価について	●3の4。概ね把握できているか、というところ。各部会から課題吸い上げ、区に意見もあげている、他の区の活動と比べても秀でているのでは。個別の課題を上げるのも、事例検討会を重ねてやっているの、うまく吸い上げることをすればいいのではないか。 ●地域移行、2になっているが、なにかできることがないか、協議会事務局的にも考えて、アドバイスできればと考えている。●3-6の評価点少ない部分。アウトリーチは難しい。仕組みを作らないと難しいんじゃないかと感じている。基幹相談から声掛けしてどの程度上がってくるか。連携取りながら考える必要がある。●3-4去年から主任相談支援専門員が始まった。基幹がまず取っていくことが求められている。後方支援だが、SVのことも後方支援に入れるのがいいのではないか。●3-6地域移行、縦割りでなかなか進まないが、東住吉で精神も含めて、協議会で、東住吉区の現状把握を行う会議を行うなどの、ことも対象となる人がどの程度いるのか泊する取り組みから始めたらいいのではないか。●3-2難病の相談に関しては今後の課題、難病は保健師が関わっていて、保健師からも相談できると気づいた。●困難ケースのお金以外の問題も専門知識を覚えてもらっている。●3-4顔の見える関係はできているが、強化が難しい。ナビに、すでにつながっているけど、地域から声をもらう場合がある。連携が欠かせない。どういう形で共有、連携ができるか。今後もお願いしたいといけない。
	4	区における地域課題について	GH、日中勤務でも人材不足、不規則勤務の場合は、どう集めるか課題だなと思う。協議会でどうにかできるかわからないが、働く人の確保が課題。 ●GHの空きなど、相談を受けることが多い。親と二人暮らし、入院必要になった。区内や市内で対応が難しい。区内で解決できない。区内だけでない空き状況の把握が重要。入所に関しても数しれている。府内や府外に協力要請が必要。情報を把握したい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		基幹センター業務をはじめ、初回の自己評価シートであった。改めて項目に沿って評価点を入れてみることで、まだまだ不十分な点が浮かび上がってきたといえる。ありがたいことに、これまで培ってきた自立支援協議会を通じた地域での連携はうまく行っており、基幹センターとなって以降も区内の様々な機関と連携を取りながら支援を行うことができている。	

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		平成30年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会							
	開所曜日	月曜日から金曜日(祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)							
	開所時間	午前09時00分から午後05時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業 指定障害者支援施設(施設入所支援/自立訓練/生活訓練/短期入所)、児童発達支援センター 福祉型							
	事業所の特長	当事業所は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内に設置されています。リハビリテーションセンターとは「障がいのある方へ福祉・医療・教育・労働など多くの分野を有機的に連携しながら、総合的立場から障がいのある方の福祉の向上を図る」という趣旨に基づき4部門の事業から構成されており、そのうちの訓練部門となる指定障がい者支援施設、児童発達支援センター、職業能力開発校については、当該法人がそれぞれの所属や特性を踏まえ一体的に運営しております。当該平野区障がい者基幹相談支援センターについては、その他の事業として位置づけられており、障がいのある人たちへの相談支援事業をおこなう地域の社会資源として役割を果たしているところです。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	1		1				
		兼務	4	1	5				
		計	5	1	6				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員5名(うち介護福祉士3名)							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		当センターの運営管理に際しては、「障がい者総合支援法」や「大阪市障がい者支援計画」などの関連法規、関連施策や設置条例等を最大限に尊重し、障がいのある子ども・障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を実現し、「その人らしく豊かで自立した生活」が営めるように、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を実現することを基本理念としています。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた福祉サービス等が、多様な関係機関から総合的かつ効率的な支援が提供されるよう配慮するとともに、利用者のニーズ充足や課題の解決の過程で、地域において必要な社会資源の改善や開発につとめ、地域福祉の推進に貢献していくことを基本方針とします。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	25	1						26
	聴覚	1	1	5					7
	肢体	44	35	8					87
	内部	14	14				1		29
	計	84	51	13	0	0	1	0	149
難病		2							2
知的障がい		193	187	84		1			465
精神障がい		249	270	169		3	5		696
障がい児		27	12	3					42
重複障がい		54	22	14					90
その他									0
合計		609	542	283	0	4	6	0	1444
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他		合計		
		906件	237件	301件			1444件		

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		<p>平成30年度の相談件数は、合計1444件となっており、新規相談では170件を受け付けています。相談内容については、4割弱が「社会資源の活用」の項目となっていることから、昨年度に引き続き、複合的な課題を抱えた対象者の対応実績が豊富であったと評価しております。それに伴い、相談受付ルートも、行政機関や医療機関からの依頼が増加しており、新規相談対象者の障がい種別においても、精神障がい者が4割強を占め、医療機関や保健活動に連携した退院支援にからむ事案が増加しています。</p> <p>平成30年3月現在、平野区の障がい者手帳交付数は、身体10877件（H29年10962件）、知的2830件（H29年2701件）、精神3380件（H29年3192件）で、昨年に比べ身体が8%減少するなか、知的・精神ともに10%の増加となっています。ここ数年は、障がいの重度化、高齢化や親亡き後を見据えた支援など、当事者のニーズが多様化しており、複合課題の改善に向け、他相談機関等との施策横断的な連携が重要となっており、高齢分野や生活困窮分野等との連携においては、これまでの活動実績を踏まえ、高度な要求水準に応える情報力・技術力の向上を目指した事業展開を図っています。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	3	相談支援専門員を5名配置しており、内3名は専門的資格を有する者となっています。	精神保健福祉士など医療・保健・福祉の分野で活躍ができる有資格者の配置を検討しています。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	様々な専門機関が行う研修に参加しながら、基本的な意識・知識・技術の向上を図るとともに、必要なサービス水準の確保に努めています。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	多忙な折も開所時間中は、事務所が不在にならないよう、人員を加配しており、外勤等においても日々の業務管理に努めています。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切にされるようにしているか。	3	正確な知識の習得と実行を担保するため、「個人情報保護指針（プライバシーポリシー）」や「個人情報保護規程」など各種マニュアルを整備しており、業務上必要な知識・技術の向上を図っています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	敷地内にあるリハビリテーションセンターの相談・判定部門とは、連携体制が整っており、その他精神障がいや難病患者については、適宜保健福祉センターの保健相談員と連携を図っています。また、障がい種別を問わない就労支援に関しても、同一法人が運営する専門機関との相談支援体制が確保されています。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	利用者の障がい特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用い個別対応を図っています。とくに内面的な課題に配慮が必要な発達障がい者等には、積極的にPCメールを活用した対応を行っています。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	3-8その他の取組みの通り、施策分野を超えて相談支援機関等が参画し、総合的に支援方針を共有するための「総合的な支援調整の場（つながる場）」等に参加し、複合的な課題を抱えた事例課題の解決につなげる取組みを実施しています。	障がい者支援機関だけでなく地域の各種団体の定期的な会議に参加するなど、様々な取り組みにより、サービスを含めた社会資源の実態を把握し、適宜これらを柔軟に組み合わせ、適切に情報を提供できる体制を整えておく必要があると考えています。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	平成30年度に依頼を受けた事業者選定係数は、合計113件となっており、毎月開催される「相談事業部会」において、月次報告や事業者の余力確認を行っています。また、過去5年間の実績資料を提示するなど、事業者が相互に状況確認できる機会を設けています。	

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的にを行っているか。	4	平成30年度は合計56件の相談を受け付けており、内2件は事業所の新規開設に関する助言等を行っています。	引き続き、選定業務を通じて地域の相談支援の推進に努め、開設時の指定申請に関する助言等のほか、個別支援のアプローチや支援方針の検討など、専門的な指導や助言等が必要と考えています。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	区全体の調査データや小学校区を単位とする地域の特性の把握に努めており、地域住民・地域福祉団体などと連携する機会が増えています。	地域の特性や福祉ニーズを踏まえ、身近な相談窓口にアクセスできる環境整備を図りながら、相談支援が障がい者等の生活実態を把握する実践を行っていく必要があると考えています。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	可能な限り地域包括支援センター等が主催する「地域ケア会議等」に参加し、障がい施策や福祉サービスについて説明するほか、地域の障がい者を取り巻く状況や課題について説明をおこない、他分野との連携強化を図っています。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	地域の相談支援体制の構築へ向けた取り組みが進むよう、地域の各種相談機関等と有機的に連動するとともに事例検討等を通じ、地域生活における多様な課題の改善に向け、相談支援体制の底上げに尽力しています。	定例開催されている各種部会に積極的に参加し、共通する課題等の抽出に努めながら、地域の中で効果的で質の高い支援に繋がるよう、相談支援体制等の組織発展が必要となっています。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	あらたに当事者部会が設置され、協議会が組織化することで、相互に依存できる関係を持ち、明確で秩序のある構造が生まれたと理解しており、当センターとしては、地域生活における多様な課題の改善に向け、各種専門機関とのパイプ役を担うようにしております。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	市内障がい者支援施設との連携強化に向けた取り組みとして、情報交換や施設見学を実施しました。また、区内一般相談事業者に対し、地域移行支援利用に係る交通費給付事業等の周知を行っています。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	平成30年度の区センターへの通報は0件で、コアメンバー会議への参加は5事例となっています。虐待の判断・分離保護の妥当性つき協議が必要な案件においては、虐待対応にかかる専門相談にも参加しています。また、高齢障がい者虐待防止連絡会では評価年度に関わった事例報告を行っています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」において、区役所の政策推進課と共に「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談窓口となっています。また、相談事項の解決に向けては人権啓発・相談センターや大阪市と連携を図ることとなっています。	
3-8 その他の取組み				

事業所名		平野区障がい者基幹相談支援センター	
		平成30年06月13日 10:00～13:00 東住吉支援学校説明会に参加(相談支援ブース担当) 平成30年07月26日 13:00～15:00 権利擁護の地域連携ネットワーク成年後見制度利用促進研修に参加。 平成30年07月27日 15:00～17:30 平野区就労支援関係者(生活困窮者自立支援事業)ミーティングに参加。 平成30年08月21日～08月22日 大阪府相談支援従事者専門コース別研修に参加。 平成30年08月24日 14:00～16:00 大阪市こころの健康センター研修「薬物依存症の理解」に参加。 平成30年09月19日・20日・22日 大阪市障がい者相談支援研修センター主催「あいさぽーと研修」に参加。 平成30年11月22日 10:00～12:00 平野区保健福祉センター主催「総合的な支援調整の場(つながる場)」に参加。 平成30年11月30日 15:00～17:15 大阪市福祉局地域福祉課主催「障がい者虐待対応研修」に参加。 平成30年12月02日 13:00～15:00 地域自立支援協議会主催「地域共生社会の理解に向けた講演会」に参加。 平成30年12月14日 14:00～15:30 平野区保健福祉センター主催「障がい者・高齢者虐待防止連絡会」に参加。 平成31年01月30日 13:15～17:15 大阪市福祉局地域福祉課主催「障がい者虐待対応研修」に参加。 平成31年02月14日 13:30～15:30 心身障がい者リハビリテーションセンター主催「関係職員専門研修」に参加。 平成31年02月18日 10:00～17:15 大阪府福祉部障がい福祉室主催「障がい者虐待防止・権利擁護研修」に参加。 平成31年02月22日 09:30～17:30 大阪市障がい者相談支援研修センター主催「精神障がい者専門研修」に参加。 平成31年03月15日 10:00～17:00 大阪府相談支援従事者専門コース別研修に参加。 平成31年03月22日 10:00～12:00 平野区保健福祉センター主催「総合的な支援調整の場(つながる場)」に参加。	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		ここ数年来、単身生活者の増加や高齢化、親亡き後の支援など、多様な課題を抱えており、障がい者の地域生活における課題は、複雑化・深刻化し、相談支援を取り巻く環境も大きく変わっています。福祉サービスに対するニーズも高度化するなか、相談支援の事業展開においては、深刻化した福祉課題への専門性を高めつつ、他分野との施策横断的な取り組みが重要となっています。経済難による生活困窮や社会的孤立など「8050問題」を背景として、対象者の病気や介護といった課題が顕在化するなか、精神がいに起因するひきこもり支援等については、地域包括支援センター等の高齢分野から依頼が増えているものの、障がい者手帳や受診歴もなく制度に乗らない状態の対象者も少なくない状況であります。これまで障がい手帳等に基づくケアマネジメントやサービス利用が展開されてきたことから、障がい分野のアウトリーチ活動は、行政主体で推進するものと理解しており、各種関係機関との連携については「総合的な支援調整の場(つながる場)」等の新たな取り組みが有効に機能し、地域の身近な相談窓口において、社会福祉問題への対応力を向上させることが重要と考えています。その他、相談事業部会を通じては、昨年同様に「重度訪問介護における慢性的なヘルパー不足の解消」「児童域から成人域へライフステージに沿った支援の充実」「地域でのネットワークを構築できる技術者の育成」などが課題となっています。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和1年7月19日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	平野区地域自立支援協議会の相談事業部会にて報告を実施しました。当該センターのリーフレットを参加者に配布し、受託事業所の概要を説明。また、区障がい者基幹相談支援センターについて、各種の業務内容や職員配置の状況を報告し、あわせて本市における相談支援事業の変遷について説明をおこなっています。出席者からは、公共施設内に事業所が設置されており、利用者等がアクセスしやすい環境にある等のご意見を頂いております。
	2	相談支援実績について	前年度実績と対比した件数報告をおこない、あわせて当該区における障がい手帳の発行数や区内事業者の選定事業の受入件数など参考資料を作成し、出席者へ報告をおこなっています。出席者からは、輻輳する業務が多忙である状況に理解を頂いたうえで、業務時間中は、電話回線が塞がっていることが多い等の意見があり、当センターからは、地域の障がい者につき緊急の事態が生じた場合等に備えた対応である旨を説明し、他の電話回線の周知については、必要に応じ関係者へ行いたい旨お伝えしています。
	3	業務に対する自己評価について	特に意見を頂いておりません。
	4	区における地域課題について	各相談支援事業者についても、当センターが認識する課題を共有されており、その他部会からも地域の相談支援体制について、広く意見を拝聴するなど、今後の課題抽出の方法についてのご意見を頂いております。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			

<p>事業所名</p>	<p>平野 区障がい者基幹相談支援センター</p>
	<p>部会活動が地域に定着した経過もあり、今回も地域自立支援協議会の相談事業部会において運営評価を頂きました。昨今では、区域を超えたサービス事業者等が定例会に参加されるなど、当該地区の障がい福祉の実情を含め、相談支援体制には強い関心を示されています。これまでサービス供給体制の多様化に翻弄気味であった相談支援専門員も、現状から一定の情報収集に努めつつ、困難事例等の報告や検討を通じた事業者間交流が図られており、地域課題の抽出に繋がる有意義な活動が実施されています。この度の運営評価においては、参考資料として、当センターが作成した「過去7年間の各区障がい者手帳発行数の推移」および「昨年の事業者選定実績(区内ブロックごと集計表)」を提示し、当センターの実績や蓄積に基づき、地域特性についての詳細説明をおこない、地域の障がい者を取り巻く実情を広く共有することができたと考えています。</p>

事業所名		西成 区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		2018年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	(社福)ヒューマンライツ福祉協会								
	開所曜日	月曜日から金曜日								
	開所時間	9:00~17:30								
	同一場所で実施しているその他の事業	生活介護、放課後等デイサービス								
	事業所の特長	法人内サービスには障害児支援や高齢者支援の総合サービスを実施しています。また、子供から高齢に至るまでの支援がスムーズに行える。ライフステージに応じた支援を活かした強みがあります。								
1-2 職員の状況										
			常勤職員		非常勤職員		計			
		専任	1				1			
		兼務	4				4			
		計	5		0		5			
1-3 専門資格の保有状況										
		社会福祉士3名、精神保健福祉士2名(重複あり)介護福祉士4名(重複あり)、介護支援専門員3名(重複あり)								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名	実施曜日		実施時間					
1-5 センター業務についての理念・基本方針										
		障がい者基幹相談支援センターを障がい者の権利擁護エンパワメント支援として捉え、誰もが安心して地域で暮らすソーシャルインクルージョン社会の実現に向けて、① 総合的・専門的な相談支援の実施、② 権利擁護の推進、③ 包括支援の多様性と発見機能、④ 伴走型エンパワメント、⑤ サポートネットワークの構築を基本方針としています。								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	16	0	0	0	0	0	0	16	
	聴覚	2	0	2	0	0	0	0	4	
	肢体	52	5	3	0	0	0	2	62	
	内部	7	0	1	0	0	0	0	8	
	計	77	5	6	0	0	0	2	90	
	難病	1	0	1	0	0	1	0	3	
	知的障がい	226	14	150	0	19	12	17	438	
	精神障がい	163	36	71	0	13	14	10	307	
	障がい児	24	0	0	0	0	0	1	25	
	重複障がい	66	4	4	0	13	1	8	96	
その他	46	0	22	1	4	10	2	85		
合計	603	59	254	1	49	38	40	1044		
②受付方法別件数		電話・メール	来所		訪問・同行		その他		合計	
		462件	133件		274件		175件		1044件	

事業所名		西成 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
<p>○選定ケースについて</p> <p>2017年度の選定ケースは95件に対して、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日まで)の特定選定依頼者は143件であった。</p> <p>1. 選定者の性・年齢について: 選定者の平均年齢は41.3歳であった。性別について、男性は97名(68.5%)、平均年齢42.6歳であった。女性は45名(31.5%)、平均年齢38.4歳であった。選定者の新規利用について、新規利用者は128名(90.2%)であった。</p> <p>2. 選定者の障がい区別の割合: 特定選定者の障がい区分の割合は、精神障害者が53.2%と最も高く、続いて身体障害者20.3%、児童18.2%、知的障害者14.7%であった。</p> <p>3. 選定者の地域別について: 地域別について、上位3地域は萩之茶屋(16.1%)と最も高く、天下茶屋(13.3%)、南津守(11.2%)とであった。</p> <p>4. 選定者における福祉サービスのニーズについて: 福祉サービスのニーズ割合は、家事援助(40.6%)と最も高く、続いて就労系サービス(15.4%)、計画相談(15.4%)、放課後等デイサービス及び児童発達支援(14.7%)であった。</p>				
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか	4	地域の幅広いニーズに対応するため、専門的資格及び知識を有する職員を積極的に配置を促しています。現職員にて専門的資格未取得者に対して、積極的に資格取得を推進する体制を整えています。	ピア職員の配置等、ピアカウンセリングの促進が図れる職員の配置が課題です。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	当職員の相談援助の質の向上を図るため、積極的な研修への参加及び当職員が主体となり研修の企画発案に努めています。	研修不参加な職員に対しての伝達研修を実施し、研修での学びを共有します。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	相談員が不在な時は事務員より連絡を受け迅速に対応できるように連携している。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人内統一のマニュアルを作成しリスクマネジメント委員会を開催し対応している。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	研修会等に積極的に参加し情報共有やネットワーク等の構築に努めている。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	障害特性に応じた対応を行っている。また、手話が必要な方には手話ができる職員を同席しコミュニケーションを図っている。	手話ができる職員を増やしていく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	定期的に地域課題について検討できるように、そのシステム作りに社協や地域定着支援センター等他機関と連携して取り組んでいます。法人内で「多職種連携会議」を立ち上げ、横断的なケースについて協議しています。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	相談支援部会等で情報共有を行い、各事業所の資質等を踏まえ連携しています。また、特定相談支援事業所の特性を見ながら選定を行っている。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	事業所や地域自立支援協議会等からの相談に随時対応しています。相談部会を通じて研修会等も行っている。	より各事業所間にて情報共有を図り、随時後方支援を実施します。

事業所名		西成 区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	地域のイベント等に参加し地域住民のニーズ把握に努めています。	横断的な相談できるシステムの構築を目指します。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターや地域定着支援センター等積極的に連携を行っています。法人内において多職種連携会議を実施し、横断的なニーズ把握とその対応に努めています。	4包括との連絡会など検討していきたい。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	検討部会に参加されている機関や区担当者と連携し進めている。各部会の再編を行っている。	各部会の活性化
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	協議会に参加されている機関と課題を共有し新たに何が必要なか意見交換を行っている。	地域で役割が持てるような居場所の創出を検討しています。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	西成区内の障害者施設からの地域移行を進めている。	他区の障害者施設や精神科病院からの移行について一般相談支援事業所と連携し取り組みが必要
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報から包括と連携するケースも多くあり区担当者、地域、区基幹相談支援センターと迅速な連携ができています。	地域自立支援協議会にて、障がい者虐待研修を継続して実施します。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4		継続して障がい者差別に関する啓発に努めます。
3-8 その他の取組み			<ul style="list-style-type: none"> ・手話カフェの継続 ・第1回西成ポッチャカップ開催(西成ポッチャカップ実行委員会の継続) ・第22回あったかハートフェスティバルへの西成区障がい者自立生活支援調整協議会相談支援部会参画 ・研修会(計4回):「計画相談支援にかかる改訂事項勉強会」「事例検討会のすすめ方について」「大阪医療センター附属病院フィールドワーク」「障がい者虐待・権利擁護研修会」 	

事業所名		西成 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>《8050問題について》 高齢者虐待から見える虐待者の背景に様々な課題が浮き彫りになっている。一つには虐待者が障害ある。障害と認定はされていないがアルコール問題、精神疾患を抱えているあるいは発達障害があるなど様々な原因がある。その中でなかなか見過ごされてきた課題が被虐待者の高齢化や認知症などから状態が悪化してから浮き彫りになってきている。今後高齢化が進む中こういったケースが増えてくると考える。見過ごされてしまうこのような状態を早期にキャッチできる仕組みが必要と考える。地域住民や横断的なシステム連携が望まれる。</p> <p>《ひきこもり問題について》 40歳未満では不登校、40歳以上では退職をきっかけにひきこもりになることが多く、7割弱が男性、8割弱が無職、5割弱は7年以上もひきこもり状態になっています。家庭内孤立や精神障害を併発しているケースも多数です。俗にいうゴミ屋敷問題や顕在化しにくい女性のひきこもりなどもあげられる。このようなケースについてつながらる仕組みや居場所の創設など検討していく必要がある。</p> <p>《災害時の対応について》 2018年度多くの災害がありました。緊急対応が必要な当事者への福祉避難所は設けられました。しかし、情報提供が不十分のため受け入れ先が不明確となっている。より当事者をはじめ事業者が分かりやすい情報を提供する必要があります。</p> <p>《社会参画について》 通所、通勤や通学を希望される当事者の中には、自身のみでは外出が困難のため、移動支援及び同行援護のサービスの利用を希望されるも、制度対象外となり社会参画の機会を失う方も少なくありません。移動支援及び同行援護のサービスの範囲の見直しが必要と考えます。</p> <p>《医療面について》 治療が必要な強度行動障がい者に対して、受入可能である医療機関が限られており、その情報については周知されていません。強度行動障がいの受入可能な医療機関の情報共有が必要で。次に、現在西成区内において、医療を必要とする医療ケア児の通所先が無いことが現状です。医療的ケア児の通所先の創出が必要です。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		2019年5月21日(火)10:00~12:00	
1	相談支援事業の概要について	3-1 運営体制について 難病の職員を配置するとのことだが、精神障がいのピアならサワサワやふれあいの里など、地域活動支援センターも協力ができると思う。	
2	相談支援実績について	3-6 地域移行の推進に向けた取組 ころの健康センターが予算を取って活動をしていることで、各区1名程度精神科病院からの地域移行が可能となっている。 精神科病院からの移行については地域活動支援センターなどが動いており、知的の方への地域移行支援を区基幹センターが担っている状態になっていると思う。 今後、施設から地域移行につながりそうだ、という件数など、目処は立っているのか訊きたい。 区基幹相談視線センター 区基幹相談支援センターと大阪市が大阪市内の施設を訪問する事業が始まっており、西成区所管の方がどこの施設に居るかというリストも受け取っているため、今後広がっていく可能性はあるが、現状では第一博愛から1名(70歳代)の地域移行について相談を受けている。 家族からも「なぜ今更地域に帰すのか」という意見があり、スムーズに進んでいるとは言えないが、地域での生活ができる能力を持っている方であり、理解を促していく必要がある。 2-2 相談支援に関する分析 選定、新規の方が多とのことだが、実際どれくらいの方が障がい福祉サービスの利用に繋がっているのか教えて欲しい。 区基幹相談支援センター 具体の割合は不明であるが、ほぼ繋がっているとは思う。ただ、選定後に「必要ない」などの理由で断られるケースは年間10件程度はある。	

事業所名		西成 区障がい者基幹相談支援センター	
出席者からの意見	3	業務に対する自己評価について	<p>3-7 権利擁護の取組</p> <p>虐待の通報件数について、区役所と比較して区基幹相談支援センターへの通報はどのような状態か教えて欲しい。</p> <p>区基幹相談支援センター 件数の把握はできていないが、圧倒的に区役所への通報が多い。</p> <p>事務局 区役所への通報は警察からのものが多く、内容は虐待認定されない通報も多々ある現状。また、区への通報についても区基幹相談支援センターと連携し、チームで関わるようにしている。</p>
	4	区における地域課題について	<p>《8050問題》</p> <p>虐待者に障がいがあったり(障がいと認定されていないアルコール問題や精神疾患を抱えていることも)、被虐待者の高齢化やそれに伴う認知症があることによって、状況が悪化してから顕在化することもある。</p> <p>地域住民や横断的なシステム連携を行うことで早期にキャッチできる仕組みが必要。</p> <p>《ひきこもり問題》</p> <p>40歳未満では不登校が原因であり、40歳以上では退職をきっかけに引きこもりになることが多い中、7割弱が男性、8割弱が無職、5割弱は7年以上の引きこもり状態になっている現状がある。</p> <p>顕在化しにくい女性の引きこもりやゴミ屋敷問題も絡んでいる可能性もあり、対象者の居場所づくりを検討していきたい。どうやってつながっていくか、啓発はどうしていくか、今後、共に検討していきたい。</p> <p>《医療面について》</p> <p>強度行動障がいがある方が受けられる医療機関が少ないと同時に、医療的ケアを必要とする児童の通所先が区内にない。他区にあっても送迎がないなど、利用が難しい現状がある。大阪市へ対して意見として挙げていく予定。</p>
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>2018年度、西成区内には2か所入所施設があり、そのうちのひとつ、第一博愛からの地域移行を進めているケースはある。</p> <p>しかし精神科病院等からの地域移行について、まだあまり進められていない。相談支援部会で事例などを通して、地域移行への意識・意義について周知していきたい。</p> <p>また、以前、あったかハートにて地域移行の取り組みについてのビデオを流すなどの活動を行っていた経過があるので、そのようなことをまたできたら良いと考えている。</p> <p>虐待研修を行うことで意識付けを広めていくが、差別解消法についてはケースとしては数があがってきていない現状である。今後も啓発を進めていきたい。</p>	